

# 「ご契約のしおり・約款」 内容追加に関するお知らせ

下記の「ご契約のしおり・約款」につきまして、内容を一部追加させていただきます。

つきましては、本紙にて追加内容をお知らせいたしますので、内容をご確認のうえ、お手元の「ご契約のしおり・約款」とあわせて保管いただきますようお願い申し上げます。

## ■追加対象資料

本紙にて追加をお知らせする「ご契約のしおり・約款」は下表のとおりです。

| No. | 媒体                 | 作成時期           | 資料タイトル(掲載商品)  |
|-----|--------------------|----------------|---|
| ①   | 冊子版<br>(W2005)     | 2013年<br>3月作成  | ・ゴールドメディ・ワイド<br>(無配当引受基準緩和型終身医療保険(10))                          |
| ②   | 冊子版<br>(W2007)     | 2013年<br>3月作成  | ・愛する家族のために みんなの一時払介護保険<br>(無配当低解約返戻金型介護認定一時金給付保険(一時払)(11))      |
| ③   | 冊子版<br>(W2008)     | 2013年<br>3月作成  | ・愛する家族のために いざという時こどもの世話になりたくない保険<br>(無配当無解約返戻金型介護認定一時金給付保険(11)) |
| ④   | 冊子版<br>(W2009)     | 2013年<br>3月作成  | ・無配当無選択型終身保険(低解約返戻金型)(2012)                                     |
| ⑤   | 冊子版<br>(W2010)     | 2013年<br>3月作成  | ・告知が少ないE-終身<br>(無配当引受基準緩和型終身保険(低解約返戻金型)(2012))                  |
| ⑥   | 冊子版<br>(W2019)     | 2013年<br>4月作成  | ・さいふにやさしい医療保険<br>(無配当無解約返戻金型医療保険(2013))                         |
| ⑦   | 冊子版<br>(W2023)     | 2014年<br>7月作成  | ・がんベスト・ゴールドα<br>(無配当無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014))                     |
| ⑧   | CD-ROM版<br>(W2024) | 2014年<br>7月作成  | ・全商品(2014年7月版)  |
| ⑨   | CD-ROM版<br>(W2033) | 2014年<br>10月作成 | ・全商品(2014年10月版)   |

## ■変更項目

全「ご契約のしおり・約款」における追加項目は下表のとおりです。次ページにて追加内容をご確認ください。

| 追加箇所                                       | 追加項目                               |
|--|------------------------------------|
| No.①～⑨の各「ご契約のしおり」における「VI. その他生命保険に関するお知らせ」 | FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)にともなう手続きについて |

## FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）にともなう手続きについて

当社は、米国の「FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）」および日本国政府と米国政府の「国際的な税務コンプライアンスの向上及び FATCA 実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」に対応するため、生命保険契約の締結等に際し、お客さまが「米国税制上の特定米国人」または「米国人所有の外国事業体」に該当するかについてご申告いただいております。

なお、当社が FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)にともなう手続きにもとづき取得したお客さまの個人情報は、同法上の目的のために利用します。

### <米国内国歳入法（米国税法）の対応について>

FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）」は、米国納税義務者による租税回避を防ぐため、米国内国歳入法の一部として制定されています。当社は、米国内国歳入法にもとづく本人確認および米国内国歳入庁への報告（それらの要否の判定を含む）を適切に行うために以下の取扱をいたします。

- ①当社が米国納税義務者の該当有無、米国納税者番号等の必要な情報を取得すること
- ②当社が取得した情報および保険契約に関する情報を本人確認や報告の要否判定に利用すること
- ③当社が取得した情報および保険契約に関する情報を必要に応じて米国内国歳入庁へ報告（提供）すること

### <対象となる米国納税義務者について>

「米国納税義務者」とは以下のお客さまが対象となります。

#### 1. 特定米国人

○米国納税義務者から一定の要件に該当する者を除いた個人・法人をいいます。

【特定米国人に該当する例（報告対象）】

- ・米国民 　・米国居住者（※1）
- ・米国パートナーシップ 　・米国法人 　・米国財団 　・米国信託 など

（※1）一般的に米国での滞在日数が 183 日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の 3 分の 1 に相当する日数と前々年の日数の 6 分の 1 に相当する日数も考慮されます。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

【特定米国人に該当しない例】

- ・米国上場法人 　・米国政府 　・米国非課税団体 　・米国銀行 など

#### 2. 米国人所有の外国事業体

○実質的米国人所有者が 1 人以上いる外国事業体（※2）をいいます。

（※2）支配者のなかに直接または間接的に 25%を超える議決権または価値を有する特定米国人が 1 人以上いる外国事業体

○外国事業体のうち、一定の条件を満たす事業体は報告が免除されています。

【免除対象となる外国事業体の例】

- ・上場法人およびその関連会社
- ・政府機関等（政府、行政機関、国際組織、中央銀行など）
- ・過年度の総所得のうち、投資所得が 50%未満の事業体
- ・一定の非営利団体、公益法人 など

○FATCA 対応に協力する金融機関は、原則、報告が免除されています。

お客さまに確認手続きに応じていただけない場合、および米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合には、当社は、生命保険契約の締結を行いません。また、契約締結後において、確認手続きに応じていただけない等の場合には、米国内国歳入庁の要請に基づき、該当のご契約情報等を日米当局間で交換することとされています。

以上

本紙はお手元の「ご契約のしおり・約款」とあわせて保管いただきますようお願い申し上げます。

〔募集代理店〕

〔引受保険会社〕

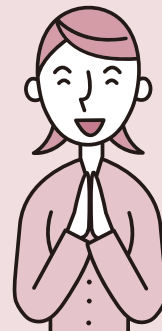
**AIG富士生命保険株式会社**

本 社 〒105-8633 東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル

総合サービスセンター ☎0120-211-901

受付時間：月～金（祝日・年末年始を除く）9:00～17:00

# お申込みいただいた保険の 主契約・特約を チェックして、 保障内容をご確認ください。



※主契約および付加された特約の種類は、お引受け承諾後にお送りいたします  
保険証券にてご確認ください。

## 保障内容チェック表

(しおり・約款の該当ページには、各主契約・特約の  
保障内容(支払内容)を掲載しています。)

| ご契約された<br>項目に <input checked="" type="checkbox"/> チェックを |   | しおり<br>該当ページ | 約款<br>該当ページ |
|---|---|--------------|-------------|
| 主契約   | <input type="checkbox"/> 無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014) | 25ページ        | 3ページ        |
| 特 則   | <input type="checkbox"/> 悪性新生物無事故給付金特則          | 32ページ        | 16ページ       |
| 特 約   | <input type="checkbox"/> 上皮内新生物診断給付金特約(2014)    | 26ページ        | 27ページ       |
|   | <input type="checkbox"/> 悪性新生物初回診断一時金特約(2014)   | 28ページ        | 36ページ       |
|   | <input type="checkbox"/> がん先進医療特約(2014)         | 29ページ        | 44ページ       |
|   | <input type="checkbox"/> がん入院・手術特約(2014)        | 31ページ        | 53ページ       |
|   | <input type="checkbox"/> がん死亡保障特約(2014)         | 32ページ        | 62ページ       |
|   | <input type="checkbox"/> リビング・ニーズ特約             | 34ページ        | 72ページ       |
|   | <input type="checkbox"/> 指定代理請求人特約              | 37ページ        | 86ページ       |
|   | <input type="checkbox"/> 5年ごと利差配当付年金払特約         | 41ページ        | 91ページ       |

# ご契約のしおり・約款

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただきますようお願いいたします。

# ご契約のしおり・約款 もくじ

## 「ご契約のしおり」

ご契約についての重要事項をわかりやすくご説明しています。  
しおりをお読みいただくうえで、わからない保険用語がありましたら、  
「主な保険用語のご説明」をあわせてご参照ください。

◎保障内容チェック表

◎目的別もくじ ..... しおり - 4

◎主な保険用語のご説明 ..... しおり - 6

## I ご契約にあたって

- ① 申込書・告知書の記入について ..... しおり - 10
- ② 保険契約の締結と生命保険募集人の権限について ..... しおり - 10
- ③ クーリング・オフ制度について ..... しおり - 11
- ④ 個人情報のお取扱いについて ..... しおり - 13
- ⑤ 健康状態や職業等の告知義務について ..... しおり - 14
- ⑥ 保障の責任開始期について ..... しおり - 16
- ⑦ ご契約内容等の確認制度について ..... しおり - 18
- ⑧ 保険証券・告知内容のご確認について ..... しおり - 18

## II 保険の特長としくみについて

- ⑨ 無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)の特長としくみ ..... しおり - 20
- ⑩ 給付金のお支払いと保険料払込免除 ..... しおり - 25
- ⑪ 付加できる特約・特則について ..... しおり - 26
  - (1) 上皮内新生物診断給付金特約(2014) ..... しおり - 26
  - (2) 悪性新生物初回診断一時金特約(2014) ..... しおり - 28
  - (3) がん先進医療特約(2014) ..... しおり - 29
  - (4) がん入院・手術特約(2014) ..... しおり - 31
  - (5) がん死亡保障特約(2014) ..... しおり - 32
  - (6) 悪性新生物無事故給付金特則 ..... しおり - 32
  - (7) リビング・ニーズ特約 ..... しおり - 34
  - (8) 指定代理請求人特約 ..... しおり - 37
  - (9) 5年ごと利差配当付年金払特約 ..... しおり - 41
  - (10) 電子情報処理機器による保険契約申込に関する特約 ..... しおり - 43
- ⑫ 特則の自動更新について ..... しおり - 45

## III 保険料について

- ⑬ 保険料の払込方法(回数)について ..... しおり - 46
- ⑭ 保険料の払込方法(経路)について ..... しおり - 46
- ⑮ 保険料をまとめて払い込む方法について ..... しおり - 48
- ⑯ 払込猶予期間とご契約の失効について ..... しおり - 48
- ⑰ 効力を失ったご契約の復活について ..... しおり - 50
- ⑱ 保険料のお払込みが困難なときの継続方法 ..... しおり - 51
- ⑲ 給付金等お支払いの際の保険料精算 ..... しおり - 52
- ⑳ 保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱い ..... しおり - 54

## IV 給付金等について

- ㉑ 給付金等のご請求について ..... しおり - 56
- ㉒ 給付金等の支払期限 ..... しおり - 59
- ㉓ 給付金等をお支払いできない場合 ..... しおり - 60
- ㉔ 給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合の具体的事例 ..... しおり - 63

## V ご契約後のお取扱いについて

|    |                              |     |   |    |
|----|------------------------------|-----|---|----|
| 25 | ご契約の解約と解約返戻金                 | しおり | - | 66 |
| 26 | 給付金等の受取人による保険契約の存続           | しおり | - | 67 |
| 27 | 被保険者からご契約者への解約請求について         | しおり | - | 67 |
| 28 | 保険契約者・死亡給付金(特約がん死亡保険金)受取人の変更 | しおり | - | 68 |
| 29 | 死亡給付金(特約がん死亡保険金)受取人が亡くなられた場合 | しおり | - | 69 |
| 30 | 住所変更などの場合                    | しおり | - | 70 |
| 31 | 管轄裁判所について                    | しおり | - | 70 |
| 32 | 生命保険と税制上の特典                  | しおり | - | 71 |

## VI その他生命保険に関するお知らせ

|    |                                     |     |   |    |
|----|-------------------------------------|-----|---|----|
| 33 | 保険金額等が削減される場合                       | しおり | - | 74 |
| 34 | 「生命保険契約者保護機構」について                   | しおり | - | 74 |
| 35 | 保険契約等に関する情報の共同利用について                | しおり | - | 77 |
| 36 | ご契約内容等のお取扱いについて                     | しおり | - | 78 |
| 37 | 現在のご契約を解約・減額等して新たなご契約をお申込みになる際の留意事項 | しおり | - | 78 |
| 38 | 当社の組織形態について                         | しおり | - | 79 |
| 39 | 取引時確認(本人確認)について                     | しおり | - | 79 |
| 40 | このような場合、ただちにご連絡ください。                | しおり | - | 80 |

## 「約款」 ご契約から消滅までのとりきめを記載しています。

|                              |    |   |     |
|------------------------------|----|---|-----|
| 無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)普通保険約款 | 約款 | - | 1   |
| 上皮内新生物診断給付金特約条項(2014)        | 約款 | - | 26  |
| 悪性新生物初回診断一時金特約条項(2014)       | 約款 | - | 35  |
| がん先進医療特約条項(2014)             | 約款 | - | 43  |
| がん入院・手術特約条項(2014)            | 約款 | - | 53  |
| がん死亡保障特約条項(2014)             | 約款 | - | 61  |
| リビング・ニーズ特約条項                 | 約款 | - | 71  |
| 指定代理請求人特約条項                  | 約款 | - | 85  |
| 5年ごと利差配当付年金払特約条項             | 約款 | - | 90  |
| 特別条件付保険特約条項                  | 約款 | - | 97  |
| 保険料口座振替特約条項                  | 約款 | - | 102 |
| 保険料口座振替特約条項(団体扱・集団扱用)        | 約款 | - | 106 |
| 団体扱特約条項Ⅰ                     | 約款 | - | 109 |
| 団体扱特約条項Ⅱ                     | 約款 | - | 112 |
| 集団扱特約条項                      | 約款 | - | 115 |
| 保険料クレジットカード払特約条項             | 約款 | - | 118 |
| 電子情報処理機器による保険契約申込に関する特約条項    | 約款 | - | 121 |
| 責任開始期に関する特約条項                | 約款 | - | 124 |

A I G 富士生命からのお願い  
説明事項ご確認のお願い



# 目的別もくじ

しおりをお読みいただくうえで、わからない保険用語がありましたら、「主な保険用語のご説明」をあわせてご参照ください。

## ご契約にあたって

保険用語が分からない



▶ **主な保険用語のご説明**

しおり-6ページへ ▶▶▶

申込みを撤回したい

▶ **3** クーリング・オフ制度について

しおり-11ページへ ▶▶▶

告知について知りたい



▶ **5** 健康状態や職業等の告知義務について

しおり-14ページへ ▶▶▶

いつから保障が  
開始されるか知りたい

▶ **6** 保障の責任開始期について

しおり-16ページへ ▶▶▶

## 主契約・特約について

保険の特長としくみを  
知りたい



▶ **9** 無解約返戻金型悪性新生物療養保険  
(2014)の特長としくみ

しおり-20ページへ ▶▶▶

保険料払込免除に  
ついて知りたい

▶ **10** 給付金のお支払いと保険料払込免除

しおり-25ページへ ▶▶▶

付けることのできる  
特約について知りたい



▶ **11** 付加できる特約・特則について

しおり-26ページへ ▶▶▶

更新について知りたい

▶ **12** 特則の自動更新について

しおり-45ページへ ▶▶▶

## 保険料について

保険料をまとめて払い込む  
方法について知りたい



▶ **15** 保険料をまとめて払い込む方法に  
ついて

しおり-48ページへ ▶▶▶

保険料の払込みができなかった  
場合について知りたい

▶ **16** 払込猶予期間とご契約の失効について

しおり-48ページへ ▶▶▶

効力を失った保険を  
元に戻したい



▶ **17** 効力を失ったご契約の復活について

しおり-50ページへ ▶▶▶

保険料の払込みの都合がつかない  
場合の継続方法について知りたい

▶ **18** 保険料のお払込みが困難なときの  
継続方法

しおり-51ページへ ▶▶▶

## 給付金等について

給付金等の請求手続き・  
必要書類等について知りたい



▶ **21** 給付金等のご請求について

しおり-56ページへ ▶▶▶

受取人が請求できない場合の  
代理請求について知りたい

▶ **11** 付加できる特約・特則について  
(8)指定代理請求人特約

しおり-37ページへ ▶▶▶

給付金等が受け取れない  
ケースについて知りたい



▶ **23** 給付金等をお支払いできない場合

しおり-60ページへ ▶▶▶

▶ **24** 給付金等をお支払いする場合  
またはお支払いできない場合の  
具体的事例

しおり-63ページへ ▶▶▶

## ご契約後のお取扱いについて

契約の解約について  
知りたい



▶ **25** ご契約の解約と解約返戻金

しおり-66ページへ ▶▶▶

保険契約者や死亡給付金  
受取人を変更したい

▶ **28** 保険契約者・死亡給付金(特約  
がん死亡保険金)受取人の変更

しおり-68ページへ ▶▶▶

生命保険に関する  
税金について知りたい



▶ **32** 生命保険と税制上の特典

しおり-71ページへ ▶▶▶

## 各種手続き等

証券をなくした  
結婚して姓が変わった  
電話で保障内容を  
確認したい



▶ **40** このような場合、  
ただちにご連絡ください。

しおり-80ページへ ▶▶▶





# 主な保険用語のご説明

しおりをお読みいただくうえで参考となる保険用語をわかりやすく説明しています。

## か 解除

告知義務違反があった場合などに、保険期間の途中で、当社の決定によりご契約を消滅させることをいいます。

## 解約返戻金

ご契約を解約された場合などに、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。短期間で解約されますと、返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。

なお、無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)の場合は、保険料払込期間中の解約返戻金はありません。

## き 給付金

上皮内新生物や悪性新生物と診断確定されたときや、上皮内新生物や悪性新生物による入院をしたときや手術を受けられたときなどにお支払いするお金のことです。

## 給付金受取人

給付金を受け取る人をいいます。

## け 契約応当日

ご契約後の保険期間中にむかえる契約日の年単位、半年単位または月単位の応当日のことです。

(例) 契約日が平成25年12月1日の場合

年単位の契約応当日 : 平成26年12月1日以降の毎年12月1日

半年単位の契約応当日 : 平成26年6月1日以降の毎年12月1日  
および6月1日

月単位の契約応当日 : 平成26年1月1日以降の毎月1日

## 契約者 (保険契約者)

当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利(契約内容変更などの請求権)と義務(保険料払込義務)を持つ人をいいます。

## 契約年齢

被保険者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

(例) ご契約時に満32歳7か月の被保険者の契約年齢は32歳となります。

## 契約日

次の時を「保険期間の始期」とし、その日を保険契約の契約日とします。なお、この契約日が保険期間の起算日や年齢の計算の基準日になります。

- ・被保険者に関する告知を受け、当社が保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合  
……第1回保険料を受け取った時
- ・第1回保険料相当額を受け取った後に当社が保険契約の申込を承諾した場合  
……第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)

ただし、口座振替月払等の場合は、「保険期間の始期」の属する月の翌月1日が契約日となります。

## こ 告知・告知義務・告知義務違反

ご契約者と被保険者は、ご契約のお申込みをされるときに現在の健康状態や職業、過去の病歴など当社がおたずねする重要なことについて当社に事実をお知らせ(告知)いただきます。これを「告知義務」といいます。告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、告知義務違反としてご契約が解除されることがあります。

し

失効

保険料お払込みの猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなかったために、保険契約の効力が失われることをいいます。

指定代理請求人

給付金等の受取人である被保険者が、給付金等を請求できない特別な事情があるときに、給付金等の受取人に代わり、給付金等を請求することができる方であり、契約者によりあらかじめ指定された方をいいます。

支払事由

約款に定める給付金等をお支払いする事由のことをいいます。

主契約と特約

約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

診査

診査扱のご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また、勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法、生命保険面接士の観察報告による方法もあります。

せ

責任開始日(期)

無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)は、ご契約のお引受けを当社が承諾した場合は、第1回保険料相当額を当社が受け取った時(告知前に受け取ったときは告知の時)を保険期間の始期とし、悪性新生物に関する保障についてはその日から90日を経過した日の翌日に保険契約上の保障が開始され、この時期を責任開始期といいます。また、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

(ご注意)詳細は、「⑥ 保障の責任開始期について」をご覧ください。

責任準備金

将来の保険金などをお支払いするために、保険料の中から必要な金額を積み立てています。この積立金のことをいいます。

た

第1回保険料相当額

保険契約のお申込みの際に契約成立前にお払込みいただくお金のことです。保険契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。

は

払込期月

保険料をお払込みいただく期間のことをいいます。保険料払込方法(回数)に応じ、次の契約応当日が属する月の初日から末日までになります。

(例)保険料払込方法(回数)が月払で、契約日が平成24年12月1日の場合、第2回目の保険料の払込期月は、平成25年1月1日から1月31日までとなります。

ひ

被保険者

生命保険の保障の対象となる人のことをいいます。

ふ

復活

保険契約が失効した後、保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、改めて告知をしていただきますが、健康状態などによっては復活できないこともあります。なお、失効後1年が経過すると復活できなくなります。

**ほ****保険期間**

保険契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。

**保険期間満了日**

保険期間の終了する日をいいます(悪性新生物無事故給付金特則の場合)。年満了(年満期)の場合は、契約日からその年数に達する年単位の契約応当日の前日となります。

**保険金**

被保険者が亡くなられたとき等にお支払いするお金のことです。

**保険金受取人**

保険金を受け取る人をいいます。

**保険証券**

保険契約の成立や内容を証する重要なもので、給付金額(保険金額)や保険期間などのご契約内容を具体的に記載したものです。

**保険年度**

契約日から起算した1年ごとの期間をいいます。契約日から最初の満1か年を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度、……といいます。

**保険料**

ご契約者にお払込みいただくお金のことです。

**保険料期間**

保険料が充当される期間のことをいいます。保険料の払込方法(回数)に応じて、それぞれの契約応当日から、次の払込期月の契約応当日の前日までの期間となります。

(例)年 払の場合：年単位の契約応当日から次の年単位の契約応当日の前日までの期間(1年)

半年払の場合：半年単位の契約応当日から次の半年単位の契約応当日の前日までの期間(6か月)

月 払の場合：月単位の契約応当日から次の月単位の契約応当日の前日までの期間(1か月)

**保険料払込期間**

ご契約者が保険料をお払込みいただく期間のことをいいます。保険料払込期間には全期払と短期払があります。全期払は、保険期間と保険料払込期間が同じもので、短期払は、保険料払込期間が保険期間より短い期間のものをいいます。

**保険料払込方法(回数)**

保険料払込方法(回数)には、年1回払い込む年払、半年に1回払い込む半年払、毎月払い込む月払があります。

**保険料払込方法(経路)**

保険料払込方法(経路)には、口座振替によるお払込み、団体を経由してのお払込み(給与引き去り)などがあります。

---

## め 免責事由

被保険者が支払事由に該当された場合でも、保険契約者の故意などのケースでは給付金等が支払われないことがあります。この支払われない事由のことをいいます。

---

## や 約款

ご契約から消滅までのとりきめを記載したものです。

---

## ゆ 猶予期間

払込期月内に保険料のお払込みの都合がつかない場合のために、お払込みの猶予期間を設けています。猶予期間内に保険料のお払込みがないと保険契約は失効します。

また、『責任開始期に関する特約』を付加した場合は猶予期間内に第1回保険料のお払込みがないと保険契約は無効となります。

なお、猶予期間は保険料払込方法(回数)によって異なります。

# I ご契約にあたって

## 1 申込書・告知書の記入について

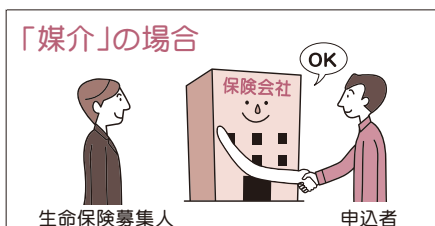
1. 申込書はご契約者ご自身で記入し内容を十分お確かめのうえ、署名と押印をしてください。
2. 告知書は被保険者ご自身で正確にご記入ください。

他人が署名・押印をすると  
契約が認められないので  
ご注意ください。



## 2 保険契約の締結と生命保険募集人の権限について

### 保険契約締結の「媒介」と「代理」について



生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。



生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して生命保険募集人が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

### !! 重要

- 生命保険の募集は保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。
- 当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、ご契約内容の変更等に関する当社の承諾が原則として必要になります。

#### 【当社の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続きの例】

- ・保険契約の復活 ・特約の中途付加 等

\*お客さまの取扱者である当社生命保険募集人の権限等に関するご確認を希望される場合には、当社総合サービスセンター（0120-211-901）までご連絡ください。

## 3 クーリング・オフ制度について

### 1 ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

1. 申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます。）は「ご契約の申込日」または「クーリング・オフ制度について記載した書面を受け取った日」のいずれか遅い日から起算して14日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。
2. お申込みの撤回等の書面の発信時に保険金・給付金等の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面の発信時に、申込者等が保険金・給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
3. お申込みの撤回等があった場合には、当社は、申込者等にお払込みいただいた金額を全額返還します。
4. 当社は、申込者等に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求しません。

#### ご注意

次の場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。

- (1) 当社が指定する医師の診査が終了した場合
- (2) 債務履行の担保のための保険契約である場合
- (3) 既契約の内容変更（特約の中途付加等）の場合
- (4) 法人をご契約者とする保険契約である場合

### 2 申出方法

1. お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により総合サービスセンター宛に発信してください。
2. お申込みの撤回等の書面は契約者ごとに作成してください。また、ご自身の個人情報保護の観点から、なるべく封書にてお申出ください。
3. 保険証券がお手元に到着している場合には、書面とともに封書にてご送付ください。書面送付後に保険証券が到着した場合には、総合サービスセンター（0120-211-901）までご連絡ください。

## ●お申込みの撤回等の書面送付先

〒542-8567 大阪府大阪市中央区南船場1-18-11  
A I G 富士生命保険株式会社 総合サービスセンター

## ●お申込みの撤回等の書面記入例

A I G 富士生命保険株式会社 行

私は平成〇〇年〇月〇日に申し込みました下記契約の申込みを撤回します。

- ・証券番号：才〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ・保険種類：無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）
- ・契約者：〇〇 〇〇（ｶ：〇〇〇〇 〇〇〇〇） ・被保険者：〇〇 〇〇
- ・住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
- ・電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（←日中連絡のつく電話番号をご記入ください。）
- ・申込者名：〇〇 〇〇 印（←自署、申込書と同一印にてお願いします。）
- ・送金先口座：〇〇銀行〇〇支店普通〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇口座名義〇〇〇〇 〇〇〇〇  
（↑すでに保険料をお払込みいただいた場合のみご記入ください。）

## 4 個人情報のお取扱いについて

1. 当社は、ご契約に関してご提供いただきました医療情報などの機微(センシティブ)情報を含むお客さまの個人情報は、次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。
  - (1) 各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
  - (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供・ご契約の維持管理
  - (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
  - (4) その他保険に関連・付随する業務
2. 本契約の申込者および被保険者には、お申込みいただいた保険契約に関する個人情報につき、上記1の(1)～(4)までの目的に基づく利用、ならびに下記の(1)～(5)までの提供・利用をさせていただきます。本契約のお引受等に必要な提供・利用が含まれていますので、同意いただきたくお願いいたします。
  - (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いの可否を判断するために医師、生命保険面接士、契約等確認会社、業務委託先、金融機関、他の保険会社等に対して個人情報を提供すること。
  - (2) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いの可否を判断する上で参考にするために、個人情報を一般社団法人生命保険協会や他の生命保険会社等と共同利用すること。
  - (3) 各種保険商品の開発・サービスの充実、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払いの可否を判断するために個人情報を当社グループ企業内で共同利用すること。
  - (4) 商品・サービスのご案内・提供のために個人情報を当社グループ企業、提携先企業・団体、取扱代理店との間で共同利用すること。
  - (5) 再保険契約の照会・締結や再保険契約に基づく通知、再保険金の請求のために、個人情報を再保険会社(再々保険以降の出再先を含む)に提供すること。

\*2.(3)、(4)の共同利用について

- ・共同利用するデータ項目は、住所、氏名、電話番号、性別、生年月日、その他申込書等に記載されたご契約内容、事故状況および保険金支払状況等の内容です。
- ・共同利用する個人データの管理責任者は、A I G富士生命保険株式会社です。

3. 当社グループ企業の範囲、グループ企業・提携先企業との共同利用、各種商品やサービスの一覧および個人情報保護方針については当社ホームページ(<http://www.aig-fuji-life.co.jp/>)をご覧ください。
4. お客さまから、ご自身に関する情報の開示・訂正・利用の停止・消去・第三者提供の停止のご請求があった場合は、ご本人からの申し出であることおよびご請求理由を確認させていただいた上で、適正に対応します。また、個人情報のご変更や当社のお取扱いに関するご相談、ご質問あるいは苦情につきましては、適切かつ迅速に対応させていただきますので、総合サービスセンター(0120-211-901)までご連絡ください。



## 5 健康状態や職業等の告知義務について

### 1 告知義務とは

1. 生命保険は、多数の方々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事している方などが無条件に契約しますと、保険料負担の公平性が保たれません。したがって、ご契約者や被保険者には、健康状態等について告知をしていただく義務があります。
2. ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、お身体の障害状態、現在のご職業等について「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。  
 \*医師の診察を受けられた結果、医師から問題ない旨の回答があった場合でも告知は必要です。

### 2 告知の方法

|  |   |
|--|---|
| 診査を行うご契約の場合（診査扱）                                 | 当社指定の医師が被保険者の過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）その他についておたずねいたしますので、その <u>医師に口頭により告知</u> してください。口頭により告知していただいた内容は、医師により記録されますのでその内容をご確認のうえご署名ください。 |
| 勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法や、当社の生命保険面接士の面接報告による方法の場合 | 被保険者ご自身で <u>告知書にありのままを記入</u> してください。  |
| 診査を行わないご契約の場合（告知書扱）                              | 被保険者ご自身で <u>告知書にありのままを記入</u> してください。  |

#### ご注意

- 生命保険会社および生命保険会社が指定した医師は告知受領権を有しています。
- 生命保険募集人（代理店）・生命保険面接士は告知受領権を有していません。
- 生命保険募集人（代理店）・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはならず、当社所定の告知書に記入していただくことが必要です。

### 3 傷病歴等がある方への引受対応

1. 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態に応じた引受対応を行っております。（傷病歴があってもお引受けできる場合があります。）
2. 告知等の結果を踏まえ、当社は次のいずれかのとおり取り扱います。
  - (1) 申込内容どおりお引受けする。
  - (2) 特別な条件（「特定障害不担保法」）を適用して、お引受けする。
  - (3) ご契約の引受けをお断りする。


 ご注意

- 無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）は、「保険料の割増」、「保険金の削減」、「特定部位の不担保」等の特別な条件をつけてご契約をお引受けすることはできません。ただし、特別な条件として「特定障害不担保法」（当社が指定した視力障害または聴力障害による保険料払込免除を不担保として引き受ける方法）を適用してご契約をお引受けすることがあります。

#### 4 告知義務違反（告知が事実と相違する場合）

1. 告知していただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約や特約を解除することがあります。
  2. 責任開始日または復活日から2年を経過していても、給付金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約や特約を解除することがあります。この場合、解約返戻金があればご契約者にお支払いします。
  3. ご契約や特約を解除した場合には、たとえ給付金等の支払事由が発生していても、給付金等をお支払いすることはできません。また、保険料払込の免除事由が発生していても、保険料のお払込みを免除することはできません。ただし、「給付金等の支払事由または保険料払込の免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金等をお支払いすること、または保険料のお払込みを免除することがあります。
  4. 当社の募集人が「事実の告知を妨げたとき」、「告知をしないことを勧めたとき」または「事実でないことを告げることを勧めたとき」は、当社はご契約や特約を解除することができません。ただし、こうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告知されなかったかまたは事実でないことを告知されたと認められる場合は、当社はご契約や特約を解除することができます。
- \*当社の募集人が「事実の告知を妨げたとき」、「告知をしないことを勧めたとき」または「事実でないことを告げることを勧めたとき」は総合サービスセンター（0120-211-901）までご連絡ください。
- \*上記のご契約や特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約や特約の締結状況等により、給付金等をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる責任開始日または復活日から2年経過後にも取消しとなることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

## 6 保障の責任開始期について

1. 責任開始期とは、お申込みいただいたご契約の保障が開始される時期をいいます。また、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
2. 主契約・悪性新生物初回診断一時金特約（2014）の悪性新生物に関する保障、上皮内新生物診断給付金特約（2014）の上皮内新生物に関する保障、がん先進医療特約（2014）・がん入院・手術特約（2014）・がん死亡保障特約（2014）の上皮内新生物・悪性新生物に関する保障については、以下の時を保険期間の始期とし、その属する日から起算して90日を経過した日の翌日を責任開始日とします。

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 『責任開始期に関する特約』を付加しない場合 | 「第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を当社が受け取った時（※）」または「告知の時」のいずれか遅い時 |
| 『責任開始期に関する特約』を付加する場合  | 「お申込みを受けた時（当社が保険契約の申込書を受領した時）」または「告知の時」のいずれか遅い時              |

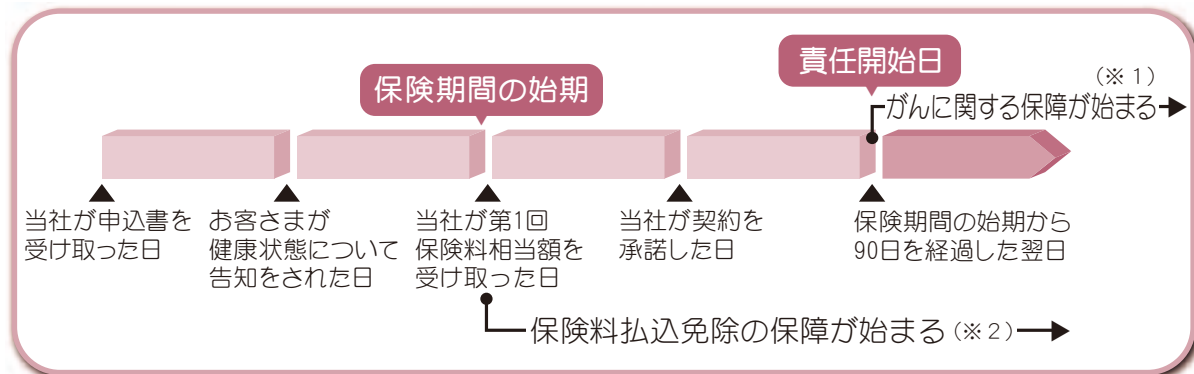
（※）第1回保険料をクレジットカードにより払い込んでいただく場合、「当社がクレジットカードの有効性を確認し、クレジットカードによる保険料のお払込みを承諾した時」となります。

3. 主契約の保険料払込免除の責任開始期は以下のようになります。

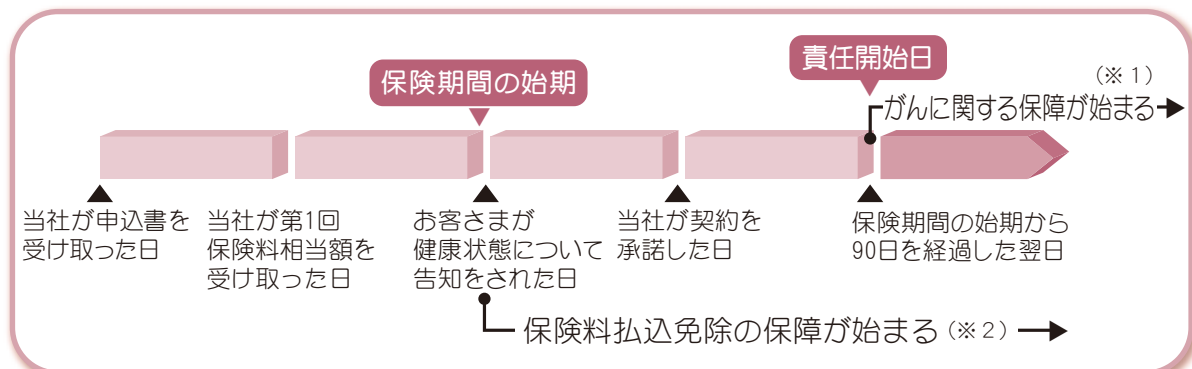
|   | 保険料払込免除事由  | 責任開始期                 |
|---|--|-----------------------|
| ① | 被保険者が保険期間の始期以後の傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に高度障害状態に該当したとき                              | 保険期間の始期               |
| ② | 被保険者が保険期間の始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に身体障害状態に該当したとき | 保険期間の始期               |
| ③ | 被保険者が責任開始期以後の保険料払込期間中に初めて悪性新生物と診断確定されたとき   | 保険期間の始期から90日を経過した日の翌日 |

### ● 『責任開始期に関する特約』を付加しない場合

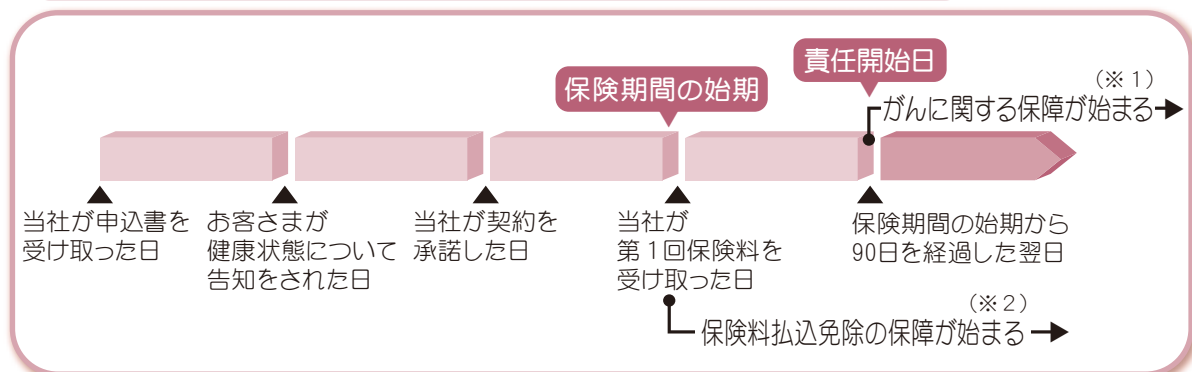
#### 告知後に保険料を受け取った場合



保険料を受け取った後に告知をされた場合

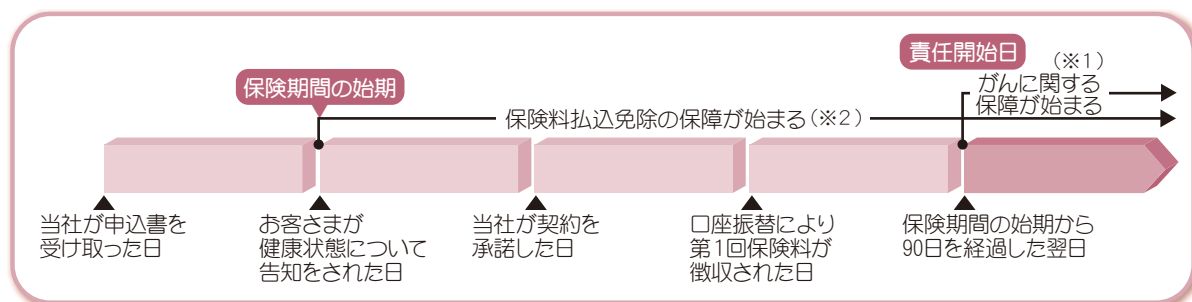


告知および契約を承諾後に保険料を受け取った場合



● 『責任開始期に関する特約』を付加する場合

「責任開始期に関する特約」を付加された場合



(※1) 保険料払込免除事由③の保障も始まります。「3. の表の③」をご覧ください。

(※2) 保険料払込免除事由①および②の保障が始まります。「3. の表の①、②」をご覧ください。


**ご注意**

『責任開始期に関する特約』について

1. 『保険料口座振替特約』とあわせて付加する必要があります。
2. 第1回保険料は、払込期間内（保険期間の始期の属する日からその翌月末日まで）に払い込む必要があります。なお、払込期間内に保険料のお払込みがない場合の猶予期間は、払込期月の翌月初日から翌月末日までとなります。
3. 猶予期間を過ぎても第1回保険料のお払込みがなかった場合、保険契約は保険期間の始期に遡って無効となります（保障がなくなります）。
4. 第1回保険料のお払込みの前に、給付金等の支払事由が発生した場合のお取扱いは次のとおりです。
  - (1) 給付金等から第1回保険料を差し引きます。（第2回以後保険料の払込期月の契約応当日が到来している場合は、第2回以後保険料分も差し引きます。）
  - (2) 支払われる給付金等が当該期間までにお払込みいただく必要がある保険料に不足する場合は、保険料払込の免除事由に該当されたときは、保険料（不足する場合は不足分）をお払込みいただく必要があります。

## 7 ご契約内容等の確認制度について

1. ご契約の申込後または給付金等のご請求および保険料払込免除のご請求の際、ご契約の申込（告知）内容またはご請求内容等について、当社の社員または当社で委託した者が訪問または電話により確認させていただく場合があります。事実の確認にあたりましては、お客さまのプライバシーの保護に関し細心の注意をもってお取り扱いさせていただきますのでご協力をお願いいたします。
2. 事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または受取人が当社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで給付金等をお支払いいたしません。また、保険料払込免除をいたしません。

## 8 保険証券・告知内容のご確認について

1. ご契約をお引受けしますと、保険証券をご契約者にお送りしますので、お申込みの際の内容と相違していないかどうかもう一度よくお確かめください。
2. お申込みの際には、告知書の写しをご契約者または被保険者にお渡ししますので、告知内容が相違していないかどうかもう一度よくお確かめください。
3. 万一、内容が相違していたり、ご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。

お電話  
ください!

総合サービスセンター  
受付時間

 0120-211-901  
月～金（祝日・年末年始を除く）  
9:00～17:00



## II 保険の特長としくみについて

### 9 無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）の特長としくみ

#### (1) 特長

##### 1 悪性新生物と診断確定されたとき給付金をお支払いします。

1. 被保険者が責任開始期（※1）以後の保険期間中に初めて悪性新生物（※2）と診断確定（※3）されたときに、悪性新生物診断給付金をお支払いします。
2. 悪性新生物診断給付金は、その後、支払事由に該当する限り何回でもお支払いします（2年に1回を限度）。（※4）  
（※1）責任開始期は、保険料払込免除に関する一部事由を除き、保険期間の始期から起算して90日を経過した日の翌日となります（「I ⑥ 保障の責任開始期について」をご覧ください）。  
（※2）悪性新生物とは、以下の『無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）普通保険約款 別表5（悪性新生物）』に定めるものをいいます。

この保険契約における「悪性新生物」とは、下記（1）および（2）をみたすものをいいます。なお、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」（第7版）の病気分類が0期の病変は含みません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は悪性新生物に該当しません。

- （1）平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」（注）によるものとします。

| 分類項目                     | 基本分類コード |
|--------------------------|---------|
| 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物         | C00～C14 |
| 消化器の悪性新生物                | C15～C26 |
| 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物        | C30～C39 |
| 骨および関節軟骨の悪性新生物           | C40～C41 |
| 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物       | C43～C44 |
| 中皮および軟部組織の悪性新生物          | C45～C49 |
| 乳房の悪性新生物                 | C50     |
| 女性生殖器の悪性新生物              | C51～C58 |
| 男性生殖器の悪性新生物              | C60～C63 |
| 腎尿路の悪性新生物                | C64～C68 |
| 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 | C69～C72 |
| 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物     | C73～C75 |
| 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物  | C76～C80 |
| リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物  | C81～C96 |
| 独立した（原発性）多部位の悪性新生物       | C97     |
| 真性赤血球増加症<多血症>            | D45     |
| 骨髄異形成症候群                 | D46     |

|               |       |
|---------------|-------|
| 慢性骨髄増殖性疾患     | D47.1 |
| 本態性（出血性）血小板血症 | D47.3 |

(2) 厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

| 第5桁コード |                      |
|--------|----------------------|
| ／3     | ・・・悪性、原発部位           |
| ／6     | ・・・悪性、転移部位           |
| ／9     | ・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳 |

(注) 詳細については厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/sippeif/>) をご覧ください。

(※3) 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検・剖検）により医師（日本の医師または歯科医師および日本の医師または歯科医師と同等と当社が認めた日本国外の医師または歯科医師を含みます。）の資格を持つ者によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検・剖検）が得られない場合には、他の所見（\*）による診断確定も認めることがあります。

(\*) 他の所見とは、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見、手術所見の全部またはいずれかを指します。これらの所見を認める場合とは、「悪性新生物の全身転移等の末期症状で手術をしない場合」や「脳腫瘍等で手術をしない場合」等、病理組織学的所見が不能である場合となります。

(※4) 悪性新生物診断給付金の2回目以降のお支払いに際しては、診断確定に加えて入院の開始（前回の支払事由該当日から2年経過時に入院中である場合も含みます。）または通院が必要となります。

## 2 初めて悪性新生物と診断確定された時点で以後の保険料のお払込みが免除されます。

責任開始期以後の保険料払込期間中に初めて悪性新生物と診断確定された時点で、以後の保険料のお払込みが免除されますので、保険料の心配をする必要がありません。また、所定の高度障害状態や所定の身体障害の状態に該当された場合にも以後の保険料のお払込みが免除されます。詳細については「**10** 給付金のお支払いと保険料払込免除」をご覧ください。

## 3 短期払で保険料払込期間満了後に死亡した場合は、死亡給付金があります。

| 死亡給付金 |   |
|-------|---|
| 全期払   | ・ <u>保険期間を通じて死亡給付金はありません。</u>   |
| 短期払   | ・ <u>保険料払込期間中の死亡</u> ：死亡給付金はありません。<br>・ <u>保険料払込期間満了後の死亡</u> ：悪性新生物診断給付金額の10%の死亡給付金をお支払いします。（保険料払込期間満了日までの保険料が全て払い込まれていることを要します。） |

\*全期払とは保険料払込期間と保険期間が同じ期間のものを、短期払とは保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。



**4 短期払で保険料払込期間満了後に解約した場合は、解約返戻金があります。**

| 解約返戻金 |   |
|-------|---|
| 全期払   | ・ 保険期間を通じて解約返戻金はありません。  |
| 短期払   | ・ 保険料払込期間中の解約：解約返戻金はありません。<br>・ 保険料払込期間満了後の解約：悪性新生物診断給付金額の10%の解約返戻金をお支払いします。(保険料払込期間満了日までの保険料が全て払い込まれていることを要します。) |

\*全期払とは保険料払込期間と保険期間が同じ期間のものを、短期払とは保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。

\*特約・特則に関しては保険期間を通じて解約返戻金はありません。

**5 無配当であり、また、保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことにより割安な保険料になっています。**

**6 各種特約や特則を付加することにより、保障内容を充実させることができます。**

ご希望により、『上皮内新生物診断給付金特約（2014）』、『悪性新生物初回診断一時金特約（2014）』、『がん先進医療特約（2014）』、『がん入院・手術特約（2014）』、『がん死亡保障特約（2014）』、『悪性新生物無事故給付金特則』等を付加することができます。

【主契約・特約でお支払対象（保険料払込免除）となるがん（上皮内新生物・悪性新生物）の範囲】  
お支払対象（保険料払込免除）となる場合：○ お支払対象（保険料払込免除）とならない場合：×

|            |                        | 給付金等   |       | 保険料の払込免除 |       |
|------------|------------------------|--------|-------|----------|-------|
|            |                        | 上皮内新生物 | 悪性新生物 | 上皮内新生物   | 悪性新生物 |
| <b>主契約</b> | 無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014） | ×      | ○     | ×        | ○     |
| <b>特約</b>  | 上皮内新生物診断給付金特約（2014）    | ○      | ×     | ×        | ○     |
|            | 悪性新生物初回診断一時金特約（2014）   | ×      | ○     | ×        | —（※）  |
|            | がん先進医療特約（2014）         | ○      | ○     | ×        | ○     |
|            | がん入院・手術特約（2014）        | ○      | ○     | ×        | ○     |
|            | がん死亡保障特約（2014）         | ○      | ○     | ×        | ○     |

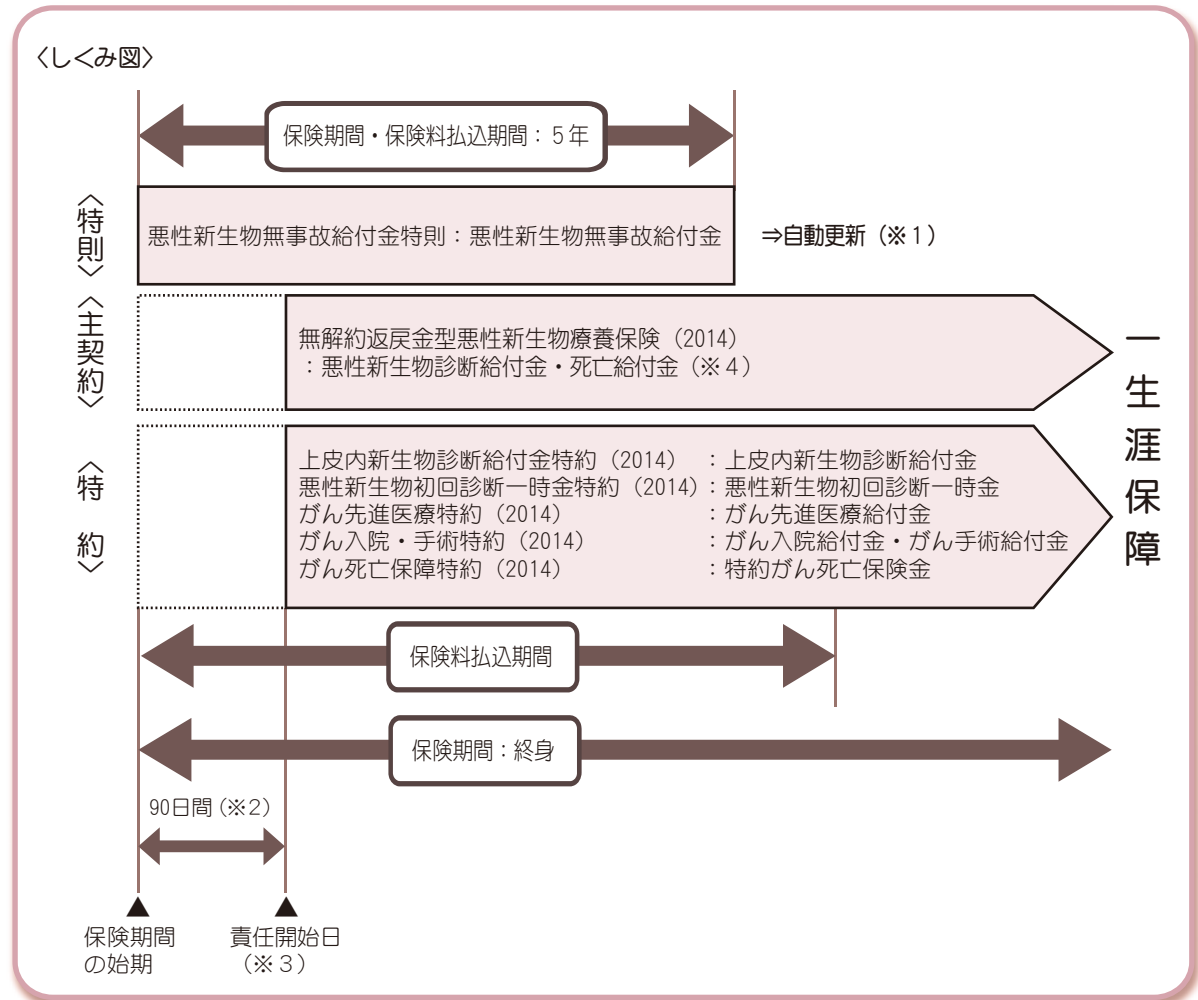
（※）悪性新生物と診断確定された場合、悪性新生物初回診断一時金特約（2014）は、その時にさかのぼって消滅します。

\*この保険契約における悪性新生物および上皮内新生物の定義については、それぞれ『無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）普通保険約款 別表5（悪性新生物）』および『上皮内新生物診断給付金特約条項（2014） 別表2（上皮内新生物）』をご覧ください。

\*悪性新生物無事故給付金特則については「⑪（6）悪性新生物無事故給付金特則」をご覧ください。

(2) しくみ

保険期間が終身で短期払の場合



(※1) 自動更新については、「**12** 特則の自動更新について」をご覧ください。

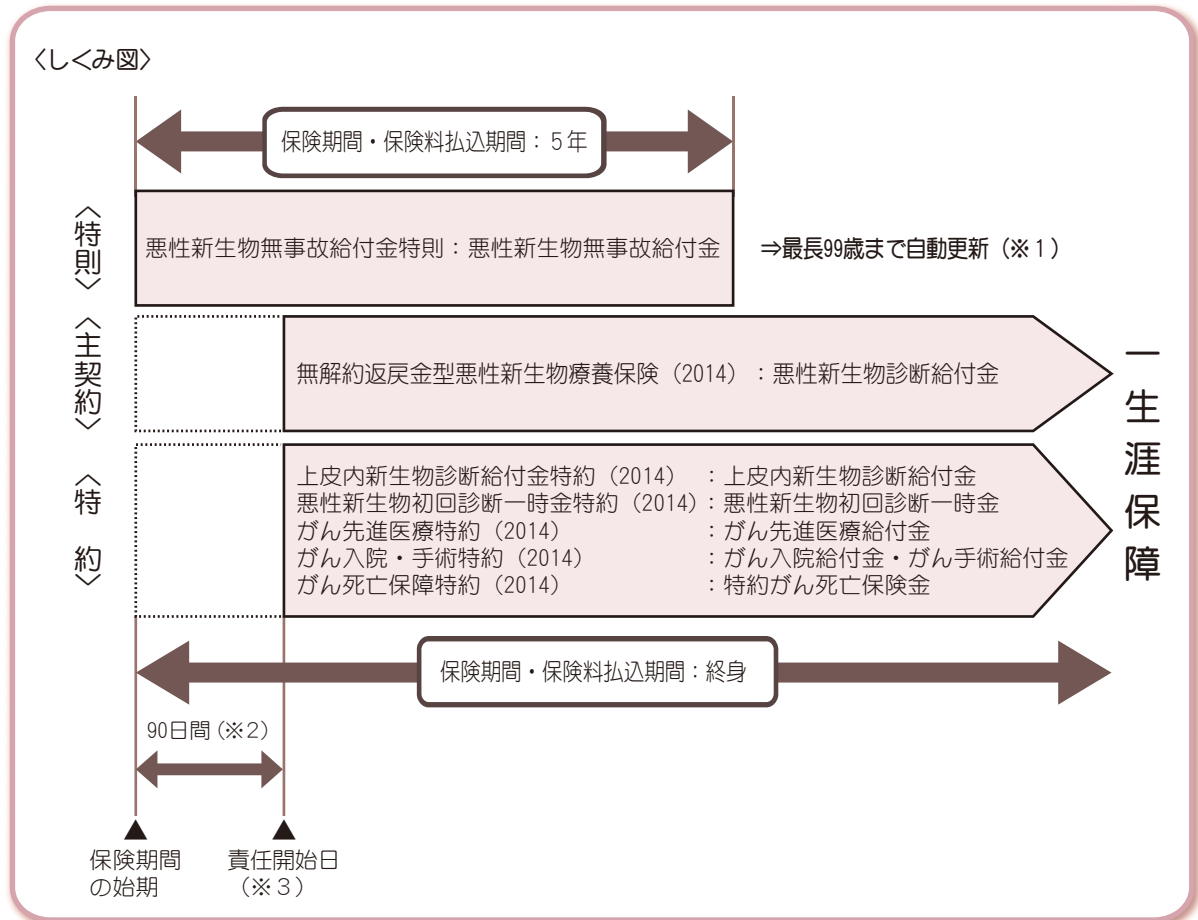
(※2) 以下の保障は、保険期間の始期から91日目に開始します。

- ・主契約・悪性新生物初回診断一時金特約(2014)の悪性新生物に関する保障
- ・上皮内新生物診断給付金特約(2014)の上皮内新生物に関する保障
- ・がん先進医療特約(2014)・がん入院・手術特約(2014)・がん死亡保障特約(2014)の上皮内新生物・悪性新生物に関する保障

(※3) 責任開始日については、「**6** 保障の責任開始期について」をご覧ください。

(※4) 死亡給付金は、被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に亡くなられたときにお支払いします。

保険期間が終身で全期払の場合



（※1）自動更新については、「**12** 特則の自動更新について」をご覧ください。

（※2）以下の保障は、保険期間の始期から91日目に開始します。

- ・主契約・悪性新生物初回診断一時金特約（2014）の悪性新生物に関する保障
- ・上皮内新生物診断給付金特約（2014）の上皮内新生物に関する保障
- ・がん先進医療特約（2014）・がん入院・手術特約（2014）・がん死亡保障特約（2014）の上皮内新生物・悪性新生物に関する保障

（※3）責任開始日については、「**6** 保障の責任開始期について」をご覧ください。

## 10 給付金のお支払いと保険料払込免除

### 1 給付金のお支払い

| お支払いする場合  | 給付金の種類     | 支払額             | 受取人      |
|---|------------|-----------------|----------|
| 被保険者が責任開始期（※1）以後の保険期間中に次のいずれかに該当したとき<br>（1）初めて悪性新生物と診断確定されたとき（※2）<br>（2）前回の悪性新生物診断給付金の支払事由に該当した日から起算して2年を経過した日の翌日以後に、責任開始期以後の保険期間中に診断確定された悪性新生物の治療を目的として病院または診療所において入院を開始したときまたは通院をしたとき（※3）（※4） | 悪性新生物診断給付金 | 悪性新生物診断給付金額     | 被保険者     |
| 被保険者が <u>保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡した</u> とき   | 死亡給付金      | 悪性新生物診断給付金額×10% | 死亡給付金受取人 |

（※1）復活のお取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。

（※2）悪性新生物と診断確定されていれば、入院の有無は問いません。また、責任開始期前に悪性新生物と診断確定されていた場合には悪性新生物診断給付金は支払われず契約は無効となります。この場合の保険料の取扱いは「**23** 給付金等をお支払いできない場合」をご覧ください。

（※3）悪性新生物診断給付金は、支払事由に該当する限り何回でもお支払いします（2年に1回を限度とします）。

（※4）前回の悪性新生物診断給付金支払事由が該当日から起算して2年を経過した日の翌日（保険期間中に限ります。）に、悪性新生物の治療を目的とした入院を継続されている場合には、その日に入院を開始したものとみなして悪性新生物診断給付金をお支払いします。

約款も  
合わせて  
ご覧ください

無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）  
普通保険約款 第2条（給付金の支払）

#### ご注意

- 被保険者が亡くなられたときにご契約は消滅します。この場合、保険契約者またはその承継人は、当社へ通知してください。
- 保険料払込期間中に被保険者が亡くなられ、死亡給付金が支払われない場合には、解約返戻金その他の返戻金の払戻しはありません。

## 2 保険料払込免除

被保険者が次のいずれかに該当した場合には、以後の保険料のお払込みが免除されます。

1. 保険期間の始期（※1）以後の傷害または疾病を原因として保険料払込期間中に所定の高度障害状態（※2）になられたとき
2. 保険期間の始期（※1）以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害の状態（※3）になられたとき
3. 責任開始期（※1）以後の保険料払込期間中に初めて悪性新生物と診断確定されたとき（※1）「保険期間の始期」、「責任開始期」については、「I ⑥ 保障の責任開始期について」をご覧ください。

（※2）「所定の高度障害状態」については、『無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）普通保険約款 別表3（対象となる高度障害状態）』をご覧ください。

（※3）「所定の身体障害の状態」については、『無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）普通保険約款 別表4（対象となる身体障害の状態）』をご覧ください。



### ご注意

- 主契約の保険料のお払込みが免除される場合には、付加されている特約・特則の保険料のお払込みも同時に免除されます。
- 主契約が上記3. に該当したことにより保険料のお払込みが免除される場合には、『悪性新生物初回診断一時金特約（2014）』および『悪性新生物無事故給付金特則』は消滅します。
- 保険料のお払込みが免除された後は、「減額」等の保障内容の変更はできません。「住所変更、契約者変更、改姓・改名、法人商号変更等の名義訂正、受取人変更」等の契約情報の変更は可能です。

## 11 付加できる特約・特則について

### （1）上皮内新生物診断給付金特約（2014）

#### 1 特長

上皮内新生物（※1）と診断確定されたとき、給付金をお支払いします。（※2）

（※1）上皮内新生物とは以下の『上皮内新生物診断給付金特約条項（2014） 別表2（上皮内新生物）』に定めるものをいいます。

（※2）給付金のお支払いには制限があります。詳細は、「2 給付金のお支払い」をご覧ください。

この特約における「上皮内新生物」とは、下記（１）および（２）をみたまのをいいます。  
 なお、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌を含みます。

- （１）平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」（注）によるものとします。

| 分類項目   | 基本分類コード     |
|--------|-------------|
| 上皮内新生物 | D00～D07、D09 |

- （２）厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

| 第5桁コード         |
|----------------|
| / 2 . . . 上皮内癌 |

（注）詳細は厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/sippe/>）をご覧ください。

## 2 給付金のお支払い

| お支払いする場合  | 給付金の種類          | 支払額              | 受取人                       |
|---|-----------------|------------------|---------------------------|
| 被保険者がこの特約の責任開始期（※1）以後のこの特約の保険期間中に上皮内新生物と診断確定されたとき（※2）（※3）（※4） | 上皮内新生物<br>診断給付金 | 上皮内新生物<br>診断給付金額 | 主契約の悪性<br>新生物診断給<br>付金受取人 |

（※1）復活のお取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。

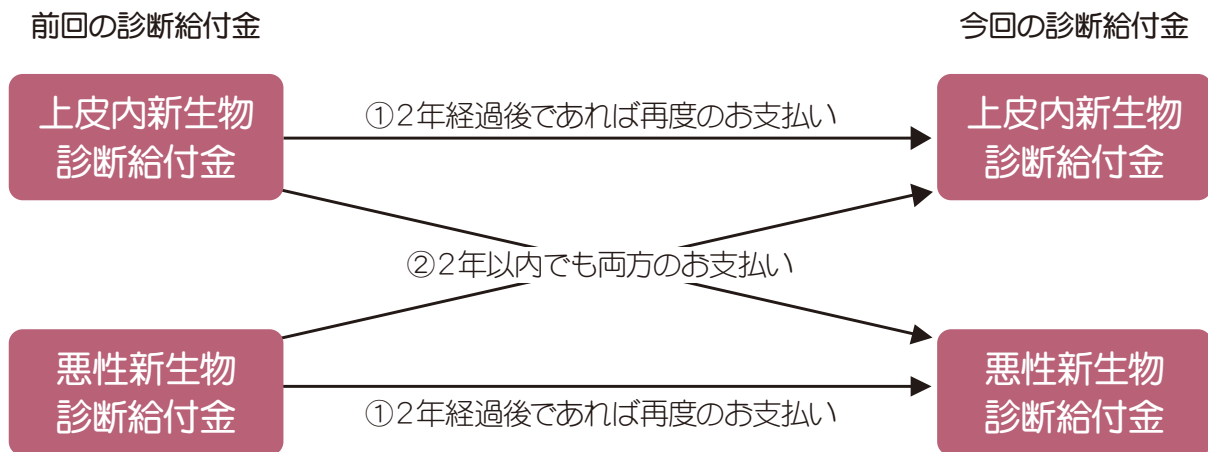
（※2）上皮内新生物と診断確定されていれば、入院の有無は問いません。また、責任開始期前に上皮内新生物または悪性新生物と診断確定されていた場合には上皮内新生物診断給付金は支払われず契約は無効となります。この場合の保険料の取扱いは「**㊦** 給付金等をお支払いできない場合」をご覧ください。

（※3）上皮内新生物診断給付金は、支払事由に該当する限り何回でもお支払いします（2年に1回を限度とします）。

（※4）前回の支払事由該当日から2年以内に再び支払事由に該当後に次のいずれかに該当した場合、給付金をお支払いします。

- ・前回の支払事由該当日から2年を経過した日の翌日（保険期間中に限ります。）に、上皮内新生物の治療を目的とした入院を継続されているとき
- ・前回の支払事由該当日から2年を経過した日の翌日以後の保険期間中に、上皮内新生物の治療を目的とした入院を開始されたとき
- ・前回の支払事由該当日から2年を経過した日の翌日以後の保険期間中に、上皮内新生物の治療を目的とした通院をされたとき

### 3 悪性新生物診断給付金と上皮内新生物診断給付金のお支払い



- ①主契約の悪性新生物診断給付金またはこの特約の上皮内新生物診断給付金のお支払後、その支払事由該当日から2年経過後に再び同一の給付金の支払事由に該当した場合、保険期間中であれば何回でもお支払いします（それぞれ2年に1回を限度とします）。
- ②主契約の悪性新生物診断給付金とこの特約の上皮内新生物診断給付金の支払事由に該当した場合、支払事由間の期間にかかわらず、両方の給付金をお支払いします。

#### ⚠️ ご注意

- この特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 主契約の悪性新生物診断給付金とこの特約の上皮内新生物診断給付金の支払事由に該当した場合でも、それぞれの給付金の支払事由の原因となった疾病が同一または医学上の因果関係があると当社が認めたときは悪性新生物診断給付金を支払い、上皮内新生物診断給付金は支払いません。なお、すでに上皮内新生物診断給付金を支払っている場合には、悪性新生物診断給付金額から上皮内新生物診断給付金額を差し引いた金額を悪性新生物診断給付金として支払います。

## (2) 悪性新生物初回診断一時金特約 (2014)

### 1 特長

初めて悪性新生物と診断確定されたときに、主契約の給付金に加えて一時金をお支払いします。

## 2 一時金のお支払い

| お支払いする場合  | 一時金の種類           | 支払額               | 受取人                       |
|---|------------------|-------------------|---------------------------|
| 被保険者がこの特約の責任開始期（※1）以後のこの特約の保険期間中に初めて悪性新生物と診断確定されたとき（※2）（※3） | 悪性新生物<br>初回診断一時金 | 悪性新生物<br>初回診断一時金額 | 主契約の悪性<br>新生物診断給<br>付金受取人 |

（※1）復活のお取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。

（※2）悪性新生物と診断確定されていれば、入院の有無は問いません。また、責任開始期前に悪性新生物と診断確定されていた場合には悪性新生物初回診断一時金は支払われず契約は無効となります。この場合の保険料の取扱いは「**㊦** 給付金等をお支払いできない場合」をご覧ください。

（※3）悪性新生物初回診断一時金が支払われた場合には、この特約は、被保険者が悪性新生物初回診断一時金の支払事由に該当したときから消滅したものとみなします。



### ご注意

- この特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

## (3) がん先進医療特約（2014）

### 1 特長

がん（上皮内新生物・悪性新生物）の治療を目的に先進医療を受けたとき、その技術料と同額の給付金を何回でもお支払いします（通算支払限度：2,000万円）ので、最先端の治療法にも備えられます。

（※）給付金のお支払いには制限があります。詳細は「**2** 給付金のお支払い」をご覧ください。

### 2 給付金のお支払い

| お支払いする場合  | 給付金の種類        | 支払額  | 受取人                       |
|---|---------------|--|---------------------------|
| 被保険者がこの特約の責任開始期（※1）以後のこの特約の保険期間中に、次のすべてを満たす療養を受けられたとき<br>（1）この特約の責任開始期以後に診断確定されたがん（※2）を直接の原因とする療養（※3）であること<br>（2）先進医療（※4）による療養であること | がん先進医療<br>給付金 | 先進医療による療養<br>に係る技術料と同額<br><br>【通算支払限度：<br>2,000万円】 | 主契約の悪性<br>新生物診断給<br>付金受取人 |

（※1）復活のお取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。



- (※2) この特約におけるがんについては、『がん先進医療特約条項(2014) 別表2(悪性新生物および上皮内新生物(「がん」))』をご覧ください。
- (※3) 療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療のことをいいます。
- (※4) 支払対象となる先進医療については、『がん先進医療特約条項(2014) 別表4(先進医療)』をご参照ください。

### 1. 先進医療による療養について

- (1) がん先進医療給付金の支払対象となる先進医療による療養とは、健康保険法等に定める公的医療保険制度における「評価療養」のうち、厚生労働大臣が定める先進医療による療養でがん(上皮内新生物・悪性新生物)の治療を目的としたものをいいます。ただし、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所(以下、「病院等」といいます。)において行われるものに限ります。
- (2) 先進医療による療養を受ける場合、一般的な治療にかかわる費用は公的医療保険制度の給付対象となりますが、先進医療にかかわる技術料は給付対象外となるため、全額自己負担となります。

### 2. 先進医療に関するご注意

- (1) ご加入後も、この特約の保険期間中に新たに厚生労働大臣の承認を得て先進医療の対象となった医療技術のうちがん(上皮内新生物・悪性新生物)の治療を目的としたものは、がん先進医療給付金の支払対象となります。一方、ご加入時点で先進医療の対象であった医療技術でも、療養を受けた日現在において、一般の保険診療に導入されている場合(公的医療保険制度の給付対象となっている場合)や承認取消等の事由によって先進医療ではなくなっている場合は、がん先進医療給付金の支払対象とはなりません。
- (2) がん先進医療給付金のご請求には、給付金請求書・当社所定の診断書等の他に、先進医療に係る技術料が記載されている領収書等が必要となる場合がありますので、先進医療による療養を受けた病院等の発行する領収書等を大切に保管してください。

### 3. 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更

法令等の改正による公的医療保険制度の改正があった場合で特に必要と認めるときは、当社は、主務官庁の認可を得て、将来に向けてこの特約のがん先進医療給付金の支払事由を公的医療保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。この場合、支払事由を変更する日の2か月前までにご契約者宛にご連絡いたします。ただし、正当な理由によって2か月前までにご連絡できない場合には、変更日前にご連絡いたします。

#### ご注意

- この特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- この特約の付加は、被保険者お一人につき1契約に限ります。また、この特約は次の①または②と重複して付加することは可能ですが、③または④と重複して付加することはできません。
  - ①『先進医療特約(08)』『無解約返戻金型医療保険(08)』の特約)
  - ②『引受基準緩和型先進医療特約(10)』『引受基準緩和型終身医療保険(10)』の特約)
  - ③『がん先進医療特約(10)』『無解約返戻金型がん療養保険(10)』の特約)
  - ④『先進医療特約(2013)』『無解約返戻金型医療保険(2013)』の特約)
- 厚生労働大臣が先進医療として定める医療技術・適応症・病院等の詳細については、厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html>)をご参照ください。

## (4) がん入院・手術特約 (2014)

### 1 特長

がん（上皮内新生物・悪性新生物）の治療を目的に入院をしたとき、入院日数に応じた給付金を、また手術を受けたとき、手術1回につき給付金をお支払いします。給付金は入院日数や手術回数に制限なくお支払いしますので、長期入院や複数回の手術にも備えられます。

(※) 給付金のお支払いには制限があります。詳細は「**2** 給付金のお支払い」をご覧ください。

### 2 給付金のお支払い

| お支払いする場合   | 給付金の種類  | 支払額                          | 受取人               |
|--|---------|------------------------------|-------------------|
| 被保険者がこの特約の責任開始期以後のこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をされたとき<br>(1) 責任開始期(※1)以後にがん(※2)と診断確定されたこと<br>(2) 診断確定されたがん(※2)の治療を直接の目的とする入院であること<br>(3) 所定の病院または診療所(※3)における所定の入院(※4)であること | がん入院給付金 | がん入院給付金日額<br>×入院日数           | 主契約の悪性新生物診断給付金受取人 |
| 被保険者がこの特約の責任開始期以後のこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす手術を受けられたとき<br>(1) 責任開始期(※1)以後に診断確定されたがん(※2)の治療を直接の目的とする手術であること<br>(2) 所定の手術(※5)であること<br>(3) 所定の病院または診療所(※3)における手術であること        | がん手術給付金 | 手術1回につき、<br>がん入院給付金日額<br>×20 | 主契約の悪性新生物診断給付金受取人 |

(※1) 復活のお取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。

(※2) この特約におけるがんについては、『がん入院・手術特約条項(2014) 別表2(悪性新生物および上皮内新生物(「がん」))』をご覧ください。

(※3) 所定の病院または診療所とは『がん入院・手術特約条項(2014) 別表4(病院または診療所)』に定めるものとします。

(※4) 所定の入院とは『がん入院・手術特約条項(2014) 別表5(入院)』に定めるものとします。

(※5) 所定の手術とは『がん入院・手術特約条項(2014) 別表3(対象となる手術)』に定めるいずれかの種類の手術とします。

1. がん入院給付金の支払対象となる入院の日数に限度はありません。
2. がん手術給付金の支払対象となる手術の回数に限度はありません。ただし、手術の種類によっては、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とするものがあります。

3. 被保険者が、時期を同じくしてがん手術給付金の支払事由に該当する2種類以上の手術を受けた場合には、1種類の手術についてのみ手術給付金を支払います。



**ご注意**

- この特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

## (5) がん死亡保障特約 (2014)

### 1 特長

がん（上皮内新生物・悪性新生物）により、万一のことがあったとき、保険金をお支払いします。

### 2 保険金のお支払い

| お支払いする場合   | 保険金の種類    | 支払額        | 受取人          |
|--|-----------|------------|--------------|
| 被保険者がこの特約の責任開始期（※1）以後に診断確定されたがん（※2）を直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡したとき（※3） | 特約がん死亡保険金 | 特約がん死亡保険金額 | 特約がん死亡保険金受取人 |

（※1）復活のお取扱いが行われた後は、最後の復活の際の責任開始期とします。

（※2）この特約におけるがんについては、『がん死亡保障特約条項（2014）別表2（悪性新生物および上皮内新生物（「がん」））』をご覧ください。

（※3）責任開始期前にがんと診断確定されていた場合には特約がん死亡保険金は支払われません。



**ご注意**

- この特約には保険期間を通じて解約返戻金はありません。

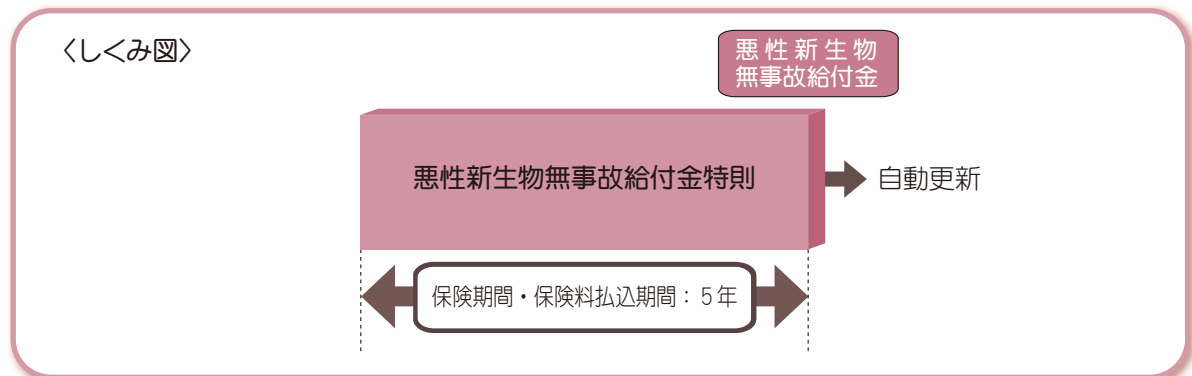
## (6) 悪性新生物無事故給付金特則

### 1 特長

悪性新生物に罹患せず、特則の保険期間を健康に過ごせたとき、給付金をお支払いします。

## 2 給付金のお支払い

| お支払いする場合   | 給付金の種類      | 支払額          | 受取人   |
|--|-------------|--------------|-------|
| 被保険者がこの特則の保険期間満了時に生存し、かつ、保険期間中に悪性新生物診断給付金が支払われなかったとき | 悪性新生物無事故給付金 | 悪性新生物無事故給付金額 | 保険契約者 |



### 1. 悪性新生物無事故給付金の自動すえ置

悪性新生物無事故給付金は、支払事由が生じたときから、当社所定の利率による利息をつけて自動的にすえ置とします。なお、すえ置かれた悪性新生物無事故給付金は、ご契約者からご請求があったとき、または主契約が消滅したとき（主契約が更新される場合を除く。）にご契約者にお支払いします。

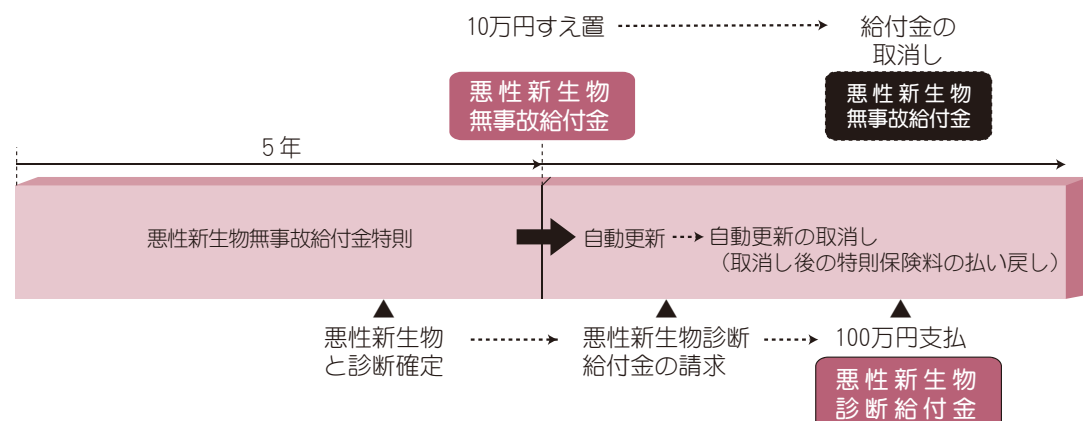
### 2. 悪性新生物無事故給付金のお支払いに関するご注意

#### (1) 悪性新生物無事故給付金のすえ置後に悪性新生物診断給付金の請求を受けた場合

悪性新生物無事故給付金がすえ置かれていた場合で、その悪性新生物無事故給付金を支払うと判定した保険期間に遡及した悪性新生物診断給付金の請求があり、当社がこの悪性新生物診断給付金を支払うこととしたときは、悪性新生物無事故給付金は支払事由に該当しませんので、お支払いはありません。

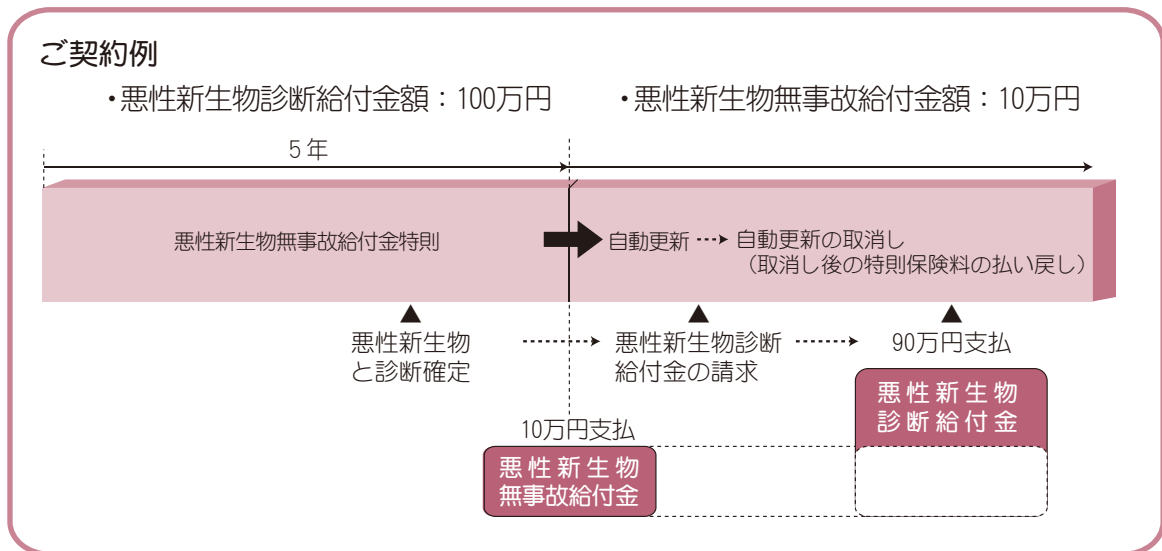
### ご契約例

- ・悪性新生物診断給付金額：100万円
- ・悪性新生物無事故給付金額：10万円



(2) 悪性新生物無事故給付金のお支払後に悪性新生物診断給付金の請求を受けた場合  
悪性新生物無事故給付金が支払われた後に、その悪性新生物無事故給付金を支払うと  
判定した対象期間に遡及した悪性新生物診断給付金が支払われる場合には、次のとおり  
取り扱いします。

- ①悪性新生物診断給付金がお支払いした悪性新生物無事故給付金より多い場合は、悪性  
新生物診断給付金から既に支払われた悪性新生物無事故給付金を差し引いて悪性新生  
物診断給付金をお支払いします。



- ②悪性新生物診断給付金の金額がお支払いした悪性新生物無事故給付金の金額より小さい  
場合には、ご契約者は、その差額（不足額）を当社に返還してください。

**⚠️ ご注意**

- この特則には保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 自動更新については、「**12** 特則の自動更新について」をご覧ください。
- 被保険者がこの特則の保険期間中に初めて悪性新生物と診断確定されたとき、この特則は消滅  
します。

## (7) リビング・ニーズ特約

### 1 特長

1. この特約は、責任開始期以後に診断確定されたがん（上皮内新生物・悪性新生物）を直  
接の原因として被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、将来の特約がん死亡  
保険金の支払いに代えて特定状態保険金を支払うことを目的としたものです。
2. この特約に対する保険料は不要です。

## 2 特定状態保険金のお支払い

| お支払いする場合  | お支払いする特定状態保険金  | 特定状態<br>保険金受取人 |
|---|--|----------------|
| 特定状態保険金の受取人から、被保険者が責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因として被保険者の余命が6か月以内と判断される「所定の書類」の提出があり、当社が正当と認めるとき | がん死亡保障特約（2014）の特約がん死亡保険金額の範囲内、かつ、最高3,000万円を限度（※1）としてご請求時に指定した金額（指定保険金額）から、特定状態保険金のご請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額を差し引いた金額（※2） | 被保険者<br>（※3）   |

（※1）複数のご契約にこの特約を付加されている場合、同一被保険者についての指定保険金額は通算して3,000万円を限度とします。

（※2）保険料払込免除事由に該当し、保険料のお払込みが免除されている場合、特定状態保険金のご請求日から6か月間の指定保険金額に対応した保険料に相当する額は指定保険金額から差し引かれません。

（※3）法人が保険契約者かつ主契約の悪性新生物診断給付金受取人である場合には、法人が特定状態保険金受取人となります。ただし、保険契約者からのお申し出により、被保険者を特定状態保険金受取人とすることができます。

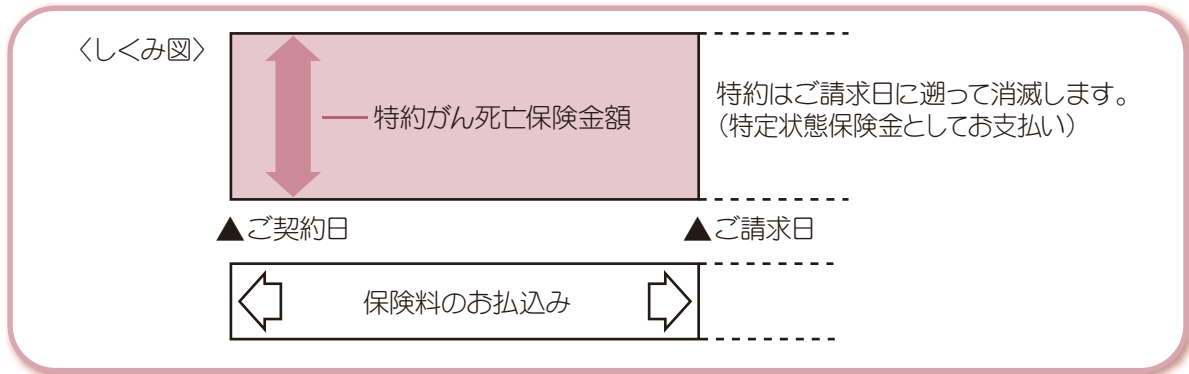
### ご注意

- この特約を『無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）』に付加する場合には、『がん死亡保障特約（2014）』の付加を要します。（『がん死亡保障特約（2014）』の特約がん死亡保険金が特定状態保険金の対象となります。）
- 『がん死亡保障特約（2014）』の保険期間満了前1年間は、特定状態保険金のお支払いの対象となりません。（『がん死亡保障特約（2014）』が更新されるときを除きます。）
- 特定状態保険金のお支払いは1回限りとします。

### 3 特定状態保険金の支払後のお取扱い

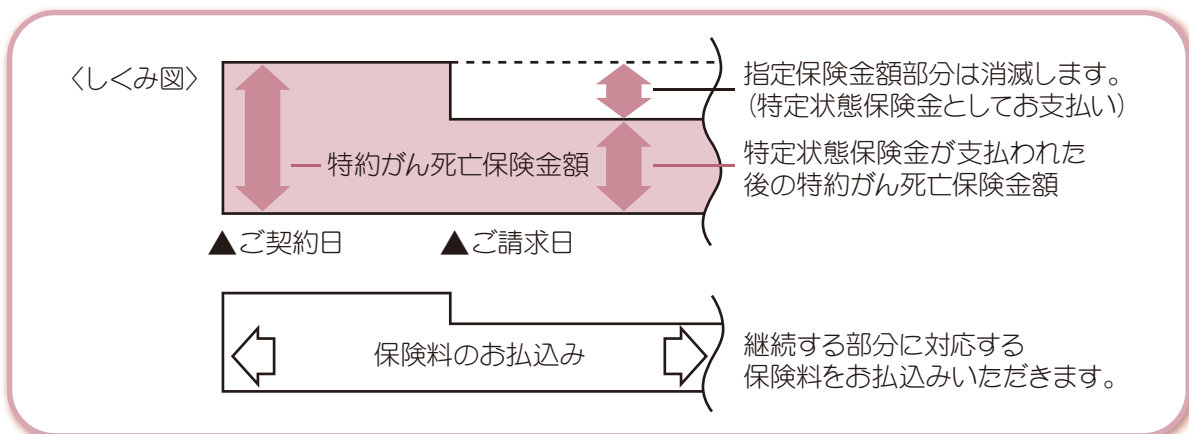
#### 特約がん死亡保険金の全部をお支払いした場合

- がん死亡保障特約(2014)はご請求日に遡って消滅します。



#### 特約がん死亡保険金の一部をお支払いした場合

- 特約がん死亡保険金額のうち、指定保険金額部分のご請求日に遡って消滅し、残りの部分は継続します。
- 継続する部分に対応する保険料を引続きお払込みいただきます。



### 4 特約の消滅

次の場合、この特約は消滅します。

1. この特約により特定状態保険金がお支払われたとき
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
3. 主契約に付加している『がん死亡保障特約(2014)』が消滅したとき

## (8) 指定代理請求人特約

### 1 特長

- この特約は、給付金等の受取人である被保険者が、給付金等を請求できない下記の特別な事情があるときに、給付金等の受取人に代わり、あらかじめ指定された指定代理請求人が請求を行うことができる特約です。

#### ◆特別な事情



- 悪性新生物診断給付金やがん入院給付金等は被保険者ご本人が請求されることが必要ですが、上記のような場合には請求が困難になることがあります。このような場合、本特約を付加していただくことにより、指定代理請求人が被保険者に代わり、給付金等を代理請求することが可能となります。
- 指定代理請求人に指定できる方は1名に限ります。



## 2 対象となる給付金等の種類

1. 被保険者と受取人が同一人である給付金（悪性新生物無事故給付金を除く）、保険金、一時金
2. ご契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込免除および悪性新生物無事故給付金

| 主契約・特約・特則              | 対象となる給付金等               |
|------------------------|-------------------------|
| 無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014） | 悪性新生物診断給付金、保険料払込免除      |
| 上皮内新生物診断給付金特約（2014）    | 上皮内新生物診断給付金、保険料払込免除     |
| 悪性新生物初回診断一時金特約（2014）   | 悪性新生物初回診断一時金、保険料払込免除    |
| がん先進医療特約（2014）         | がん先進医療給付金、保険料払込免除       |
| がん入院・手術特約（2014）        | がん入院給付金、がん手術給付金、保険料払込免除 |
| がん死亡保障特約（2014）         | 保険料払込免除                 |
| 悪性新生物無事故給付金特則          | 悪性新生物無事故給付金、保険料払込免除     |
| リビング・ニーズ特約             | 特定状態保険金                 |

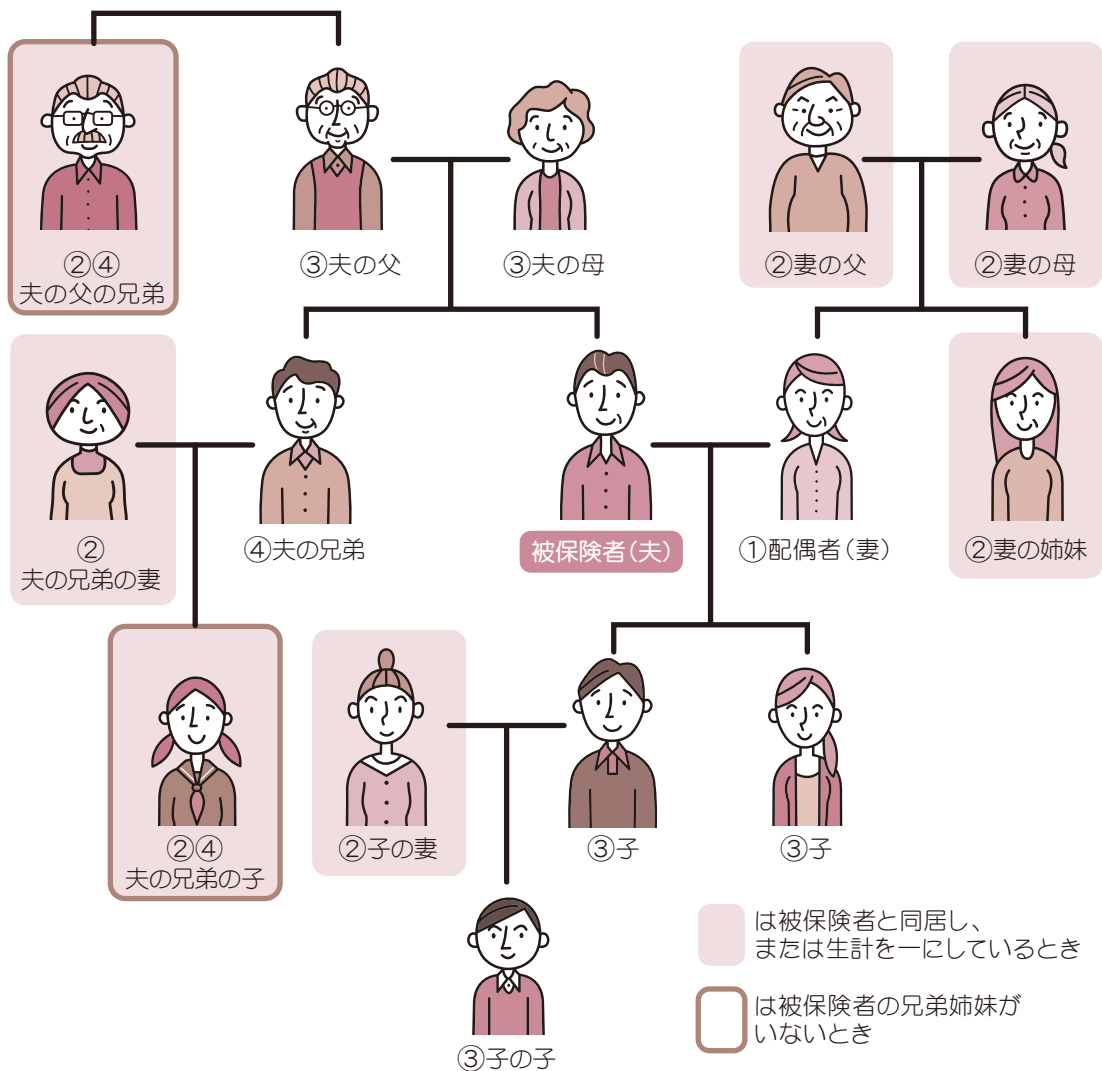
### 3 指定代理請求人の範囲

ご契約者が、被保険者の同意を得て、次の1. または2. の範囲内であらかじめ指定された方（指定できる方は1人に限ります。）を指定代理請求人とします。ただし、請求時においても次の1. または2. の範囲内であることを要します。

#### 1. 次の範囲内の方

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ③被保険者の直系血族
- ④被保険者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がないときは甥姪、伯父伯母、叔父叔母）

#### 1.の範囲の例



2. 次の範囲内の方。ただし、当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、給付金等の受取人のために給付金等を請求すべき適当な理由があると当社が認めた方に限りません。

- ①被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている前1.②以外の方  
 ②被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている方  
 ③その他前2.①および2.②に掲げる方と同等の特別な事情がある方として当社が認めた方

3. 上記1.および2.の指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が亡くなっているときもしくは請求時に1.または2.の範囲のいずれにも該当しないときを含みます。）または指定代理請求人が代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、次の方を代理請求人とします。

- ①主契約の死亡給付金受取人（ただし、請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている方に限りません。）  
 ②前3.①に該当する方がいない場合または前3.①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者  
 ③前3.①もしくは3.②に該当する方がいない場合または前3.①もしくは3.②に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

## 4 指定代理請求人の変更

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、「**3** 指定代理請求人の範囲」1. および2. の範囲内で指定代理請求人を変更することができます。
- 指定代理請求人の死亡等により、指定代理請求人に該当する方がなくなった場合には、「指定代理請求人を指定しない」ことへの変更を取り扱います。
- 給付金等の受取人が法人に変更された場合には、「指定代理請求人を指定しない」変更が行われたものとして取り扱います。

## 5 指定代理請求人による給付金等の請求

- 指定代理請求人は給付金等の受取人である被保険者に特別な事情がある場合には、その事情を示す書類、およびその他の請求に必要な書類を提出して被保険者の代理人として給付金等を請求することができます。
- 指定代理請求人から給付金等のご請求をいただいた場合、当社が必要と認めた場合には、指定代理請求人に事実の確認についてご協力をいただくこととなります。
- 指定代理請求人による給付金等の請求は、あくまでも請求を代理していただくお取扱いです。したがって、給付金等は、原則として、給付金等の受取人である被保険者の口座にお振込みさせていただきます。

## 6 指定代理請求人に給付金等をお支払いした後の注意事項

1. 指定代理請求人から給付金等のご請求を受け、お支払いした後に被保険者ご本人からご請求があった場合には、重複して給付金等のお支払いはいたしません。
2. 指定代理請求人のご請求により給付金等をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、当社は給付金等をお支払いした旨を事実に基づいて回答いたします。この場合、当社の回答により万一不都合が生じても当社は責任を負いかねますので、関係者でご解決いただくことになります。

## 7 その他

1. 故意に給付金等の支払事由を生じさせた者、または故意に給付金等の受取人を給付金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人として給付金等を請求することはできません。
2. この特約のみの解約はできません。
3. 給付金等の受取人が法人の場合にはこの特約は付加できません。

### !! 重要

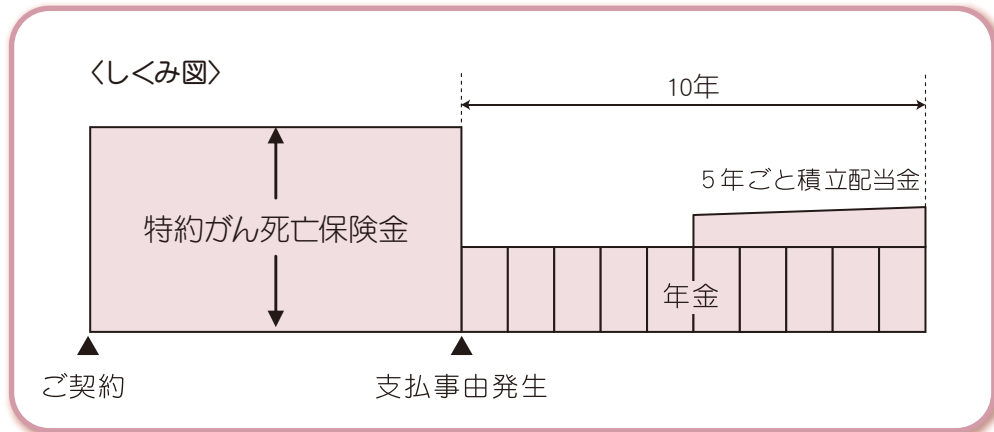
- 「ご契約の内容」 および 「代理請求ができること」 をご契約者から指定代理請求人へ必ずお伝えください。

## (9) 5年ごと利差配当付年金払特約

### 1 特長

1. この特約を付加されることにより、『がん死亡保障特約（2014）』が付加されている場合、特約がん死亡保険金の全部または一部を一時金に代えて、年金でお支払いします。
2. 責任準備金の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合、5年ごとに契約者配当金をお支払いします（運用の状況によっては配当金が生じない場合があります）。

(特約がん死亡保険金の全部を10年確定年金でお支払いする場合)



\*運用の状況によっては配当金が生じない場合もあります。

## 2 年金のお支払い

| この特約を適用する場合          | 支払時期  | 支払額                          | 年金種類  | 年金受取人        |
|----------------------|---|------------------------------|---|--------------|
| 特約がん死亡保険金が一時に支払われるとき | <ul style="list-style-type: none"> <li>第1回の年金支払日 (年金支払開始日)</li> <li>年金基金設定日 (※)</li> <li>第2回以後の年金支払日 (年金支払開始日の年単位の応当日)</li> </ul> | 基本年金額 (当社所定の金額以上である必要があります。) | 実際の支払事由発生時に所定の範囲内で次のいずれかからお選びいただけます。<br>3・5・10・15年確定年金<br>(2014年7月1日現在、保証期間付終身年金は取扱っておりません) | 特約がん死亡保険金受取人 |

(※) 保険金等の支払事由が生じた時 (保険金等の受取人がこの特約を締結したときは締結時)

- 年金受取人は、年金支払開始日以後、未払年金の現価について一括払を請求することができます。
- 年金支払期間中に年金受取人が亡くなられた場合は、残余年金支払期間の未払年金の現価を年金受取人の死亡時の法定相続人にお支払いします。

### ご注意

- 年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。将来お受取りになる年金額は、年金基金設定日 (年金支払開始日) における基礎率等 (予定利率、予定死亡率等) に基づき算出されます。

### 3 特約の消滅

次の場合、この特約は消滅します。

- (1) 主契約または『がん死亡保障特約（2014）』が消滅したとき
- (2) 特約がん死亡保険金の支払事由の発生日以後、特約がん死亡保険金受取人が特約がん死亡保険金の全部について一時に受け取ったとき

## (10) 電子情報処理機器による保険契約申込に関する特約

### 1 特長

1. この特約を『保険料クレジットカード払特約』とともに付加されることにより、申込書等の書面の提出に代えて、電磁的方法（インターネット）によりお申込みの手続きが可能になります。
2. 保険契約者は、主たる保険契約の被保険者と同一人に限ります。

### 2 しくみ

電子情報処理機器による保険契約のお申込みは、以下のお手続きにより取り扱うものとします。

①当社は、電子情報処理機器を用いたインターネット等の電磁的方法により、保険契約のお申込みの際に確認いただく契約情報に関する電子書面と保険契約のお申込み内容を入力する画面をご契約者へ表示します。



②ご契約者は、電磁的方法により、保険契約のお申込み内容を入力する画面にお申込みに係る必要な情報を入力し、当社へ送信してください。



③当社は上記②の受信をもって、保険契約のお申込みの意思があったものとして取り扱います。この場合、当社は、電磁的方法により、保険契約のお申込みを受け付けた旨を保険契約者へ送信します。



④当社は、保険契約のお申込みの諾否については、電磁的方法によって通知します。ただし、電磁的方法が不可能な場合にはその他の方法を用いる場合があります。また、保険契約のお申込みを承諾した場合には、保険証券を発行して承諾の通知に代えることがあります。

### 3 電磁的方法について

電磁的方法とは、以下に掲げる方法をいいます。

1. 当社からご契約者または被保険者（以下、「保険契約者等」といいます。）に対して通知、表示または意思表示（以下、「通知等」といいます。）を行う場合

| 約款上の記載  | 解説  |
|---|---|
| 当社の使用に係る電子情報処理機器と保険契約者等の使用に係る電子情報処理機器とを接続する電気通信回線を通じて通知等を行うべき事項を送信し、受信者の使用に係る電子情報処理機器に備えられた記憶装置に記録する方法                                  | 当社から保険契約者等の使用するパソコンにEメールで通知等を送信することを指します。   |
| 当社の使用に係る電子情報処理機器に備えられた記憶装置に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供し、保険契約者等の使用に係る電子情報処理機器に備えられた記憶装置に当該事項を記録する方法                            | 当社がインターネット上に用意した重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）、意向確認書等の電子ファイルを保険契約者等の使用するパソコンにダウンロードし、保存していただくことを指します。 |
| 保険契約者等ファイル（当社の使用に係る電子情報処理機器に備えられたファイルで、もっぱら当該保険契約者等の用に供せられるファイルをいいます。以下同じとします。）に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法               | 当社がお客さま専用ページ上に重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）、意向確認書等を電子ファイルで用意し、保険契約者等に閲覧いただくことを指します。                  |
| 当社の閲覧ファイル（当社の使用に係る電子情報処理機器に備えられたファイルであって、同時に複数の保険契約者等の閲覧に供するため通知等を行うべき事項を記録させるファイルをいいます。）に記録された内容中、通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法 | 当社がお客さま専用ページ以外のインターネット上に一般的なお知らせ等の掲示を行い、不特定多数の方に閲覧いただくことを指します。                              |

2. 保険契約者等から当社に対して通知等を行う場合

| 約款上の記載   | 解説   |
|--|--|
| 保険契約者等ファイルに、保険契約者等が通知等を行うべき事項を記録する方法                                   | 当社のお客さま専用ページ上の手順画面等において、保険契約者等に必要事項を入力していただくことを指します。       |
| 保険契約者等の使用に係る電子情報処理機器の映像面に表示する手続にしたがって、保険契約者等がその使用に係る電子情報処理機器を用いて送信する方法 | インターネット上の当社所定の手続画面等にしたがって、保険契約者等に必要事項を入力の上送信していただくことを指します。 |

## 12 特則の自動更新について

1. 悪性新生物無事故給付金特則を付加された場合で、主契約の保険料払込期間中に特則の保険期間が満了する場合、ご契約者から特則の保険期間満了日の2か月前までに継続しない旨のお申出がない限り、特則は保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 保険期間 | 更新前の保険期間と同一とします。               |
| 保障額  | 更新前の給付金額と同一とします。               |
| 適用条項 | 更新日時点の普通保険約款を適用します。            |
| 保険料  | 更新日時点の被保険者の年齢および保険料率によって計算します。 |

2. 特則の自動更新をご希望にならない場合は、保険期間満了日前に当社より送付いたします「更新不要・変更連絡通知」にてお申出ください。
3. 次の場合には、更新を取り扱いません。
- (1) 更新後の特則の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が99歳をこえるとき
  - (2) 更新後の特則の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日をこえるとき
  - (3) 保険料払込免除となったとき



# Ⅲ 保険料について

## 13 保険料の払込方法（回数）について

保険料の払込方法（回数）をお選びいただけます。

| 払込方法（回数） | 内容                  |
|----------|---------------------|
| 月 払      | 毎月、保険料を払い込む方法です。    |
| 半年払      | 半年に1回、保険料を払い込む方法です。 |
| 年 払      | 年に1回、保険料を払い込む方法です。  |

## 14 保険料の払込方法（経路）について

保険料は払込期月中に次のいずれかの払込方法（経路）によってお払込みください。

### 1 口座振替によるお払込み

当社と提携している金融機関で、ご契約者の指定した口座から、保険料が自動的に当社の口座に振替えられます。

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 約款も<br>合わせて<br>ご覧ください | 保険料口座振替特約条項 |
|-----------------------|-------------|

#### ! ご注意

- 万一、お振替できなかった場合には、その翌月に再請求させていただきます。  
（翌月中旬に「生命保険料再請求のご案内」をお送りいたします。）
- 翌月にもお振替できなかった場合には、再請求分について払込猶予期間（※）内に再請求のご案内に添付の用紙にて当社指定のコンビニエンスストアまたはゆうちょ銀行からお払込みください。  
（※）詳しくは「⑩ 払込猶予期間とご契約の失効について」をご覧ください。

### 2 団体を通じてのお払込み

団体扱契約の場合、団体を経由して保険料をお払込みいただきます。

|                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| 約款も<br>合わせて<br>ご覧ください | 団体扱特約条項Ⅰ<br>団体扱特約条項Ⅱ |
|-----------------------|----------------------|

### 3 クレジットカードによるお支払い

1. ご契約者名義のクレジットカード（当社指定のクレジットカードに限ります。）により、保険料が自動的に当社に払い込まれます。
2. 払い込まれた保険料について、領収証は発行いたしません。
3. クレジットカードの有効性等が確認できなかった場合、ご契約者にその旨通知しますので、保険料の払込方法（経路）の変更等を行ってください。
4. クレジットカードによるお支払いは、個人・月払契約、その他当社所定の条件を満たした場合に限らせていただきます。

### 4 その他の一時的な払込方法

前記 **1** ~ **3** のいずれの方法によっても当該払込期月分の保険料を払込期月内にお支払いできないときは、その保険料についてのみ一時的に次のいずれかの方法によりお支払いください。

- (1) ご契約者のお申出により、振込依頼書をお送りしますので、金融機関窓口にてお支払いください。受取書は保険料領収証の代わりになりますので大切に保管してください。
- (2) 当社の本社または当社の指定した場所に持参してお支払いください。

#### ご注意

- 払込方法の変更をご希望の場合、転居の場合、または勤務先団体から退社などにより脱退の場合もすみやかに、当社の代理店、支店または総合サービスセンター（TEL：0120-211-901）までお申出ください。
- 団体を通じてのお支払いから口座振替に変更される場合等は、新たな払込方法に変更されるまでの期間の保険料は、ご自身で当社までお支払いいただくことになります。

#### 【ご参考】契約日特例について

1. 前記 **1** ~ **3** の場合、約款の定めによる「契約日」は責任開始日の属する月の翌月1日となりますが、ご契約者からお申し出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、責任開始日を「契約日」とし、責任開始日時点の年齢を契約年齢とすることができます。これを「契約日特例」といいます。
  - (1) 「契約日」は保険料の計算基準日→保険料は契約日時点の被保険者の満年齢で算出します。
  - (2) 「責任開始日」はお申込み、告知（診査）、第1回保険料相当額のお支払い（契約者直接入金の場合は着金）が全て完了した日。
 

（注）申込日、告知（診査）日、第1回保険料相当額の払込日のいずれか1つでも誕生日当日以降となった場合は、契約日特例を適用できませんので、ご注意ください。
2. 契約日特例は、誕生日前日までお取扱いが可能です。
  - (1) 契約日特例を適用しない場合（通常の場合）→申込日より1歳高い保険料を算出します。
  - (2) 契約日特例を適用する場合→責任開始日時点の満年齢で保険料を算出します。ただし、第1回保険料相当額は2回分をお支払いいただきます。

## 15 保険料をまとめて払い込む方法について

当社の定める範囲内で、保険料をまとめてお支払いいただく方法があります。

### 1 保険料の一括払（月払契約の場合）

当月以降の保険料を3か月分以上12か月分までまとめてお支払いいただくお取扱いがあります。この場合には、当社所定の利率で保険料を割引します。

### 2 保険料の前納（年払契約・半年払契約の場合）

1. 将来の保険料を2年以上まとめてお支払いいただくお取扱いがあります。この場合には、当社所定の利率（経済情勢により変更することがあります。）で割引いて計算した前納保険料をお支払いいただきます。
2. 前納保険料は、当社所定の利率（経済情勢により変更することがあります。）で積み立てられ、年単位または半年単位の契約応当日ごとに保険料として充当されます。
3. 前納期間が満了した場合または保険料のお支払いを要しなくなった場合（保険料払込免除、死亡や解約による契約の消滅時）に前納保険料の残額があるときは、その残額を払い戻します（上記以外の理由で前納期間中途でのお申出による前納保険料の残額の払戻しはありません）。
4. 月払契約で前納する場合には、年単位の契約応当日までの保険料を一括でお支払いいただき、年単位の契約応当日に年払または半年払に払込方法を変更してください。

#### ご注意

- 保険種類およびご契約内容によってはお取扱いに制限のある場合があります。詳しくは、代理店、支店または総合サービスセンター（0120-211-901）までご相談ください。

## 16 払込猶予期間とご契約の失効について

ご契約を有効に継続させるためには、保険料の払込方法（回数）に応じた期日（払込期月）までに継続的に保険料を払い込む必要があります。また、払込期月内に保険料のお支払いが無い場合でも、次の **1** または **2** の払込猶予期間があります。

## 1 第2回以後の保険料の払込猶予期間

払込猶予期間満了日までに保険料のお払込みがないときは、ご契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力がなくなります（失効）。

\*詳しくは「**18** 保険料のお払込みが困難なときの継続方法」をご覧ください。

|            | 払込期月（保険料をお払込みいただく月）           | 払込猶予期間   |
|------------|-------------------------------|--|
| 月 払        | 月単位の契約当日の属する月の初日から末日まで        | 払込期月の翌月初日から末日まで  |
| 半年払<br>年 払 | 年単位または半年単位の契約当日の属する月の初日から末日まで | 払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約当日まで（ただし、契約当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ、4月、8月、1月の各末日まで） |

### 月払の場合

- 払込期月の翌月初日から末日まで



### 年払・半年払の場合

- 払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約当日まで（※）



（※）年払・半年払の場合、払込期月内の契約当日の翌日から起算して、2か月経過した時点で払込猶予期間が満了します。

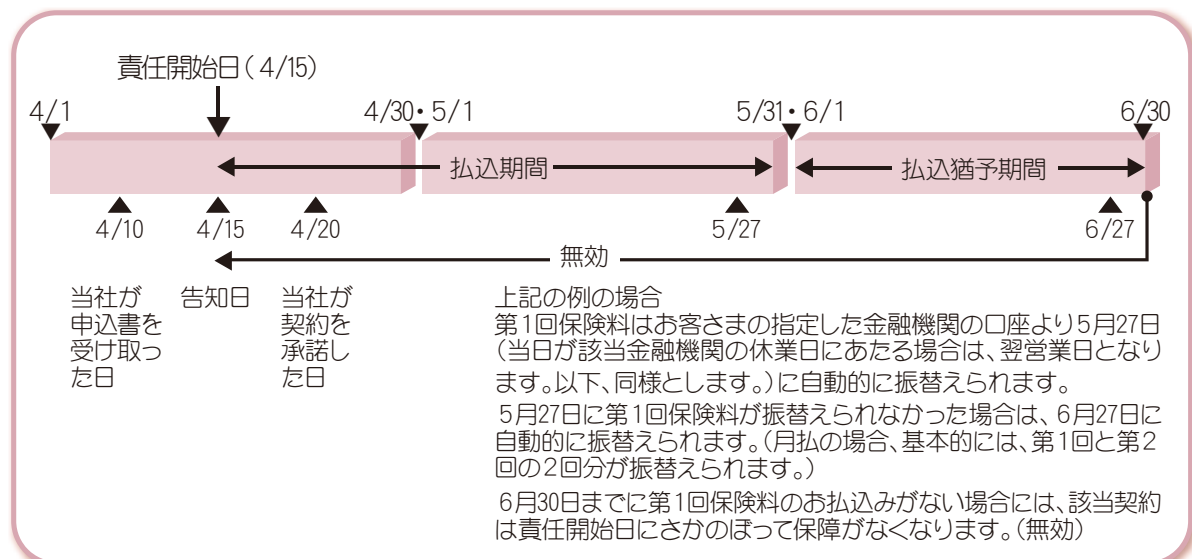
## 2 『責任開始期に関する特約』を付加された場合の 第1回保険料の払込猶予期間

『責任開始期に関する特約』を付加されたご契約で、払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないときは、ご契約は払込猶予期間満了日の翌日に、責任開始日にさかのぼって保障がなくなります（無効）。この場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 責任準備金等その他の返戻金の払戻しはありません。
- (2) 復活のお取扱いはありません。

|                 | 払込期間（保険料をお払込みいただく期間）     | 払込猶予期間                    |
|-----------------|--------------------------|---------------------------|
| 年払<br>半年払<br>月払 | 責任開始日から責任開始日の属する月の翌月末日まで | 払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌月末日まで |

### 年払・半年払・月払の場合



## 17 効力を失ったご契約の復活について

1. 保険料のお払込みがなくご契約の効力がなくなった場合（失効）でも、失効日から1年以内であればご契約の復活を申し込むことができます。
2. この場合、次のとおり取り扱います。
  - (1) 改めて告知または診査をしていただきます。  
(健康状態などによってはご契約の復活ができないこともあります。)
  - (2) 失効している期間の延滞保険料のお払込みが必要となります。
  - (3) ご契約の復活を当社が承諾した場合、「延滞保険料を当社が受け取った時」または「告知の時」のいずれか遅い時から、保険契約上の保障が開始されます。

 **ご注意**

- 解約を請求された後はご契約の復活のお取扱いをいたしません。

## 18 保険料のお払込みが困難なときの継続方法

保険料のお払込みのご都合がつかないときでも、ご契約ができるだけ有効に継続するように、次の制度が設けられています。

### 1 給付金額の減額

1. 当社所定の範囲内で給付金額等を減額することにより、そのぶん保険料の負担を減らすことができます。
2. 減額部分は解約されたものとして取り扱います。
3. 減額後の給付金額等が当社の定める限度を下回る場合は、お取扱いできません。

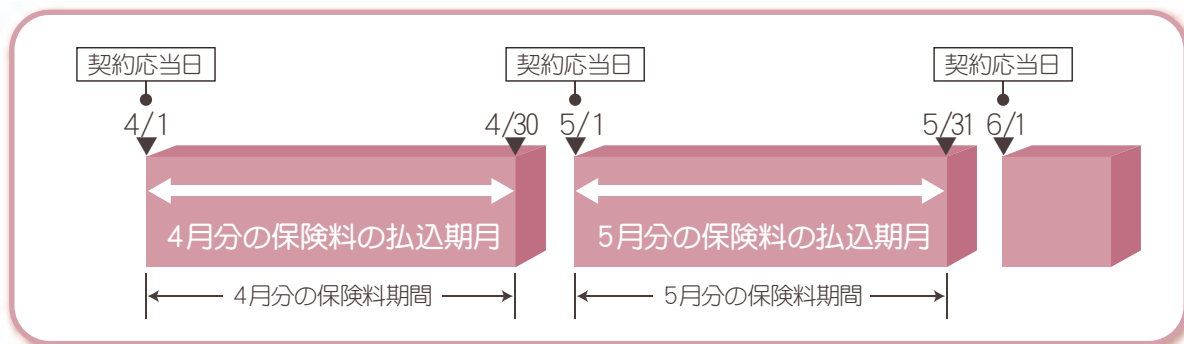
 **ご注意**

- 短期払の場合、保険料払込期間中に悪性新生物診断給付金額を減額されたときは解約返戻金はありません。全期払の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。  
\*全期払とは保険料払込期間と保険期間が同じ期間のものを、短期払とは保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。
- 特約の給付金額等を減額された場合には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- がん先進医療給付金額を減額することはできません。
- 「振替貸付」、「契約者貸付」、「延長定期保険への変更」および「払済保険への変更」はお取扱いしておりません。

## 19 給付金等お支払いの際の保険料精算

1. 保険料は毎払込期月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間（保険料期間）に充当され、払込期月中の契約応当日に払い込まれるものとして計算されています。

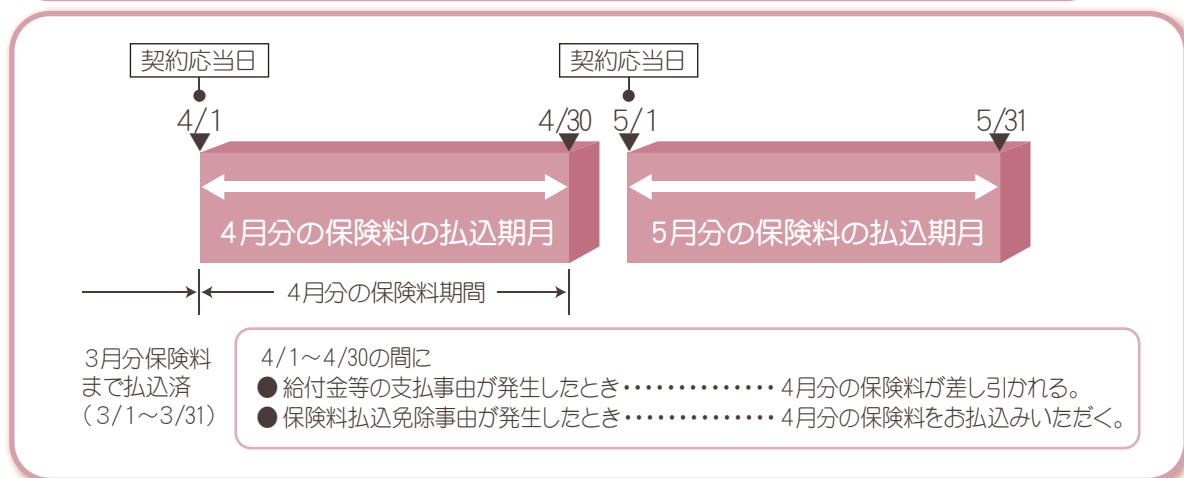
### 月払の場合



2. 給付金等の支払事由または保険料払込の免除事由が発生した日を含む保険料期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、次のようなお取扱いとなります。

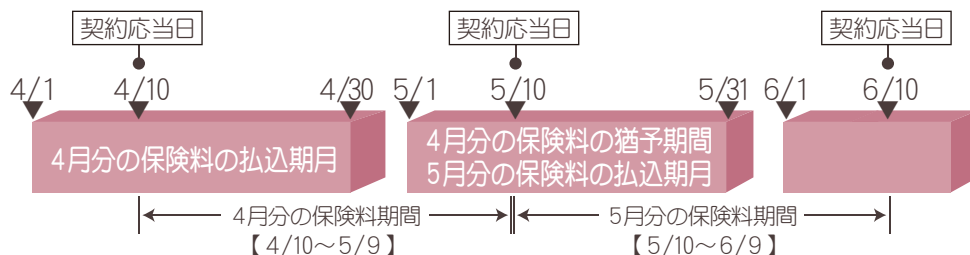
|               |   |
|---------------|---|
| 給付金等支払のとき………  | 未払込保険料を給付金等から差し引きます。<br>(給付金等が未払込保険料より少ないときは猶予期間満了日までに保険料を払い込んでください。) |
| 保険料払込免除のとき……… | 未払込保険料をお払込みいただきます。  |

### 月払で未払込保険料を差し引くか、払い込んでいただく場合



3. 月払契約で猶予期間中の契約応当日以降に給付金等の支払事由が発生した場合は、2か月分の保険料を給付金等から差し引きます。また、保険料払込の免除事由が発生した場合には、2か月分の保険料を払い込んでいただきます。

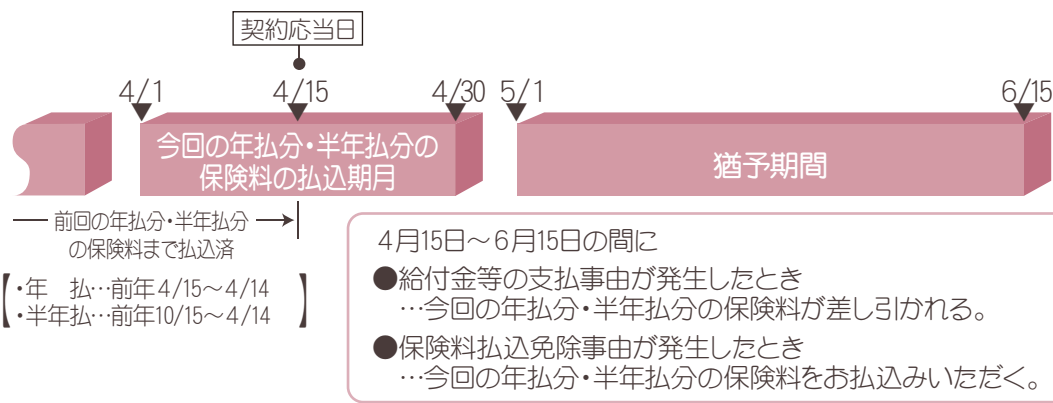
月払で2か月分の未払込保険料を差し引く場合(給付金等の支払)、  
払い込んでいただく場合(保険料の払込免除)



4月分・5月分の保険料が未払込みで5/10～5/31の間に

- 給付金等の支払事由が発生したとき ……4月分および5月分の保険料が差し引かれる。
- 保険料払込免除事由が発生したとき ……4月分および5月分の保険料をお払込みいただく。

年払・半年払で未払込保険料を差し引く場合(給付金等の支払)、  
払い込んでいただく場合(保険料の払込免除)



4. 『責任開始期に関する特約』を付加したご契約で、第1回保険料をお払込みいただく前に、給付金等の支払事由または保険料払込の免除事由が発生した場合には、次のようなお取扱いとなります。

|   |   |
|---|---|
| 給付金等支払のとき………  | 第1回保険料(※)を給付金等から差し引きます。<br>(給付金等が第1回保険料(※)より少ないときは猶予期間満了日までに保険料を払い込んでください。) |
| 保険料払込免除のとき………   | 第1回保険料(※)をお払込みいただきます。   |
| (※) 月払契約で第2回以後の保険料の払込期月の契約応当日が到来している場合は、第2回以後の保険料を含みます。 |   |



## 20 保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱い

保険料の払込方法（回数）が年払・半年払のご契約について、ご契約の消滅等（※1）により保険料のお払込みが不要となったときには、次の金額をお支払いします。

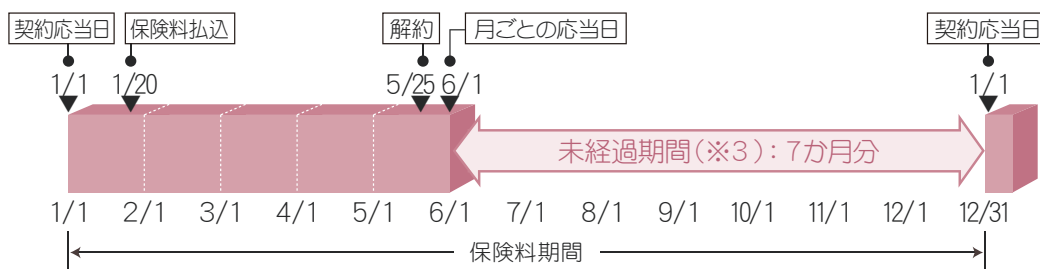
### 1 解約・減額するとき

解約返戻金と、お払込みいただいた保険料（※2）のうち未経過期間（※3）に対応する保険料相当額（未経過保険料）をお支払いします。

#### 年払の場合

##### ◆ご契約例

契約応当日：1月1日 月ごとの応当日：毎月1日



- ・ 1月20日に年払保険料を払い込まれた後、5月25日に契約を解約されたとき  
保険料のお払込みを要しなくなったのは契約を解約した5月25日であり、その翌日以後最初に到来する月ごとの応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額をお支払いします。

### 2 被保険者が亡くなられたとき

お払込みいただいた保険料（※2）のうち未経過期間（※3）に対応する保険料相当額（未経過保険料）をお支払いします。

- （※1） ご契約の消滅等には、ご契約または付加されている特約の消滅・減額、死亡給付金等の支払いによる消滅、および保険料払込の免除等を含みます。
- （※2） 保険料の一部のお払込みを要しなくなった場合は、そのお払込みを要しなくなった部分に限ります。
- （※3） 保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月ごとの応当日からその月ごとの応当日の属する保険料期間の末日までの月数



#### ご注意

- 保険料の払込方法（回数）が月払の場合、「**⑳** 保険料のお払込みが不要となった場合のお取り扱い」はありません。
- 保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合、ご契約が「詐欺による取消し」または「不法取得目的による無効」となったときは保険料相当額（未経過保険料）は支払いません。

# IV 給付金等について

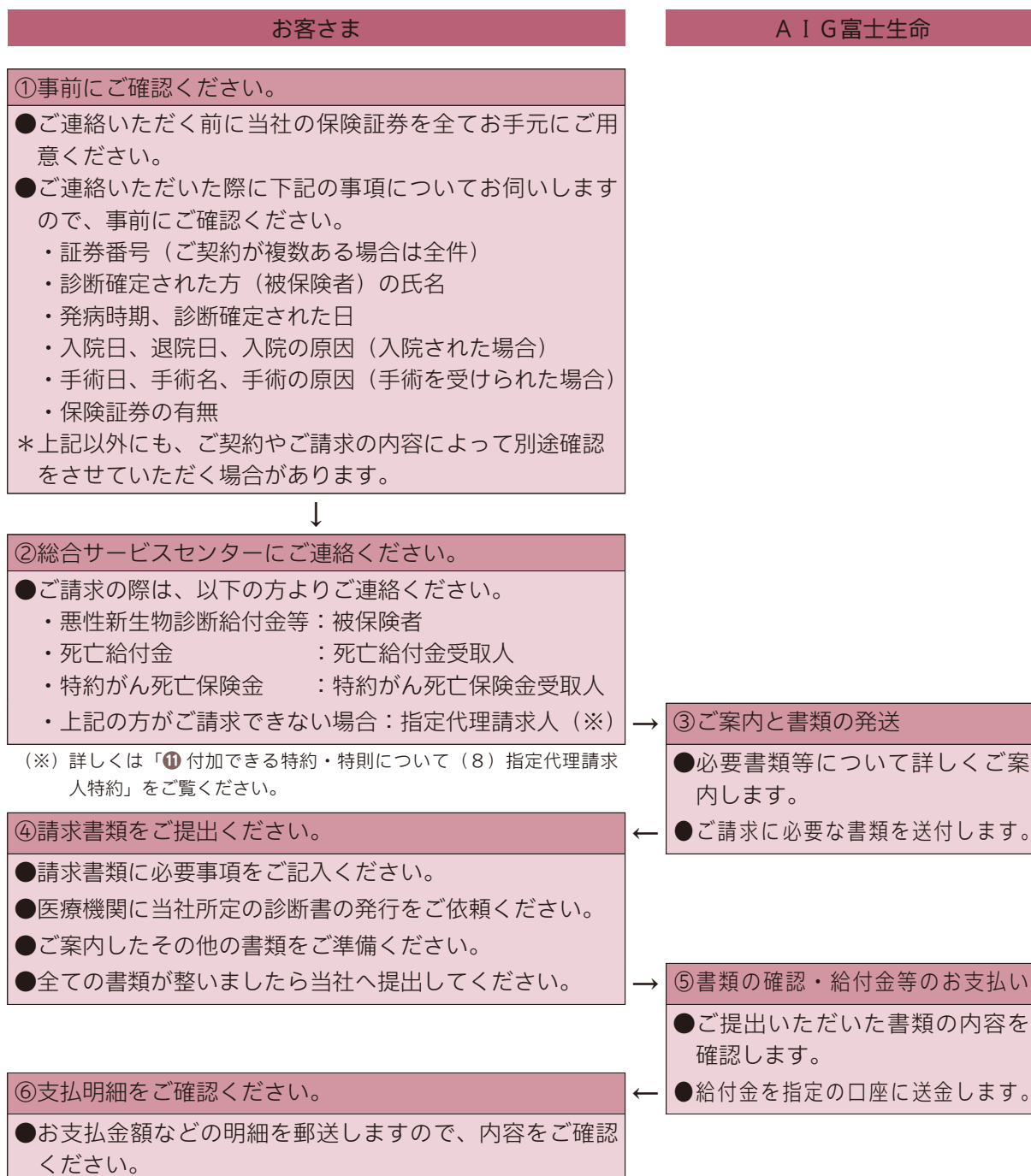
## 21 給付金等のご請求について

以下の場合にはお気軽に総合サービスセンターまでご連絡ください。

- ・給付金等の支払事由や保険料払込の免除事由に該当した場合
- ・給付金等の支払事由や保険料払込の免除事由に該当する可能性があると思われる場合
- ・ご不明な点が生じた場合

### 1 ご請求手続きの流れ

給付金等のご請求からお支払いまでの流れ（概略）は以下のとおりとなります。




**ご注意**

- 保険契約者が法人で、保険契約締結時に保険契約者から申出があり当社がその旨を保険証券に記載している場合には、保険契約者より給付金をご請求ください。
- お客さまにお取寄せいただく書類（診断書や公的書類等）にかかる費用はお客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。
- ご提出いただいた書類に不明な点がある場合、詳細な事実の確認をさせていただくことがあります。（詳しくは、「[22 給付金等の支払期限](#)」をご参照ください。）
- 書類の内容や事実の確認の結果によっては、給付金等をお支払いできない場合があります。
- 書類に不備がない場合には、到着日の翌営業日から起算して5営業日以内にお支払いします。

お電話  
ください!

総合サービスセンター  
受付時間

 0120-211-901  
月～金（祝日・年末年始を除く）  
9:00～17:00

## 2 給付金等をもれなくご請求いただくために

ご契約の内容によっては、他の給付金等をご請求いただける可能性がありますので、以下の点もご確認ください。

- (1) 複数のご契約に加入されていないかご確認ください。
- (2) 『がん先進医療特約（2014）』を付加されていないかご確認ください。  
この特約の責任開始期以後に診断確定されたがん（上皮内新生物・悪性新生物）を直接の原因とし、厚生労働大臣の定める所定の先進医療による療養を受けられた場合、がん先進医療給付金の支払対象となる可能性があります。
- (3) 『がん死亡保障特約（2014）』および『リビング・ニーズ特約』を付加されていないかご確認ください。  
被保険者ががん（上皮内新生物・悪性新生物）を直接の原因として余命6か月以内と判断される場合、特定状態保険金の支払対象となる可能性があります。


**ご注意**

- 給付金・保険料払込免除等をご請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から起算して3年間請求がない場合には、その権利がなくなりますのでご注意ください。

## ●ご請求に際しての必要書類

| 請求項目   | 必要書類   |
|--|--|
| <b>【主契約】</b><br>悪性新生物診断給付金<br><b>【特約】</b><br>悪性新生物初回診断一時金<br>上皮内新生物診断給付金<br>がん入院給付金<br>がん手術給付金 | (1) 当社所定の請求書<br>(2) 当社所定の様式による医師の診断書・証明書<br>(3) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要）<br>(4) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書<br>(5) 最終の保険料払込を証する書類<br>(6) 保険証券   |
| <b>【特約】</b><br>がん先進医療給付金   | (1) 当社所定の請求書<br>(2) 当社所定の様式による医師の診断書・証明書<br>(3) 先進医療に要した費用の支出を証明する書類<br>(4) 被保険者の住民票（受取人と同一の場合は不要）<br>(5) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書<br>(6) 最終の保険料払込を証する書類<br>(7) 保険証券               |
| <b>【特則】</b><br>悪性新生物無事故給付金   | (1) 当社所定の請求書<br>(2) 被保険者の住民票（当社が必要と認めた場合は戸籍抄本）<br>(3) 保険契約者の戸籍抄本と印鑑証明書<br>(4) 最終の保険料払込を証する書類<br>(5) 保険証券   |
| <b>【主契約】</b><br>死亡給付金<br><b>【特約】</b><br>特約がん死亡保険金  | (1) 当社所定の請求書<br>(2) 医師の死亡診断書または死体検案書（当社が必要と認めた場合は当社所定の様式による医師の死亡証明書）<br>(3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（当社が必要と認めた場合は戸籍抄本）<br>(4) 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書<br>(5) 最終の保険料払込を証する書類<br>(6) 保険証券 |
| <b>【主契約・特約】</b><br>保険料払込免除   | (1) 当社所定の請求書<br>(2) 不慮の事故であることを証する書類<br>(3) 当社所定の様式による医師の診断書・証明書<br>(4) 最終の保険料払込を証する書類<br>(5) 保険証券   |

\*当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

\*上記の書類だけではお支払いに必要な確認ができない場合は、「22 給付金等の支払期限」に記載の事項の確認（当社指定の医師による被保険者の診断を含みます。）をさせていただきます。

## 22 給付金等の支払期限

1. 給付金等のご請求があった場合、当社は、完備された請求書類が当社に到着した日の翌営業日から起算して5営業日以内に給付金等をお支払いします。
2. ただし、給付金等のご請求を当社が受けてから、治療の内容・障害の状態・事故の状況等についてご提出いただいた書類や診断書に不明な点がある場合は、詳細な事実の確認をさせていただくことがあります。その場合の支払期限（完備された請求書類が当社に到着した日の翌日から起算した日数）は以下のとおりとします。

|   | 給付金等をお支払いするための確認等が必要な場合   | 支払期限   |
|---|---|--------|
| ① | 給付金等をお支払いするために確認が必要な次の場合<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給付金等の支払事由の発生の有無の確認が必要な場合</li> <li>・ 給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合</li> <li>・ 告知義務違反に該当する可能性がある場合</li> <li>・ 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合</li> </ul>   | 60日以内  |
| ② | 上記①の確認をするために特別な照会が必要な次の場合<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会</li> </ul>  | 90日以内  |
| ③ | 上記①の確認をするために特別な照会や調査が必要な次の場合<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弁護士法またはその他の法令に基づく照会</li> <li>・ 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定</li> <li>・ 保険契約者、被保険者または給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会</li> <li>・ 日本国外における調査</li> <li>・ 災害救助法が適用された地域における調査</li> </ul> | 180日以内 |

3. 上記の期限をこえて給付金等をお支払いする場合には、所定の利息を付けてお支払いします。



### ご注意

- 上記の確認等の際し、ご契約者・被保険者・給付金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間給付金等をお支払いしません。

## 23 給付金等をお支払いできない場合

### 1 免責事由に該当した場合

免責事由に該当した場合、給付金の支払事由が生じてもお支払いできません。また、保険料払込の免除事由が生じてもお払込みを免除できません。

| 給付金等    | 免責事由  |
|---------|---|
| 死亡給付金   | 保険契約者または死亡給付金受取人の故意による時   |
| 保険料払込免除 | <p>【約款所定の高度障害状態に該当されたとき】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保険契約者または被保険者の故意による時</li> <li>2. 戦争その他の変乱による時（※）</li> </ol> <p>【約款所定の身体障害状態に該当されたとき】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による時</li> <li>2. 被保険者の犯罪行為による時</li> <li>3. 被保険者の精神障害を原因とする事故による時</li> <li>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故による時</li> <li>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故による時</li> <li>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故による時</li> <li>7. 地震、噴火または津波による時（※）</li> <li>8. 戦争その他の変乱による時（※）</li> </ol> |

（※）その該当被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、保険料のお払込みを免除することがあります。

### 2 責任開始期前の診断確定による無効の場合

被保険者が責任開始日の前日までに上皮内新生物または悪性新生物と診断確定されていた場合、保険契約者または被保険者がその事実を知っているかいないかに関わらず下表のとおり無効となることがあり、その場合には無効となった主契約・特則・特約の給付金等はお支払いできません。

| 診断確定された疾病名 | 主契約・特則・特約                                    |  |
|------------|--|--|
|            | 主契約<br>悪性新生物無事故給付金特則<br>悪性新生物初回診断一時金特約（2014） | 上皮内新生物診断給付金特約（2014）<br>がん先進医療特約（2014）<br>がん入院・手術特約（2014）<br>がん死亡保障特約（2014） |
| 上皮内新生物     | 無効となりません                                     | 無効となります  |
| 悪性新生物      | 無効となります                                      | 無効となります  |


**ご注意**

- 診断確定された時期・その事実の了知者の有無によって払込保険料の払戻可否が異なります。詳しくは主契約・特則・特約の「責任開始期前の（上皮内新生物または）悪性新生物診断確定による無効」に関する条文をご確認ください。

### 3 保険期間の始期前に生じた傷害や疾病の場合

保険期間の始期前に生じた傷害や疾病（以下、保険期間の始期前の疾病等といいます。）は、保険料払込の免除事由の原因に該当しないため保険料払込の免除をすることはできません。


**ご注意**

次の1、2のいずれかに該当する場合は、保険期間の始期前の疾病等を、保険期間の始期以後に生じたものとみなして、保険料払込免除に関する規定を適用します。なお、悪性新生物については本規定を適用しません。（責任開始期以後の保険料払込期間中に初めて悪性新生物と診断確定されたときに保険料払込免除に関する規定が適用されます。）

1. この保険契約の締結または復活の際、告知等により当社が保険期間の始期前の疾病等について知っていた場合。ただし、保険期間の始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
2. 保険期間の始期前の疾病等について、保険期間の始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、保険期間の始期前に健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、保険期間の始期前の疾病等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

### 4 告知義務違反による解除の場合

1. ご加入（復活）に際して当社が告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知いただいたために、告知義務違反によりご契約や特約が解除された場合は、給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。
2. 既に給付金等をお支払いしている場合には、その金額を当社にお返しいただきます。また、既に保険料のお払込みを免除していた場合には、保険料のお払込みを免除しなかったものとして取り扱います。
3. 給付金等の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、給付金等をお支払いします。また、保険料払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、保険料のお払込みを免除します。

### 5 重大事由による解除の場合

1. 次のいずれかの事項に該当した場合、ご契約や特約を解除することがあります。この場合、給付金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできま



- せん。
2. 複数の給付金等の受取人のうちの一部の受取人だけが下記④の事由にのみ該当したときは、給付金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた給付金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします。
  3. 既に給付金等をお支払いしている場合には、その金額を当社にお返しいただきます。また、既に保険料のお払込みを免除していた場合には、保険料のお払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

- ①保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または給付金等の受取人が給付金等（保険料払込免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます。）
- ②この保険契約の給付金等（保険料払込免除を含みます。）のご請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為があったとき（未遂を含みます。）
- ③他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- ④ご契約者、被保険者または給付金等の受取人が、反社会的勢力（※1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※2）を有していると認められるとき
- ⑤この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、当社の保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない上記①～④に掲げる事由と同等の事由があるとき

（※1）暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（※2）反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることも含みます。

## 6 ご契約の失効の場合

保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効した後に給付金等の支払事由（保険料払込の免除事由を含みます。）が生じた場合、給付金等をお支払いすることはできません。

## 7 詐欺による取消し

保険契約者、被保険者、または給付金等の受取人が詐欺により保険契約を締結、復活した場合は、当社はその保険契約を取り消すことができます。この場合、既にお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

## 8 不法取得目的による無効

保険契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結、復活した場合は、当社はその保険契約を無効とします。この場合、既にお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

24

## 給付金等をお支払いする場合 またはお支払いできない場合の具体的事例

### ⚠️ ご注意

- 給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合について、代表的な事例を参考として挙げたものです。
- ご契約の種類・ご加入の時期等によってはお取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取扱いは、保険証券や「ご契約のしおり・約款」において、給付金等のお支払いについてご案内している箇所等をご確認ください。
- 以下の記載内容以外に認められた事実関係等によってはお取扱いが異なる場合があります。

### ● 悪性新生物診断給付金について

#### ☑️ お支払いできる場合

責任開始期以後に、病院へ通院して乳がん（悪性新生物）と診断確定された場合

#### ❌ お支払いできない場合

責任開始期前に、胃がん（悪性新生物）と診断確定され、その治療のために医療法に定める日本国内にある病院に入院した場合

#### 解説

初回の悪性新生物診断給付金が支払われるのは、責任開始期以後の保険期間中に初めて悪性新生物と診断確定された場合であり、入院の有無を問いません。また、悪性新生物の診断確定は、医師（日本の医師または歯科医師および日本の医師または歯科医師と同等と当社が認めた日本国外の医師または歯科医師を含みます。）の資格を持つ者による診断であることが必要です。

### ● 悪性新生物診断給付金について

#### ☑️ お支払いできる場合

責任開始期以後に初めて「大腸がん（悪性新生物）」と診断確定され悪性新生物診断給付金が支払われた後、その診断日から3年経過後に肺へ転移したと診断確定された場合

#### ❌ お支払いできない場合

責任開始期以後に初めて「大腸がん（悪性新生物）」と診断確定され悪性新生物診断給付金が支払われた後、その診断確定日から1年経過後に肺へ転移したと診断確定されたが、その6か月後に治癒した場合

#### 解説

すでに悪性新生物診断給付金が支払われた場合で、その悪性新生物診断給付金の支払事由に該当した最後の日（以下「前回の悪性新生物診断給付金支払事由該当日」といいます。）から起算して2年を経過した日の翌日以降に悪性新生物診断給付金の支払事由に新たに該当した場合に悪性新生物診断給付金をお支払いします。

また、前回の悪性新生物診断給付金支払事由該当日から起算して2年を経過した日の翌日（保険期間中に限ります。）に、悪性新生物の治療を直接の目的とした入院を継続している場合には、その日に入院を開始したものとみなして悪性新生物診断給付金をお支払いします。

## ●悪性新生物診断給付金について

|   |   |
|---|---|
| <p><b>○ お支払いできる場合</b></p> <p>ご契約前に「血圧が高いこと」について告知書で正しく告知されてご加入され、その1年後に「胃がん（悪性新生物）」と診断確定された場合</p>   | <p><b>✕ お支払いできない場合</b></p> <p>ご契約前の「肝硬変」での通院について告知書で正しく告知されずにご加入され、その1年後に「肝硬変」を原因とする「肝臓がん（悪性新生物）」と診断確定された場合</p> |
| <p style="text-align: center;"><b>解説</b></p> <p>ご契約の際には、過去の傷病歴、現在の健康状態・お身体の障害状態について事実をありのまま正確にもれなく告知いただく必要があります。故意または重大な過失によって事実を告知いただけない場合や事実と異なる内容を告知いただいた場合、責任開始日から2年以内（※）であれば告知義務違反としてご契約や特約を解除することがあります。この場合、支払事由が発生していても給付金等はお支払いできません。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、給付金等をお支払いします。（なお、告知義務違反によりご契約や特約は解除となります。）</p> <p>（※）責任開始日から2年を経過していても、給付金等の支払事由が責任開始日から2年以内に発生していた場合には、ご契約や特約を解除することがあります。</p> |   |

## ●がん先進医療給付金について（がん先進医療特約（2014）が付加されている場合）

|   |   |
|---|---|
| <p><b>○ お支払いできる場合</b></p> <p>がん先進医療特約（2014）の責任開始期以後に初めて診断確定されたがん（上皮内新生物・悪性新生物）の治療のため、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院において先進医療による療養を受けられた場合</p>   | <p><b>✕ お支払いできない場合</b></p> <p>がん先進医療特約（2014）の責任開始期以後に初めて診断確定されたがん（上皮内新生物・悪性新生物）の治療のため、国民健康保険法の保険給付対象である治療のみを受けられた場合</p> |
| <p style="text-align: center;"><b>解説</b></p> <p>がん先進医療給付金の支払事由に該当する「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められた評価療養のうち、厚生労働大臣が定める「先進医療」（先進医療の種類ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。</p> <p>ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療から除きますので、上記の「お支払いできない場合」の事例では、がん先進医療給付金はお支払いできません。</p> |   |

## ●がん入院給付金について（がん入院・手術特約（2014）が付加されている場合）

|   |  |
|---|--|
| <p><b>○ お支払いできる場合</b></p> <p>責任開始期以後に初めて「胃がん」と診断確定され、10日間入院された場合</p>  | <p><b>✕ お支払いできない場合</b></p> <p>責任開始期以後に初めて「良性脳腫瘍」を発病し、20日間入院された場合</p> |
| <p style="text-align: center;"><b>解説</b></p> <p>支払対象となる「がん」は、がん入院・手術特約条項の別表「悪性新生物および上皮内新生物（「がん）」」で定められています。「良性脳腫瘍」はこの別表で該当する項目がないためお支払いできません。</p> |  |



# V ご契約後のお取扱いについて

## 25 ご契約の解約と解約返戻金

### !! 重要

- 解約はいつでもできますが、ご契約はご家族の生活保障等に役立つ大切な財産ですので、ぜひ末永くご継続ください。
- あらためてご契約されますと、多くの場合これまでより保険料が割高になります。
- 効力のなくなったご契約についても解約返戻金をお支払いできる場合があります。

1. 無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）の解約返戻金は以下のとおりとなります。

|     | 解約返戻金   |
|-----|---|
| 全期払 | ・ <u>保険期間を通じて解約返戻金はありません。</u>   |
| 短期払 | ・ <u>保険料払込期間中の解約</u> : 解約返戻金はありません。<br>・ <u>保険料払込期間満了後の解約</u> : 悪性新生物診断給付金額の10%の解約返戻金をお支払いします。（保険料払込期間満了日までの保険料が全て払い込まれていることを要します。） |

\*全期払とは保険料払込期間と保険期間が同じ期間のものを、短期払とは保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。

\*主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。

\*特約に関しては保険期間を通じて解約返戻金はありません。

2. やむをえずご契約の解約をされる場合には、当社所定の解約に関する書類をご提出ください。
3. 解約返戻金がある場合には、当社所定の解約返戻金請求書類が当社に到着し、書類に不備がない場合には、到着日の翌営業日から起算して5営業日以内にお支払いします。

### ! ご注意

- 『無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）』にお申込みいただく際には、保険料払込期間中の解約返戻金がないことについての説明書面を受領のうえ、その内容を確認した旨のご署名と押印のある書面をご提出いただきます。
- 保険料払込期間中に解約の請求をされる場合には、解約返戻金がないことを確認した旨のご署名と押印のある書面をご提出いただきます。
- 被保険者が亡くなられたときにご契約は消滅します。この場合、保険契約者またはその承継人は、当社へ通知してください。なお、保険料払込期間中に被保険者が亡くなられ、死亡給付金が支払われない場合には、解約返戻金その他の返戻金の払戻しはありません。

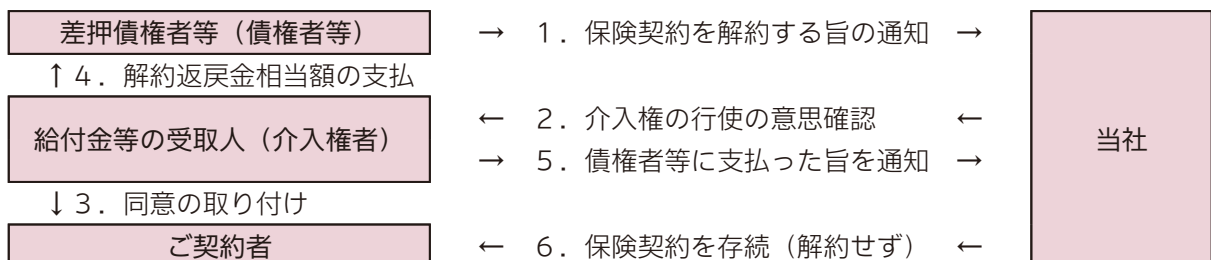
保険料のお払込みが困難なときは悪性新生物診断給付金額を減額する方法があります。

詳しくは、  
しおりの該当記載箇所を  
ご覧ください

18 保険料のお払込みが困難なときの継続方法

## 26 給付金等の受取人による保険契約の存続

1. ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の書類が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下の全てを満たす給付金等の受取人は保険契約を存続させることができます。
  - (1) ご契約者でないこと
  - (2) ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
    - \*ご契約者を通して給付金等の受取人（介入権者）に「介入権の行使の意思確認」を実施します。意思確認にご協力をお願いいたします。
3. 給付金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過する日までの間に、以下の全てのお手続きを行う必要があります。
  - (1) ご契約者の同意を得ること
  - (2) 解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
  - (3) 上記（2）について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）



## 27 被保険者からご契約者への解約請求について

被保険者のご契約者と異なるご契約で、次の（1）～（4）のいずれかに該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- (1) ご契約者または給付金等受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として給付金等の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- (2) 給付金等受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐取を行った、または行おうとした場合
- (3) 上記（1）・（2）の他、被保険者のご契約者または給付金等受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- (4) ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合


**ご注意**

- 被保険者は、当社に対し直接ご契約の解約を請求することはできません。解約の請求はご契約者が行う必要があります。

## 28 保険契約者・死亡給付金(特約がん死亡保険金)受取人の変更

### 1 保険契約者の変更

1. ご契約者は、被保険者と当社の同意を得て、保険契約者を変更することができます。
2. 保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（契約内容変更等の請求権、保険料を払い込む義務など）は全て変更後の保険契約者に引き継がれます。

### 2 当社への通知による死亡給付金（特約がん死亡保険金）受取人の変更

1. ご契約者は、死亡給付金（特約がん死亡保険金を含みます。以下同じ。）の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、死亡給付金受取人を変更することができます。
  2. 死亡給付金受取人を変更される場合には当社へご通知ください。
- \*当社が通知を受ける前に変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、当社は死亡給付金をお支払いしません。

### 3 遺言による死亡給付金（特約がん死亡保険金）受取人の変更

1. ご契約者は、死亡給付金（特約がん死亡保険金を含みます。以下同じ。）の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、法律上有効な遺言により死亡給付金受取人を変更することができます。
  2. ご契約者が亡くなられたときは、ご契約者の相続人の方よりすみやかに当社へご通知ください。
- \*当社が通知を受ける前に変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、当社は死亡給付金をお支払いしません。

## 29 死亡給付金(特約がん死亡保険金)受取人が亡くなった場合

1. 死亡給付金(特約がん死亡保険金を含みます。以下同じ。)受取人が亡くなったときは、すみやかに当社にご連絡ください。
2. 新しい死亡給付金受取人に変更するお手続きをしていただきます。
3. 死亡給付金受取人が亡くなった時以後、死亡給付金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人が死亡給付金受取人となります。(死亡給付金受取人となった方が2人以上いる場合は、死亡給付金の受取割合は均等とします。)

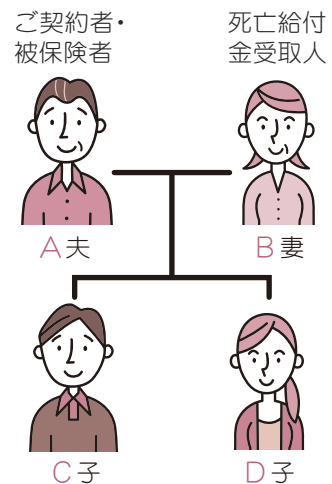
### ⚠️ ご注意

- 保険契約者・被保険者・受取人の関係によっては、死亡給付金等の税法上のお取扱いが異なりますので、保険契約者や死亡給付金受取人の変更の際は税法上のお取扱いを十分ご確認ください(「[32](#) 生命保険と税制上の特典」をご参照ください)。

### <例>

ご契約者・被保険者：Aさん  
死亡給付金受取人：Bさん

\* Bさん(死亡給付金受取人)が亡くなられ、死亡給付金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡給付金受取人となります。その後、Aさん(ご契約者、被保険者)が亡くなった場合は、CさんとDさんが死亡給付金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡給付金の受取割合は均等(それぞれ5割ずつ)となります。



(注) 保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、代理店、支店、または総合サービスセンターまでご連絡ください。

お電話  
ください!

総合サービスセンター  
受付時間

☎️ 0120-211-901  
月~金(祝日・年末年始を除く)  
9:00~17:00



## 30 住所変更などの場合

以下のときには、すみやかに代理店、支店または総合サービスセンターまでご連絡ください。

- (1) 転居、住居表示の変更などによって、ご住所を変更されたとき
- (2) 保険契約者・被保険者・給付金（保険金）受取人が改姓または改名されたとき
- (3) 保険証券を紛失されたときまたは盗難に遭われたとき

ご連絡いただきたい事項

1. 保険証券番号（同時に変更すべき他のご契約もお知らせください。）
2. 保険契約者名
3. 新住所と電話番号
4. 旧住所

<お願い>

保険証券は大切に保管してください。

お電話  
ください!

総合サービスセンター  
受付時間

 0120-211-901  
月～金（祝日・年末年始を除く）  
9:00～17:00

## 31 管轄裁判所について

給付金等の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内の支店所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

## 32 生命保険と税制上の特典

### !! 重要

- 税務のお取扱いにつきましては、平成26年4月現在の法令・通達・判例に基づくものであり、将来的にお取扱いが変わることがあります。個別のお取扱い等については、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

### 1 生命保険料控除制度について

「生命保険料控除制度」とは、お払込みいただいた保険料について、その一定額をご契約者のその年の所得から控除し、所得税と住民税の負担を軽減する制度です。

- (1) 対象となるのは、納税する人が保険料を払い込み、保険金等受取人が「ご契約者本人」あるいは「配偶者またはその他の親族」のご契約です。
- (2) 生命保険料控除の対象となる保険料の金額は、1月から12月までにお払込みいただいた保険料から保険料控除対象外となる保険料およびその年度に支払われた配当金を差し引いた額です。
- (3) 1月から12月までにお払込みの保険料が1契約につき9,000円をこえるときは、「生命保険料控除証明書」を発行いたしますので、年末調整または確定申告のときまで大切に保管してください。  
(団体扱契約の場合は、団体の担当者の証明でよいことになっていますので不要です。)

### 2 生命保険料控除の区分について

1. 保険料は、主契約・特約ごとに次のいずれかに区分されます。

|                |                                       |
|----------------|---------------------------------------|
| 一般生命保険料        | 生存または死亡に対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料 |
| 介護医療保険料        | 入院・通院などに対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料 |
| 個人年金保険料        | 個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約等に係る保険料    |
| 保険料控除対象外となる保険料 | 身体の傷害のみに対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料 |

2. この「ご契約のしおり」に記載の主契約・特約の保険料は、次のとおり区分されます。

|         |   |
|---------|---|
| 一般生命保険料 | 悪性新生物無事故給付金特則、がん死亡保障特約 (2014)   |
| 介護医療保険料 | 無解約返戻金型悪性新生物療養保険 (2014)、悪性新生物初回診断一時金特約 (2014)、上皮内新生物診断給付金特約 (2014)、がん先進医療特約 (2014)、がん入院・手術特約 (2014) |

### 3 生命保険料控除額について

「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」の区分ごとに、所得税および住民税の保険料控除額が計算されます。

●所得税・住民税の生命保険料控除額

それぞれの区分ごとに、次の表に基づいて控除額を計算します。

| 所得税                    |                       | 住民税                    |                       |
|------------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|
| 年間払込保険料額               | 控除額（※）                | 年間払込保険料額               | 控除額（※）                |
| 20,000円以下              | 払込保険料全額               | 12,000円以下              | 払込保険料全額               |
| 20,001円以上<br>40,000円以下 | 払込保険料×1/2<br>+10,000円 | 12,001円以上<br>32,000円以下 | 払込保険料×1/2<br>+6,000円  |
| 40,001円以上<br>80,000円以下 | 払込保険料×1/4<br>+20,000円 | 32,001円以上<br>56,000円以下 | 払込保険料×1/4<br>+14,000円 |
| 80,001円以上              | 一律 40,000円            | 56,001円以上              | 一律 28,000円            |

（※）控除額は、「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」の3つの区分ごとに算出した控除額を合算して、所得税では最高120,000円、住民税では最高70,000円が限度です。

### 4 【平成23年12月31日以前】にご契約いただいた生命保険について

【平成23年12月31日以前】にご契約いただいた生命保険には旧制度が適用され、従来の「一般生命保険料控除」または「個人年金保険料控除」の区分ごとに、保険料控除額が計算されます。

●所得税・住民税の生命保険料控除額

それぞれの区分ごとに、次の表に基づいて控除額を計算します。

| 所得税                     |                       | 住民税                    |                       |
|-------------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|
| 年間払込保険料額                | 控除額（※）                | 年間払込保険料額               | 控除額（※）                |
| 25,000円以下               | 払込保険料全額               | 15,000円以下              | 払込保険料全額               |
| 25,001円以上<br>50,000円以下  | 払込保険料×1/2<br>+12,500円 | 15,001円以上<br>40,000円以下 | 払込保険料×1/2<br>+7,500円  |
| 50,001円以上<br>100,000円以下 | 払込保険料×1/4<br>+25,000円 | 40,001円以上<br>70,000円以下 | 払込保険料×1/4<br>+17,500円 |
| 100,001円以上              | 一律 50,000円            | 70,001円以上              | 一律 35,000円            |

（※）控除額は、「一般生命保険料」「個人年金保険料」の2つの区分ごとに算出した控除額を合算して、所得税では最高100,000円、住民税では最高70,000円が限度です。

#### ご注意

- 契約日が【平成23年12月31日以前】のご契約と【平成24年1月1日以後】のご契約の両方について生命保険料控除制度の適用を受ける場合、控除額は所得税では最高120,000円、住民税では最高70,000円が限度となります。

## 5 給付金の特典

悪性新生物診断給付金、上皮内新生物診断給付金、悪性新生物初回診断一時金、がん先進医療給付金、がん入院給付金、がん手術給付金は、受取人が次のような場合には税金がかかりません。

- (1) 被保険者本人
- (2) 被保険者の配偶者
- (3) 被保険者の直系血族または生計を一にするその他の親族

## 6 税法上のお取扱い

### 死亡給付金（特約がん死亡保険金）の税法上のお取扱い

ご契約者・被保険者・受取人の関係によって、次のとおり死亡給付金（特約がん死亡保険金）に対する課税の種類が異なります。

|                 | 契約形態                 | 契約例 |      |     | 課税の種類     |
|-----------------|----------------------|-----|------|-----|-----------|
|                 |                      | 契約者 | 被保険者 | 受取人 |           |
| 死亡給付金・特約がん死亡保険金 | ご契約者と被保険者が同一人        | 夫   | 夫    | 妻   | 相続税       |
|                 | ご契約者と受取人が同一人         | 夫   | 妻    | 夫   | 所得税(一時所得) |
|                 | ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人 | 夫   | 妻    | 子   | 贈与税       |



## 7 非課税扱いの特典

### ●生命保険金非課税扱いの特典

ご契約者と被保険者が同一人で、死亡給付金（特約がん死亡保険金）の受取人が被保険者の法定相続人の場合、死亡給付金（特約がん死亡保険金）（契約が2件以上の場合は合計します。）は「500万円×法定相続人の数」を限度として非課税扱いになります。

(相続税法第12条)

# VI その他生命保険に関するお知らせ

## 33 保険金額等が削減される場合

1. 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
2. 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問い合わせ先  
生命保険契約者保護機構 TEL：03-3286-2820  
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時  
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

## 34 「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

### 1 保護機構とは

保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

### 2 保険契約の継続について

保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、生命保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

### 3 保険契約の移転等について

1. 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約です。その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
2. 保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があります。これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。
3. 早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（※1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

（※2）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$$

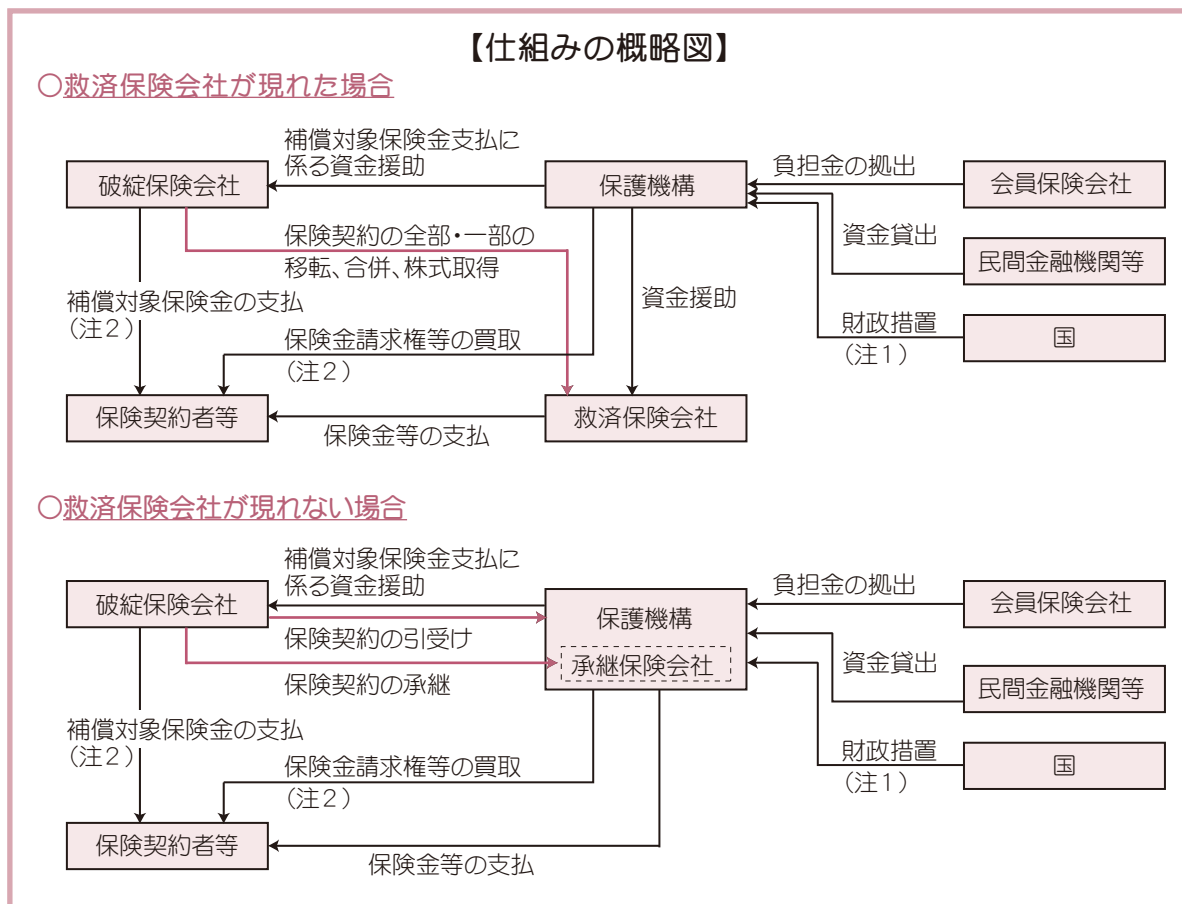
（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

（※3）責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

（※4）個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

4 保険契約者等の保護の仕組みの概略



(注1) 上記の「財政措置」は、平成29年(2017年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります。)

- 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問い合わせ先  
 生命保険契約者保護機構 TEL：03-3286-2820  
 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時  
 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

## 35 保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

### 「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

#### 1 照会の目的について

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

#### 2 情報の相互照会について

1. 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。
2. 相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。

##### 【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとして）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

\* 上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。



3. 相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。
4. 照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。
5. 各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。

### 3 情報に関する各種手続きについて

1. 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。
2. 保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。
3. 個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。
4. 上記各手続きの詳細については、当社総合サービスセンターまたはお近くの当社支店にご連絡ください。

\*「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

## 36 ご契約内容等のお取扱いについて

当社は、業務または事務の一部を富士火災海上保険株式会社に委託しております。したがって、申込書、告知書、変更依頼書、保険金・給付金請求書、その他の書類および保険事故の状況等の事実関係を業務の代理または事務の代行を遂行するうえで必要な範囲で、富士火災海上保険株式会社が知ることがあります。

## 37 現在のご契約を解約・減額等して新たなお契約をお申込みになる際の留意事項

現在のご契約を解約・減額等（失効することや払済保険・延長定期保険への変更を含みます。以下同じ。）して新たなお契約をお申込みになる場合、下記の点でご契約者に不利益となる場合がありますのでご注意ください。

## ●現在のご契約についての留意事項

- ・多くの場合、解約返戻金はお払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。  
特に、ご契約後短期間で解約したときの解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかとなります。
- ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- ・新たなご契約が解除となったとしても、解約・減額等されたご契約を元に戻すことができない場合があります（解約された場合は元に戻せません）。

## ●新たなご契約についての留意事項

- ・保険料は現在の被保険者の年齢等により改めて決まりますので、保険料が高くなる場合があります。
- ・一般のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態等によっては、お引受けできない場合や特別な条件をつけてお引受けする場合があります。
- ・新たなご契約の責任開始日を起算日として告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- ・詐欺による契約の取消しの規定等について、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- ・告知が必要な傷病歴等がある場合は、その告知をされなかったために解除・取消しとなる場合があります。
- ・新たなご契約の責任開始日前にがん（上皮内新生物・悪性新生物）（※）と診断確定されていた場合には、給付金のお支払いができません。
- ・告知前または告知の時から新たなご契約の責任開始日の前日までにがん（上皮内新生物・悪性新生物）（※）と診断確定されていた場合には、ご契約は無効となります。

（※）主契約および悪性新生物初回診断一時金特約（2014）については悪性新生物とします。

## 38 当社の組織形態について

1. 保険会社の会社組織形態には「株式会社」と「相互会社」があり、当社は株式会社です。
2. 株式会社は、株主の出資により運営されるもので、株式会社のご契約者は、相互会社のご契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

## 39 取引時確認（本人確認）について

1. 当社では、犯罪収益移転防止法に基づき、生命保険契約の締結等の取引の際にお客さまの氏名・住居等について取引時確認（本人確認）を行います。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことにより、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ロンダリング（犯罪等で得た資金を正当な取引で得た資金に見せかけること）に利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。
2. お客さまの取引時確認（本人確認）は、以下の場合に行います。
  - （1）生命保険契約の締結、契約者貸付、契約者変更、満期保険金・年金・解約返戻金支払

等の取引

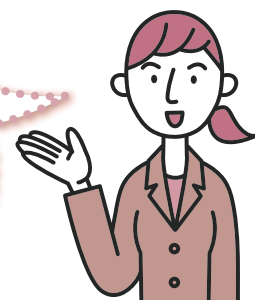
- (2) 現金等による200万円を超える取引
  - (3) 過去に確認したお客さまになりすましている疑いがある取引
  - (4) 過去の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがあるお客さまとの取引  
※取引時確認（本人確認）が必要な取引・商品等については対象外となるものがあります。
3. 取引時確認（本人確認）では、お客さまが個人の場合は氏名・住居・生年月日・取引目的・職業等を、法人の場合は名称・本店または主たる事務所の所在地・取引目的・事業内容・実質的支配者等を確認します。また、マネー・ローンダリングのリスクの高い取引の場合、通常取引よりも厳格な方法で確認し、ならびに、資産および収入の状況（200万円を超える財産の移転を伴う取引のみ）を確認します。
  4. 取引時確認（本人確認）で確認した事項に後日変更が生じた場合には、当社までご連絡ください。

## 40 このような場合、ただちにご連絡ください。

ご契約に関する各種お手続きや、ご相談・ご照会・苦情につきましては、A I G 富士生命総合サービスセンターへご連絡ください。

### たとえばこんなときご連絡を！

- 改姓・改名、受取人変更
- 住所変更、町名変更
- 保険料の払込方法の変更
- 保険料払込口座の変更
- 給付金等のご請求
- 具体的なお手続き等
- 保険証券の再発行
- 本人確認事項等(\*)の変更  
\*「犯罪収益移転防止法」に基づき取引時に確認させていただいた事項



お電話  
ください！

総合サービスセンター  
受付時間

☎️ 0120-211-901  
月～金（祝日・年末年始を除く）  
9:00～17:00

1. 各種お手続き、お問い合わせにつきましては、契約者ご本人（悪性新生物診断給付金のご請求は被保険者または指定代理請求人、死亡給付金のご請求は受取人）からお願いいたします。
2. 各種お問い合わせの際には保険証券番号、ご契約者の氏名、生年月日、ご登録の住所、電話番号をお知らせください。
3. お申し出の内容・契約形態により、支店・営業課で対応させていただく場合があります。

4. あらゆるお手続きに保険証券は欠かせないものです。保険証券は大切に保管してください。
5. 当社のお手続きに関する事項や各種情報につきましては、当社ホームページをご覧ください。



AIG富士生命ホームページ  
<http://www.aig-fuji-life.co.jp/>

6. この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
7. 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>）
8. 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社へ連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に「裁定審査会」を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）普通保険約款 目次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 1. 悪性新生物の定義および診断確定           | 3  |
| 第1条 悪性新生物の定義および診断確定          | 3  |
| 2. 給付金の支払                    | 3  |
| 第2条 給付金の支払                   | 3  |
| 第3条 給付金の請求、支払時期および支払場所       | 4  |
| 3. 被保険者の死亡                   | 5  |
| 第4条 被保険者の死亡                  | 5  |
| 4. 保険料払込の免除                  | 5  |
| 第5条 保険料払込の免除                 | 5  |
| 第6条 保険料の払込を免除しない場合           | 6  |
| 第7条 保険料払込免除の請求               | 6  |
| 5. 契約日および責任開始期               | 6  |
| 第8条 契約日                      | 6  |
| 第9条 保険証券                     | 7  |
| 第10条 責任開始期                   | 7  |
| 6. 保険料の払込                    | 7  |
| 第11条 保険料の払込                  | 7  |
| 第12条 保険料の払込方法（経路）            | 8  |
| 第13条 保険料の前納または一括払            | 8  |
| 7. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効      | 9  |
| 第14条 猶予期間および保険契約の失効          | 9  |
| 8. 保険契約の復活                   | 9  |
| 第15条 保険契約の復活                 | 9  |
| 9. 保険契約の無効および取消し             | 9  |
| 第16条 詐欺による取消し                | 9  |
| 第17条 不法取得目的による無効             | 9  |
| 第18条 責任開始期前の悪性新生物診断確定による無効   | 9  |
| 10. 告知義務および保険契約の解除           | 10 |
| 第19条 告知義務                    | 10 |
| 第20条 告知義務違反による解除             | 10 |
| 第21条 保険契約を解除できない場合           | 10 |
| 第22条 重大事由による解除               | 10 |
| 11. 解約および解約返戻金               | 11 |
| 第23条 解約                      | 11 |
| 第24条 解約返戻金                   | 11 |
| 12. 契約内容の変更                  | 12 |
| 第25条 悪性新生物診断給付金額の減額          | 12 |
| 13. 給付金受取人                   | 12 |
| 第26条 死亡給付金の受取人の代表者           | 12 |
| 第27条 当社への通知による給付金受取人の変更      | 12 |
| 第28条 遺言による死亡給付金受取人の変更        | 12 |
| 第29条 死亡給付金受取人の死亡             | 13 |
| 14. 保険契約者                    | 13 |
| 第30条 保険契約者の代表者               | 13 |
| 第31条 保険契約者の変更                | 13 |
| 第32条 保険契約者の住所の変更             | 13 |
| 15. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理 | 13 |
| 第33条 年齢の計算                   | 13 |
| 第34条 契約年齢および性別の誤りの処理         | 13 |
| 16. 契約者配当                    | 14 |

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 第35条 契約者配当                      | 14 |
| 17. 時効                          | 14 |
| 第36条 時効                         | 14 |
| 18. 被保険者の業務、転居および旅行             | 14 |
| 第37条 被保険者の業務、転居および旅行            | 14 |
| 19. 保険契約の更新                     | 14 |
| 第38条 保険契約の更新                    | 14 |
| 20. 管轄裁判所                       | 15 |
| 第39条 管轄裁判所                      | 15 |
| 21. 保険期間を有期から終身へ変更する特則          | 15 |
| 第40条 保険期間を有期から終身へ変更する特則         | 15 |
| 22. 給付金の受取人による保険契約の存続           | 15 |
| 第41条 給付金の受取人による保険契約の存続          | 15 |
| 23. 悪性新生物無事故給付金特則               | 16 |
| 第42条 用語の意義                      | 16 |
| 第43条 悪性新生物無事故給付金の支払             | 16 |
| 第44条 悪性新生物無事故給付金の自動すえ置          | 16 |
| 第45条 悪性新生物無事故給付金の請求、支払時期および支払場所 | 16 |
| 第46条 特則の保険料の払込免除                | 17 |
| 第47条 特則の締結                      | 17 |
| 第48条 特則の責任開始期                   | 17 |
| 第49条 特則の保険期間、保険料払込期間および保険料払込    | 17 |
| 第50条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱          | 17 |
| 第51条 特則の失効                      | 17 |
| 第52条 特則の復活                      | 17 |
| 第53条 責任開始期前の悪性新生物診断確定による無効      | 18 |
| 第54条 告知義務および告知義務違反              | 18 |
| 第55条 重大事由による解除                  | 18 |
| 第56条 特則の解約                      | 18 |
| 第57条 特則の返戻金                     | 18 |
| 第58条 特則の消滅とみなす場合                | 18 |
| 第59条 悪性新生物無事故給付金額の減額            | 18 |
| 第60条 本則の内容変更に伴う特則の取扱            | 18 |
| 第61条 特則の更新                      | 18 |
| 第62条 特則の契約者配当                   | 19 |
| 第63条 管轄裁判所                      | 19 |
| 第64条 本則の規定の準用                   | 19 |
| 別表 1 請求書類                       | 19 |
| 別表 2 対象となる不慮の事故                 | 21 |
| 別表 3 対象となる高度障害状態                | 21 |
| 別表 4 対象となる身体障害の状態               | 22 |
| 別表 5 悪性新生物                      | 23 |
| 別表 6 病院または診療所                   | 24 |
| 別表 7 入院                         | 24 |
| 別表 8 通院                         | 24 |

# 無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）普通保険約款

（平成26年7月1日制定）

## 1. 悪性新生物の定義および診断確定

### （悪性新生物の定義および診断確定）

第1条 この保険契約において「悪性新生物」とは、別表5に定めるものをいいます。

2. 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検・剖検）により医師（日本の医師または歯科医師および日本の医師または歯科医師と同等と当社が認めた日本国外の医師または歯科医師を含みます。以下同じ。）の資格を持つ者によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検・剖検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

## 2. 給付金の支払

### （給付金の支払）

第2条 この保険契約において支払う給付金は次のとおりです。

| 給付金の種類     | 支払額             | 受取人      | 給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）   | 支払事由に該当しても給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。） |
|------------|-----------------|----------|---|---------------------------------------|
| 悪性新生物診断給付金 | 悪性新生物診断給付金額     | 被保険者     | 被保険者が責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後の保険期間中に次のいずれかに該当したとき<br>（1）初めて悪性新生物と診断確定されたとき<br>（2）前回の悪性新生物診断給付金の支払事由に該当した日から起算して2年を経過した日の翌日以後に、責任開始期以後の保険期間中に診断確定された悪性新生物の治療を直接の目的として病院または診療所（別表6）において入院（別表7）を開始したときまたは通院（別表8）をしたとき | —                                     |
| 死亡給付金      | 悪性新生物診断給付金額×10% | 死亡給付金受取人 | 被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき  | 保険契約者または死亡給付金受取人の故意により左記の支払事由に該当したとき  |

2. 被保険者が悪性新生物以外の原因による入院中に、診断確定された悪性新生物の治療を開始したときは、その治療を開始した日に悪性新生物の治療を目的として入院を開始したものとみなします。
3. 第1項に規定する支払事由に該当する場合であっても、被保険者がこの保険契約の責任開始期前に悪性新生物と診断確定されていたときには、悪性新生物診断給付金を支払いません。
4. 第1項に規定する悪性新生物診断給付金額の変更があった場合には、各日現在の悪性新生物診断給付金額を基準とします。
5. 前回の悪性新生物診断給付金支払事由該当日から起算して2年を経過した日の翌日（保険期間中に限ります。）に、診断確定された悪性新生物の治療を直接の目的として被保険者が病院または診療所（別表6）における入院（別表7）をしている場合には、その日に入院を開始したものとみなして悪性新生物診断給付金を支払います。
6. 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡給付金が支払われないときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者と死亡給付金受取人が同一人の場合は支払いません。
7. 被保険者の生死が不明の場合でも、当社が死亡したものと認めるときは、被保険者が死亡したものととして本条の規定を適用します。
8. 保険契約者が法人の場合には、保険契約締結時に保険契約者から申出があり、当社がその旨を保険証券に記載したときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を悪性新生物診断給付金の受取人とします。

#### （給付金の請求、支払時期および支払場所）

第3条 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその給付金の受取人は、すみやかに当社に通知してください。

2. 給付金の受取人は、当社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、給付金を請求してください。
3. 官公庁、会社、組合、工場その他の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡給付金受取人として、その団体から給与の支払を受ける者を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）の場合、保険契約者である団体が当該事業保険契約の死亡給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡給付金の請求の際、前項に定める書類のほかに次の第1号または第2号のいずれかの書類および第3号の書類を提出してください。ただし、受給者が2人以上であるときは、そのうち1人から提出してください。
  - （1）被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
  - （2）被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
  - （3）保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 給付金は、完備された請求書類が当社に到着した日（以下「書類完備日」といいます。）の翌営業日から起算して5営業日以内に、当社の本店で支払います。
5. 給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金の請求時まで当社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金の支払期限は、書類完備日の翌日から起算して60日を経過する日とします。
  - （1）給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
給付金の支払事由に該当する事実の有無
  - （2）給付金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
給付金の支払事由が発生した原因
  - （3）告知義務違反に該当する可能性がある場合  
当社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - （4）この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項、第22条（重大事由による解除）第1項第4号（ア）から（オ）までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金の請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金の請求時までにおける事実
  - （5）責任開始期前の悪性新生物診断確定による無効に該当する可能性がある場合



被保険者が悪性新生物と診断確定された時期ならびに保険契約者および被保険者のその事実の知、不知に関する事実

6. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金の支払期限は、書類完備日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は180日）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日
  - (2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会 180日
  - (3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
  - (4) 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
  - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
7. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
8. 第5項または第6項による確認等を行う場合、当社は、給付金を請求した者（給付金受取人が2人以上の場合にはその代表者）に通知します。

### 3. 被保険者の死亡

#### （被保険者の死亡）

- 第4条 被保険者が死亡した場合には、被保険者が死亡したときにこの保険契約は消滅します。この場合、保険契約者またはその承継人は、ただちに当社に通知してください。
2. 前項の場合、保険料払込期間中に被保険者が死亡し、死亡給付金が支払われない場合には、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
  3. 被保険者の生死が不明の場合でも、当社が死亡したものと認めたときは、前2項の取扱を行います。

### 4. 保険料払込の免除

#### （保険料払込の免除）

- 第5条 被保険者が次の各号のいずれかに該当した場合には、当社は、次に到来する第11条（保険料の払込）第2項の保険料期間以降の保険料払込を免除します。
- (1) 被保険者が保険期間の始期以後の傷害または疾病を原因として保険料払込期間中に高度障害状態（別表3）に該当したとき。この場合、保険期間の始期前にすでに生じていた障害状態に保険期間の始期以後の傷害または疾病（保険期間の始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。
  - (2) 被保険者が保険期間の始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4）に該当したとき。この場合、保険期間の始期前にすでに生じていた障害状態に保険期間の始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときも同様とします。
  - (3) 被保険者が責任開始期以後の保険料払込期間中に初めて悪性新生物と診断確定されたとき
2. 保険料払込が免除された場合には、以後第11条（保険料の払込）に定める払込方法（回数）にかかわらず、月払契約として保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

3. 保険料払込が免除された保険契約については、保険料払込の免除事由の発生時以後契約内容の変更に関する規定を適用しません。
4. 次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、被保険者が保険期間の始期前に発病した疾病または発生した不慮の事故（別表2）もしくはそれ以外の外因によって被った傷害（以下、本項において「保険期間の始期前の疾病等」といいます。）を、この保険契約の保険期間の始期以後に生じたものとみなして本条の規定を適用します。ただし、第1項第3号に規定する保険料払込の免除事由については、本項の規定は適用しません。
- (1) この保険契約の締結または復活の際、告知等により当社が保険期間の始期前の疾病等について知っていた場合。ただし、保険期間の始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
  - (2) 保険期間の始期前の疾病等について、保険期間の始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、保険期間の始期前に健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、保険期間の始期前の疾病等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

#### （保険料の払込を免除しない場合）

- 第6条 前条第1項第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかにより被保険者が高度障害状態（別表3）に該当した場合には、当社は、保険料払込を免除しません。ただし、第2号にあっては、その原因による高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当社は、保険料払込を免除します。
- (1) 保険契約者または被保険者の故意
  - (2) 戦争その他の変乱
2. 前条第1項第2号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかにより被保険者が身体障害の状態（別表4）に該当した場合には、当社は、保険料払込を免除しません。ただし、第7号または第8号にあっては、その原因による身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当社は、保険料払込を免除します。
- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
  - (2) 被保険者の犯罪行為
  - (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
  - (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
  - (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
  - (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
  - (7) 地震、噴火または津波
  - (8) 戦争その他の変乱

#### （保険料払込免除の請求）

- 第7条 保険料払込の免除事由が生じたときは保険契約者または被保険者はすみやかに当社に通知してください。
2. 保険契約者は、当社に請求に必要な書類（別表1）を提出して保険料払込の免除を請求してください。
  3. 保険料払込の免除の請求については、第3条（給付金の請求、支払時期および支払場所）第5項から第8項までの規定を準用します。

## 5. 契約日および責任開始期

#### （契約日）

- 第8条 当社は、次の時を保険期間の始期とし、その時の属する日を保険契約の契約日とします。
- (1) 保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合  
……第1回保険料を受け取った時
  - (2) 当社所定の領収証をもって第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込みを承諾した場合

……第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）

2. 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日から起算します。
3. 以下の場合には、当社は保険契約者に保険証券を交付します。
  - (1) 当社が保険契約の申込みを承諾した場合
  - (2) 保険契約が更新される場合
4. 以下の場合には、前項の規定にかかわらず、当社は保険証券を交付しません。
  - (1) 保険契約が復活される場合
  - (2) 特約のみが更新される場合

#### （保険証券）

第9条 当社は、保険契約者に対し、次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。

- (1) 当社の名称
  - (2) 保険契約者の氏名または名称
  - (3) 被保険者の氏名
  - (4) 給付金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
  - (5) 保険期間
  - (6) 保険料払込期間
  - (7) 悪性新生物診断給付金額
  - (8) 保険料およびその払込方法
  - (9) 契約日
  - (10) 保険証券を作成した年月日
2. 特約の中途付加の場合は、前項の記載事項以外に中途付加日を記載します。

#### （責任開始期）

第10条 当社は、次の各号に定める日を責任開始日とし、その日から保険契約上の責任を負います。

- (1) 第2条（給付金の支払）第1項  
保険期間の始期から起算して90日を経過した日の翌日
- (2) 第5条（保険料払込の免除）第1項第1号および第2号  
保険期間の始期の属する日
- (3) 第5条（保険料払込の免除）第1項第3号  
保険期間の始期から起算して90日を経過した日の翌日

## 6. 保険料の払込

#### （保険料の払込）

第11条 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回次の各号の保険料の払込方法（回数）にしたがい、次条第1項に定める払込方法（経路）により、次に定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

- (1) 月払契約の場合  
月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
  - (2) 年払契約または半年払契約の場合  
年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
2. 前項で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
3. 第1項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときには、当社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（この保険契約および同時に付加されている特約の給付金または保険金を支払うときはその給付金または保険金の受取人）に返還します。
4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに給付金の支払事由が生じたときには、当社は、未払込保険料を支払うべき給付金から差し引きます。

5. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料払込の免除事由が生じたときには、保険契約者は、未払込保険料を払い込んでください。
6. 前項の場合、未払込保険料の払込については第14条（猶予期間および保険契約の失効）の規定を準用します。
7. 保険契約者は、当社の定める範囲内で保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
8. 月払の保険契約が悪性新生物診断給付金額の減額等によって当社の定める月払取扱の範囲外となったときは、保険料の払込方法（回数）を年払または半年払に変更します。
9. 年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料（第1回保険料を含みます。）に対応する保険料期間中に保険契約が消滅したとき（減額したときを含みます。）、または保険料払込の免除事由が生じて保険料の払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当した次の月単位の契約応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、当社は、当社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者（この保険契約および同時に付加されている特約の給付金または保険金を支払うときはその給付金または保険金の受取人）に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、未経過保険料を払い戻しません。

### （保険料の払込方法（経路））

第12条 保険契約者は、次の各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 当社指定の金融機関等の口座振替により払い込む方法
  - (2) 当社指定の金融機関等の口座に送金することにより払い込む方法
  - (3) 所属団体または集団を通じ払い込む方法（所属団体または集団と当社との間に団体取扱に関する協定または集団取扱に関する協定が締結されている場合に限ります。）
2. 前項各号のいずれの方法によっても当該払込期月分の保険料が払込期月内に払い込まれないときは、その保険料についてのみ、当社の本店または当社の指定した場所に持参して払い込むことができます。
  3. 保険契約者は、当社の定める範囲内で第1項各号の保険料の払込方法（経路）を変更することができます。
  4. 保険料の払込方法（経路）が第1項第1号または第3号である保険契約において、その保険契約が当社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、当社の本店または当社の指定した場所に払い込んでください。

### （保険料の前納または一括払）

第13条 保険契約者は、当社所定の前納回数を限度として、将来の年払保険料または半年払保険料2年以上を前納することができます。この場合には、当社所定の利率で割り引いて計算した保険料前納金を払い込んでください。

2. 前項の保険料前納金は、当社所定の利率による複利計算の利息をつけて当社に積み立て置き、年単位または半年単位の契約応当日ごとに年払保険料または半年払保険料の払込みに充当します。
3. 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。
4. 保険料の払込みを要しなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、この保険契約および同時に付加されている特約の給付金または保険金を支払うときはその給付金または保険金の受取人に払い戻します。
5. 月払契約の場合には、保険契約者は、12か月分を限度として、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合、一括払される保険料が3か月分以上あるときは、当社所定の割引率で保険料を割引します。
6. 保険料の払込みを要しなくなった場合に、一括払された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、この保険契約および同時に付加されている特約の給付金または保険金を支払うときはその給付金または保険金の受取人に払い戻します。

## 7. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

### （猶予期間および保険契約の失効）

第14条 第2回以後の保険料の払込みについては、次のとおり猶予期間があります。

- (1) 月払契約の場合  
払込期月の翌月初日から末日まで
  - (2) 年払契約または半年払契約の場合  
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間満了日の翌日から効力を失います。この場合、猶予期間満了日の翌日が保険料払込期間満了後のときで、かつ、保険料払込期間満了日までの保険料がすべて払い込まれているときは、保険契約者は、解約返戻金を請求することができます。
  3. 猶予期間中に給付金の支払事由が生じたときは、当社は未払込保険料を給付金から差し引きます。
  4. 猶予期間中に保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者はその猶予期間満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当社は、免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。

## 8. 保険契約の復活

### （保険契約の復活）

第15条 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して1年以内は当社所定の書類（別表1）を提出して、保険契約の復活を請求することができます。ただし、保険契約者が解約を請求した後は、保険契約の復活を請求することはできません。

2. 保険契約の復活を当社が承諾したときは、保険契約者は、当社の指定した日までに、延滞保険料を当社の本店または当社の指定した場所に払い込んでください。
3. 当社は前項の金額が払い込まれたときを復活日とし、その日から保険契約上の責任を負います。
4. 前項の規定にかかわらず、復活日が保険期間の始期から起算して90日以内の場合は、第10条（責任開始期）に規定する責任開始日が復活日のいずれか遅い日から保険契約上の責任を負います。

## 9. 保険契約の無効および取消し

### （詐欺による取消し）

第16条 保険契約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または給付金の受取人に詐欺の行為があったときは、当社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

### （不法取得目的による無効）

第17条 保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したときは、その保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

### （責任開始期前の悪性新生物診断確定による無効）

第18条 被保険者が告知前または告知の時から保険契約の責任開始期の前日までに悪性新生物と診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらず保険契約は無効とします。

2. 前項の場合、すでに払い込まれた保険料は次のように取り扱います。
  - (1) 告知前に、被保険者が悪性新生物と診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
  - (2) 告知前に、被保険者が悪性新生物と診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者のいずれか一人でも知っていた場合には、払い戻しません。
  - (3) 告知の時から保険契約の責任開始期の前日までに被保険者が悪性新生物と診断確定されていた

場合には、保険契約者に払い戻します。

3. 本条の適用がある場合は、第20条（告知義務違反による解除）および第22条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

## 10. 告知義務および保険契約の解除

### （告知義務）

第19条 保険契約の締結または復活の際、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち当社が書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面で告知してください。ただし、当社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

### （告知義務違反による解除）

第20条 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は将来に向けて保険契約を解除することができます。

2. 当社は、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、給付金を支払わず、または保険料払込を免除しません。またすでに給付金を支払っていたときは給付金の返還を請求し、保険料払込を免除していたときは払込免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当社は、解約返戻金があるときはこれと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

### （保険契約を解除できない場合）

第21条 当社は、次の各号のいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。

- (1) 当社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき。
  - (2) 当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき。
  - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
  - (4) 当社が、保険契約の締結または復活の後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から起算して1か月を経過したとき。
  - (5) 責任開始日から起算して2年以内に、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じなかったとき。
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社は保険契約を解除することができます。

### （重大事由による解除）

第22条 当社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向けて保険契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、この保険契約の給付金（保険料払込の免除を

- 含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この保険契約の給付金の請求に関し、給付金の受取人（保険料払込免除の請求の場合は保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当する場合
- (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、当社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 当社は、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、前項の規定により、保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による悪性新生物診断給付金もしくは死亡給付金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号（ア）から（オ）までに該当した者が死亡給付金の受取人のみであり、その死亡給付金の受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金をいいます。以下、本項について同じ。）を支払わず、または保険料払込を免除しません。また、この場合に、すでに給付金を支払っていたときは給付金の返還を請求し、保険料払込を免除していたときは払込免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当社は、解約返戻金があるときはこれと同額の返戻金を保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

## 11. 解約および解約返戻金

### （解約）

第23条 保険契約者は、いつでも将来に向かって保険契約を解約することができます。

2. 保険契約者は、解約を請求するときは当社所定の書類（別表1）を提出してください。

### （解約返戻金）

第24条 解約返戻金は、次の各号のとおりとします。

- (1) 保険料払込期間中の解約返戻金はありません。また、保険料払込期間満了の日までの保険料が払い込まれていないときも、解約返戻金はありません。
- (2) 保険料払込期間満了後の解約返戻金は、悪性新生物診断給付金額に10%を乗じて得た額とします。
2. 次の各号に定める事項に関する解約返戻金の計算をする場合、当該各号に定める日が、保険料払込期間に属するときには、この保険契約の解約返戻金はありません。

- (1) 第14条（猶予期間および保険契約の失効）の規定による保険契約の失効  
猶予期間満了の日の翌日
  - (2) 第20条（告知義務違反による解除）の規定による告知義務違反による解除および第22条（重大事由による解除）の規定による重大事由による解除  
保険契約を解除する旨の通知が保険契約者（保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人）に到達した日
  - (3) 第23条（解約）の規定による解約  
当社所定の書類（別表1）が当社の本店に到達した日
  - (4) 第25条（悪性新生物診断給付金額の減額）の規定による悪性新生物診断給付金額の減額  
請求に必要な書類（別表1）が当社の本店に到着した日
3. 解約返戻金の支払時期および支払場所については、第3条（給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

## 12. 契約内容の変更

### （悪性新生物診断給付金額の減額）

- 第25条 保険契約者は、悪性新生物診断給付金額を減額することができます。ただし、減額後の悪性新生物診断給付金額は、当社の定める金額以上であることを要します。
2. 悪性新生物診断給付金額の減額をするときは、保険契約者は請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
  3. 悪性新生物診断給付金額を減額したときは、減額分は解約したものと取り扱います。
  4. 悪性新生物診断給付金額を減額したときは、その後の保険料を改めます。

## 13. 給付金受取人

### （死亡給付金の受取人の代表者）

- 第26条 死亡給付金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の死亡給付金の受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないとき、またはその所在が不明のときは、当社が死亡給付金の受取人の1人に対してした行為は、他の死亡給付金の受取人に対しても効力を生じます。

### （当社への通知による給付金受取人の変更）

- 第27条 死亡給付金の対象となる保険契約については、保険契約者またはその承継人は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは被保険者の同意を得た上で、当社に対する通知により、死亡給付金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知をするときは、保険契約者またはその承継人は、当社所定の書類（別表1）を提出してください。
  3. 第1項の変更をしたときは、保険証券に表示します。
  4. 第1項の通知が当社に到達する前に変更前の死亡給付金受取人に死亡給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。
  5. 悪性新生物診断給付金の受取人は、被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、第2条（給付金の支払）第8項の場合には、被保険者の同意を得た上で、悪性新生物診断給付金の受取人を変更することができます。

### （遺言による死亡給付金受取人の変更）

- 第28条 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により死亡給付金受取人を変更することができます。
2. 前項の死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
  3. 前2項による死亡給付金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当社に通知しなければ、これを当社に対抗することができません。
  4. 前項の通知をするときは、当社所定の書類（別表1）を提出してください。



5. 第1項の変更をしたときは、保険証券に表示します。

#### （死亡給付金受取人の死亡）

第29条 死亡給付金受取人が死亡給付金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡給付金受取人とします。

2. 前項の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡給付金受取人となった者のうち生存している他の死亡給付金受取人を死亡給付金受取人とします。
3. 前2項により死亡給付金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

## 14. 保険契約者

#### （保険契約者の代表者）

第30条 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が数人ある場合には、その責任は連帯とします。

#### （保険契約者の変更）

第31条 保険契約者またはその承継人は、被保険者および当社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

2. 前項の承継をするときは、保険契約者またはその承継人は、当社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 第1項の承継をしたときは、保険証券に表示します。

#### （保険契約者の住所の変更）

第32条 保険契約者が住所を変更したときは、すみやかに当社の本店または当社の指定した場所に通知してください。

2. 保険契約者が前項の通知を行わず、保険契約者の住所を当社が確認できなかった場合、当社の知った最終の住所に発した通知は通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

## 15. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

#### （年齢の計算）

第33条 被保険者の契約年齢は契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

#### （契約年齢および性別の誤りの処理）

第34条 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次の方法により取り扱います。

- (1) 契約日における実際の年齢が、当社の定める契約年齢の範囲内であったときは、実際の年齢に基づいて保険料を改め、過不足の精算等の取扱いを行います。
  - (2) 契約日における実際の年齢が、当社の定める契約年齢の範囲外であったときは、保険契約を無効としてすでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときには、最低契約年齢に達した日に契約したのものとして保険料を改め、過不足の精算等の取扱いを行います。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を改め、過不足の精算等の取扱いを行います。

## 16. 契約者配当

### （契約者配当）

第35条 この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

## 17. 時効

### （時効）

第36条 給付金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払または保険料払込の免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から起算して3年間請求がない場合には消滅します。

## 18. 被保険者の業務、転居および旅行

### （被保険者の業務、転居および旅行）

第37条 保険契約の継続中に、被保険者が第22条（重大事由による解除）第1項第4号に該当する場合を除きどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居もしくは旅行しても、当社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで保険契約上の責任を負います。

## 19. 保険契約の更新

### （保険契約の更新）

第38条 この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までに保険契約を継続しない旨を当社に通知しない限り、保険契約（保険期間満了日までの保険料が払い込まれているものに限り）は、保険期間満了日の翌日に更新して継続されるものとし、この日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は更新できません。
  - （1）更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が当社の定める最高年齢をこえるとき。
  - （2）保険料払込期間が保険期間より短いとき。
3. 更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険契約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号の規定に該当する場合には、保険契約は、短期の保険期間に変更して更新します。この場合、更新後の保険契約の保険期間が当社の定める最低保険期間に満たないときは、保険契約の更新は取り扱いません。
4. 更新後の保険契約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 更新後の保険契約の悪性新生物診断給付金額は、更新前の保険契約の悪性新生物診断給付金額と同一とします。
6. 更新された保険契約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、保険料は更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
7. 更新後の保険契約の第1回保険料の払込については、第11条（保険料の払込）第1項から第5項まで、第7項および第8項ならびに第14条（猶予期間および保険契約の失効）第1項、第3項および第4項の規定を準用します。
8. 前項の保険料が猶予期間中に払い込まれなかったときは、保険契約の更新はなかったものとし、保険契約は更新前の保険契約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
9. 保険契約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、次の各号によって取り扱います。
  - （1）更新後の保険契約には、更新時の普通保険約款および保険料率が適用されます。
  - （2）第2条（給付金の支払）、第5条（保険料払込の免除）、第10条（責任開始期）、第18条（責任開始期前の悪性新生物診断確定による無効）および第21条（保険契約を解除できない場合）に関しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとし、
  - （3）更新前の保険契約において告知義務違反による解除の理由があるときは、当社は、更新後の保険契約を解除することができます。
10. 更新時に当社がこの保険契約の締結を取り扱っていないときは、当社所定の保険契約により更新されることがあります。



2. 前項の解約の請求が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たすこの保険契約の給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の請求の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ当社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
  - (2) 保険契約者でないこと
3. 前項の通知をするときは、当社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 第1項の解約の請求の通知が当社に到着した日以後、解約の効力が生じるまで、または第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ当社が死亡給付金を支払うべきときは、支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を死亡給付金受取人に支払います。

## 23. 悪性新生物無事故給付金特則

### （用語の意義）

第42条 この特則において使用される「本則」とは、主たる保険契約におけるこの特則以外の部分をいいます。

### （悪性新生物無事故給付金の支払）

第43条 この特則において支払う悪性新生物無事故給付金は、次のとおりです。

| 給付金の種類        | 支払額            | 受取人                    | 給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）   |
|---------------|----------------|------------------------|---|
| 故生物悪性新<br>給付金 | 故生物悪性新<br>給付金額 | 約者<br>保<br>険<br>契<br>約 | 被保険者がこの特則の保険期間満了時に生存し、かつ、この特則の保険期間中に第2条（給付金の支払）第1項に定める悪性新生物診断給付金が支払われなかったとき |

2. 悪性新生物無事故給付金が支払われた後に、その保険期間中の悪性新生物診断給付金の請求を受け、その悪性新生物診断給付金が支払われることとなったときは、当社は、支払われた悪性新生物無事故給付金を差し引いて給付金を支払います。ただし、悪性新生物診断給付金が、悪性新生物無事故給付金に不足する場合には、保険契約者は、その不足する金額を当社に返還してください。
3. 第44条（悪性新生物無事故給付金の自動すえ置）第1項の規定により悪性新生物無事故給付金がすえ置かれていた場合で、その保険期間中の悪性新生物診断給付金の請求があり、当社がこれを支払うこととしたとき、その悪性新生物無事故給付金は、支払事由に該当しなかったものとして取り扱います。
4. 悪性新生物無事故給付金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

### （悪性新生物無事故給付金の自動すえ置）

第44条 悪性新生物無事故給付金は、支払事由が生じたときから、当社所定の利率および方法による利息をつけて自動的にすえ置とします。

2. すえ置かれた悪性新生物無事故給付金は、保険契約者から請求があったとき、または本則が消滅したとき（本則が更新される場合を除きます。）に保険契約者に支払います。ただし、本則が死亡給付金の支払により消滅する時は、すえ置かれた悪性新生物無事故給付金（本則が消滅した時に支払事由が生じた悪性新生物無事故給付金を含みます。）は、死亡給付金とともに本則の死亡給付金受取人に支払います。

### （悪性新生物無事故給付金の請求、支払時期および支払場所）

第45条 悪性新生物無事故給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者は、すみやかに当社に通知してください。

2. 悪性新生物無事故給付金を請求するときは、保険契約者は、当社に請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 第3条（給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定は、この特則による悪性新生物無事故給付金の支払の場合に準用します。

### （特則の保険料の払込免除）

第46条 第5条（保険料払込の免除）第1項第1号または第2号の規定によって、本則の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特則の保険料払込を免除します。

2. 前項のほか、この特則の保険料払込期間と本則の保険料払込期間とが異なる場合で、本則の保険料払込期間経過後のときは第5条（保険料払込の免除）第1項第1号または第2号の規定を準用して、この特則の保険料の払込を免除します。

### （特則の締結）

第47条 保険契約者は、本則の契約日または更新日に、当社の定める取扱に基づき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特則を本則に付加して締結することができます。本則の締結の際に本則に付加する場合は、本則とあわせて被保険者の選択を行います。本則の更新日に本則に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行います。

### （特則の責任開始期）

第48条 この特則の責任開始期は、本則締結の際に本則に付加する場合は、本則の責任開始期と同一とします。また、本則の更新日に本則に付加する場合で、当社が保険契約者からの特則付加の申込を承諾したときは、本則のその更新日からこの特則上の責任を負います。

### （特則の保険期間、保険料払込期間および保険料払込）

第49条 この特則の保険期間および保険料払込期間は、本則の保険期間満了日を限度とし、当社所定の範囲内で定めます。

2. この特則の保険料は、本則の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 本則の保険料が払い込まれ、この特則の保険料が払い込まれない場合には、この特則は、猶予期間満了時から将来に向かって解約されたものとします。
4. この特則の保険料払込期間と本則の保険料払込期間とが異なる場合には、本則の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特則の保険料は、本則の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、本則の保険料払込期間満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
5. 前項の場合には、第11条（保険料の払込）、第13条（保険料の前納または一括払）および第14条（猶予期間および保険契約の失効）の規定を準用します。
6. 第4項に規定する前納が行われなかった場合には、この特則は、本則の保険料払込期間満了時に解約されたものとします。
7. 年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料（第1回保険料を含みます。）に対応する保険料期間中にこの特則が消滅したとき（減額したときを含みます。）、またはこの特則の特則保険料払込の免除事由が生じて特則保険料の払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当した次の月単位の契約応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、当社は、当社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、未経過保険料を払い戻しません。

### （猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

第50条 保険料払込猶予期間中に、悪性新生物無事故給付金の支払事由が生じた場合には、当社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

2. 悪性新生物無事故給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当社は、悪性新生物無事故給付金を支払いません。

### （特則の失効）

第51条 本則が効力を失った場合には、この特則も同時に将来に向かって効力を失います。

### （特則の復活）

第52条 本則の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特則についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 当社は、前項の規定によって請求された特則の復活を承諾した場合には、この特則の復活の取扱をします。この場合、第15条（保険契約の復活）の規定を準用します。

#### （責任開始期前の悪性新生物診断確定による無効）

第53条 被保険者が告知前または告知の時からこの特則の責任開始期の前日までに悪性新生物と診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらずこの特則は無効とします。

2. 前項の場合、すでに払い込まれたこの特則の保険料は次のように取り扱います。

- （1）告知前に、被保険者が悪性新生物と診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者のいずれも知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
- （2）告知前に、被保険者が悪性新生物と診断確定されていた事実を、保険契約者または被保険者のいずれか一人でも知っていた場合には、払い戻しません。
- （3）告知の時からこの特則の責任開始期の前日までに被保険者が悪性新生物と診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。

3. 本条の適用がある場合は、第54条（告知義務および告知義務違反）および第55条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

#### （告知義務および告知義務違反）

第54条 この特則の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、第19条（告知義務）および第20条（告知義務違反による解除）の規定を準用します。

#### （重大事由による解除）

第55条 この特則の重大事由による解除については、第22条（重大事由による解除）の規定を準用します。

#### （特則の解約）

第56条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特則を解約することができます。

#### （特則の返戻金）

第57条 この特則の解約返戻金はありません。

2. この特則が次条の規定により消滅したときもこの特則の解約返戻金その他の返戻金はありません。

#### （特則の消滅とみなす場合）

第58条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この特則は消滅したものとみなします。

- （1）本則が解約その他の事由によって消滅したとき
- （2）被保険者が責任開始期以後のこの特則の保険期間中に初めて悪性新生物と診断確定されたとき

#### （悪性新生物無事故給付金額の減額）

第59条 保険契約者は、いつでも悪性新生物無事故給付金額を減額することができます。ただし、減額後の悪性新生物無事故給付金額は、当社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定によって、悪性新生物無事故給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

#### （本則の内容変更に伴う特則の取扱）

第60条 本則の悪性新生物診断給付金額を減額した場合でも、この特則はそのまま有効に継続します。

#### （特則の更新）

第61条 この特則の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特則を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特則は、保険期間満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特則の保険期間満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は、前項の更新を取り扱いません。

- （1）更新後のこの特則の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が当社の定める最高年齢を

## こえるとき

- (2) 更新後のこの特則の保険期間満了日が本則の保険料払込期間満了日をこえるとき  
 (3) この特則の保険期間満了日が本則の保険料払込期間満了日をこえているとき  
 (4) 本則の保険料の払込が免除されているとき
3. 更新後のこの特則の保険期間は、更新前のこの特則の保険期間と同一とします。  
 4. 更新後のこの特則の保険期間と保険料払込期間は同一とします。  
 5. 更新後のこの特則の悪性新生物無事故給付金額は、更新前のこの特則の悪性新生物無事故給付金額と同一とします。  
 6. 更新されたこの特則の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特則の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。  
 7. 更新後のこの特則の保険料の払込方法（回数）は、本則の保険料の払込方法（回数）と同一とし、更新後のこの特則の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする本則の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、本則の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第49条（特則の保険期間、保険料払込期間および保険料払込）第3項の規定を準用します。  
 8. この特則が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、次の各号によって取り扱います。  
 (1) 更新後のこの特則には、更新時の特則および保険料率が適用されます。  
 (2) 第46条（特則の保険料の払込免除）、第48条（特則の責任開始期）、第53条（責任開始期前の悪性新生物診断確定による無効）および第54条（告知義務および告知義務違反）に関しては、更新前のこの特則の保険期間と更新後のこの特則の保険期間とは継続されたものとします。  
 9. この特則の保険期間満了日と本則の保険期間満了日が同一の場合で、本則が第38条（保険契約の更新）の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特則は本則と同時に更新されます。  
 10. 更新時に当社がこの特則の締結を取り扱っていないときは、当社所定の特則により更新されることがあります。

**（特則の契約者配当）**

第62条 この特則に対しては、契約者配当はありません。

**（管轄裁判所）**

第63条 この特則における悪性新生物無事故給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、本則の管轄裁判所の規定を準用します。

**（本則の規定の準用）**

第64条 この特則に別段の定めのない場合には、本則の規定を準用します。

**別表1 請求書類****（1）給付金および保険料払込の免除の請求に必要な書類**

| 項目             | 必要書類  |
|----------------|---|
| 悪性新生物<br>診断給付金 | (1) 当社所定の請求書<br>(2) 当社所定の様式による医師の診断書・証明書<br>(3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。）<br>(4) 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書<br>(5) 最終の保険料払込を証する書類<br>(6) 保険証券 |
| 死亡給付金          | (1) 当社所定の請求書<br>(2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、当社が必要と認めた場合は当社所定の様式による医師の死亡証明書）<br>(3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本）                |

|   |  |
|---|--|
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 死亡給付金受取人の戸籍抄本</li> <li>(5) 死亡給付金受取人の印鑑証明書</li> <li>(6) 最終の保険料払込を証する書類</li> <li>(7) 保険証券</li> </ul>  |
| 保険料払込の免除  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当社所定の請求書</li> <li>(2) 不慮の事故であることを証する書類</li> <li>(3) 当社所定の様式による医師の診断書・証明書</li> <li>(4) 最終の保険料払込を証する書類</li> <li>(5) 保険証券</li> </ul>           |
| 悪性新生物<br>無事故給付金                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当社所定の請求書</li> <li>(2) 被保険者の住民票（ただし、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本）</li> <li>(3) 保険契約者の戸籍抄本と印鑑証明書</li> <li>(4) 最終の保険料払込を証する書類</li> <li>(5) 保険証券</li> </ul> |
| （注）当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。 |  |

**（2）その他の請求書類**

| 項目   | 必要書類  |
|--|---|
| 保険契約の復活  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当社所定の復活請求書</li> <li>(2) 被保険者についての当社所定の告知書</li> </ul>   |
| 解約   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当社所定の解約請求書</li> <li>(2) 保険契約者の印鑑証明書</li> <li>(3) 最終の保険料払込を証する書類</li> <li>(4) 保険証券</li> </ul>                   |
| 悪性新生物診断給付金額の減額   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当社所定の保険契約内容変更請求書</li> <li>(2) 保険契約者の印鑑証明書</li> <li>(3) 最終の保険料払込を証する書類</li> <li>(4) 保険証券</li> </ul>             |
| 保険期間が終身の無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）への変更   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当社所定の請求書</li> <li>(2) 保険契約者の印鑑証明書</li> <li>(3) 最終の保険料払込を証する書類</li> <li>(4) 保険証券</li> </ul>                     |
| 保険契約者の変更   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当社所定の名義変更請求書</li> <li>(2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書</li> <li>(3) 保険証券</li> </ul>   |
| 死亡給付金受取人の変更  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当社所定の名義変更請求書</li> <li>(2) 保険契約者の印鑑証明書</li> <li>(3) 保険証券</li> </ul>   |
| 遺言による死亡給付金受取人の変更   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当社所定の名義変更請求書</li> <li>(2) 遺言書</li> <li>(3) 保険契約者の相続人の戸籍抄本</li> </ul>   |
| 給付金受取人による保険契約の存続   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当社所定の請求書</li> <li>(2) 給付金受取人の戸籍抄本</li> <li>(3) 保険契約者の同意書</li> <li>(4) 給付金受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書</li> </ul> |
| （注）当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また保険契約の復活の請求については当社の指定した医師に被保険者の診断を行わせることがあります。 |   |



## 別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

| 用語    | 定義   |
|-------|--|
| 1. 急激 | 事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。<br>（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）    |
| 2. 偶発 | 事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。<br>（被保険者の故意に基づくものは該当しません。） |
| 3. 外来 | 事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。<br>（身体の内部的原因によるものは該当しません。）               |

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

| 該当例   | 非該当例   |
|---|--|
| <p>次のような事故は、表1の定義を全て満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故</li> <li>・不慮の転落、転倒</li> <li>・不慮の溺水</li> <li>・窒息</li> </ul> | <p>次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因</li> <li>・飢餓、渇</li> <li>・過度の運動</li> <li>・騒音、振動、無重力環境への長期滞在</li> <li>・処刑</li> </ul> |

表2 除外する事故

| 項目                      | 除外する事故  |
|-------------------------|---|
| 1. 疾病の発症等における軽微な外因      | 疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故   |
| 2. 疾病の診断・治療上の事故         | 疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故   |
| 3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等   | 疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息  |
| 4. 気象条件による過度の高温         | 気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）   |
| 5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故 | <p>次の症状の原因となった事故</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎</li> <li>（2）外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など</li> <li>（3）細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎</li> </ul> |

## 別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- （1）両眼の視力を全く永久に失ったもの
- （2）言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- （3）中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- （4）両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- （5）両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- （6）1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

もの

(7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

## 別表4 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
- (4) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (8) 10足指を失ったもの

### 備考【別表3、別表4】

#### 1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

#### 2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
  - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

#### 3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

#### 4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

#### 5. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、
 
$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$
 の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

す。

## 6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動の範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

## 7. 手指の障害

- (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

## 8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

## 別表5 悪性新生物

この保険契約における「悪性新生物」とは、下記（1）および（2）をみたすものをいいます。なお、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」（第7版）で病期分類が0期の病変は含みません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は悪性新生物に該当しません。

- (1) この保険契約において「悪性新生物」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10（2003年版）準拠」によるものとします。

| 分類項目                     | 基本分類コード   |
|--------------------------|-----------|
| 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物         | C 00～C 14 |
| 消化器の悪性新生物                | C 15～C 26 |
| 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物        | C 30～C 39 |
| 骨および関節軟骨の悪性新生物           | C 40～C 41 |
| 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物       | C 43～C 44 |
| 中皮および軟部組織の悪性新生物          | C 45～C 49 |
| 乳房の悪性新生物                 | C 50      |
| 女性生殖器の悪性新生物              | C 51～C 58 |
| 男性生殖器の悪性新生物              | C 60～C 63 |
| 腎尿路の悪性新生物                | C 64～C 68 |
| 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 | C 69～C 72 |
| 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物     | C 73～C 75 |
| 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物  | C 76～C 80 |
| リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物  | C 81～C 96 |
| 独立した（原発性）多部位の悪性新生物       | C 97      |
| 真性赤血球増加症<多血症>            | D 45      |
| 骨髄異形成症候群                 | D 46      |
| 慢性骨髄増殖性疾患                | D 47.1    |
| 本態性（出血性）血小板血症            | D 47.3    |

（2）上記（1）において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

| 第5桁コード |                       |
|--------|-----------------------|
| ／3     | ・・・悪性、原発部位            |
| ／6     | ・・・悪性、転移部位<br>悪性、続発部位 |
| ／9     | ・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳  |

## 別表6 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものをいいます。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

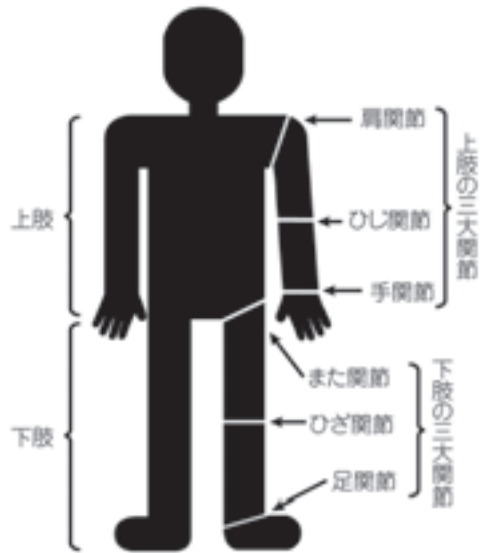
## 別表7 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表6に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

## 別表8 通院

「通院」とは、医師または歯科医師による治療が必要であり、別表6に定める病院または診療所（患者が入院するための施設を有しないものを含み、往診を含みます。）において、外来による診察、投薬、処置、手術その他の治療を受けることをいい、「治療を直接の目的とする通院」には、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受け取りのみの通院は該当しません。

【身体部位の名称図】



## 上皮内新生物診断給付金特約条項（2014） 目次

|      |                                |    |
|------|--------------------------------|----|
| 第1条  | 上皮内新生物の定義および診断確定               | 27 |
| 第2条  | 上皮内新生物診断給付金の支払                 | 27 |
| 第3条  | 上皮内新生物診断給付金の請求、支払時期および支払場所     | 28 |
| 第4条  | 特約保険料の払込免除                     | 28 |
| 第5条  | 特約の締結                          | 28 |
| 第6条  | 特約の責任開始期                       | 28 |
| 第7条  | 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込       | 28 |
| 第8条  | 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱              | 29 |
| 第9条  | 特約の失効                          | 29 |
| 第10条 | 特約の復活                          | 29 |
| 第11条 | 責任開始期前の上皮内新生物または悪性新生物診断確定による無効 | 29 |
| 第12条 | 告知義務および告知義務違反                  | 29 |
| 第13条 | 重大事由による解除                      | 29 |
| 第14条 | 特約の解約                          | 30 |
| 第15条 | 特約の返戻金                         | 30 |
| 第16条 | 特約の消滅とみなす場合                    | 30 |
| 第17条 | 上皮内新生物診断給付金額の減額                | 30 |
| 第18条 | 特約の更新                          | 30 |
| 第19条 | 特約の契約者配当                       | 32 |
| 第20条 | 主契約の内容変更に伴う特約の取扱               | 32 |
| 第21条 | 管轄裁判所                          | 32 |
| 第22条 | 主約款の規定の準用                      | 32 |
| 第23条 | 保険期間を有期から終身へ変更する特則             | 32 |
| 第24条 | 上皮内新生物診断給付金の受取人による特約の存続        | 32 |
| 別表1  | 請求書類                           | 33 |
| 別表2  | 上皮内新生物                         | 33 |
| 別表3  | 病院または診療所                       | 33 |
| 別表4  | 入院                             | 33 |
| 別表5  | 通院                             | 34 |

## 上皮内新生物診断給付金特約条項（2014）

（平成26年7月1日制定）

### （上皮内新生物の定義および診断確定）

- 第1条 この特約において「上皮内新生物」とは、別表2に定めるものをいいます。また、「悪性新生物」とは、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の別表5に定めるものをいいます。
2. 上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検・剖検）により医師（日本の医師または歯科医師および日本の医師または歯科医師と同等と当社が認めた日本国外の医師または歯科医師を含みます。以下同じ。）の資格を持つ者によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検・剖検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

### （上皮内新生物診断給付金の支払）

第2条 この特約において支払う上皮内新生物診断給付金は次のとおりです。

| 給付金の種類      | 支払額          | 受取人               | 給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）   |
|-------------|--------------|-------------------|---|
| 上皮内新生物診断給付金 | 上皮内新生物診断給付金額 | 主契約の悪性新生物診断給付金受取人 | 被保険者がこの特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後のこの特約の保険期間中に上皮内新生物と診断確定されたとき |

2. 前項に規定する支払事由に該当する場合であっても、被保険者がこの特約の責任開始期前に上皮内新生物または悪性新生物と診断確定されていたときには、上皮内新生物診断給付金を支払いません。
3. 第1項に規定する上皮内新生物診断給付金額の変更があった場合には、各日現在の上皮内新生物診断給付金額を基準とします。
4. 被保険者が上皮内新生物診断給付金の支払事由に該当して上皮内新生物診断給付金が支払われた場合において、その上皮内新生物診断給付金の支払事由に該当した最後の診断日（以下本条において「前回の上皮内新生物診断給付金支払事由該当日」といいます。）から起算して2年以内に上皮内新生物診断給付金の支払事由に該当した場合には、第1項の規定にかかわらず、上皮内新生物診断給付金を支払いません。
5. 被保険者が前回の上皮内新生物診断給付金支払事由該当日から起算して2年以内に上皮内新生物診断給付金の支払事由に新たに該当した後、次の各号のいずれかに該当した場合には、該当したその日に新たな上皮内新生物診断給付金の支払事由に該当したものとみなして、第1項の規定を適用して上皮内新生物診断給付金を支払います。
- (1) 前回の上皮内新生物診断給付金支払事由該当日から起算して2年を経過した日の翌日（保険期間中に限ります。）に、上皮内新生物の治療を直接の目的とした病院または診療所（別表3）における入院（別表4）をしているとき
- (2) 前回の上皮内新生物診断給付金支払事由該当日から起算して2年を経過した日の翌日以後の保険期間中に、上皮内新生物の治療を直接の目的とした病院または診療所（別表3）における入院（別表4）を開始したとき
- (3) 前回の上皮内新生物診断給付金支払事由該当日から起算して2年を経過した日の翌日以後の保険期間中に、上皮内新生物の治療を直接の目的とした病院または診療所（別表3）における通院（別表5）をしたとき
6. 主契約の悪性新生物診断給付金およびこの特約の上皮内新生物診断給付金の支払事由に該当した場合、悪性新生物診断給付金の支払事由の原因となった疾病と上皮内新生物診断給付金の支払事由の原因となった疾病が同一または医学上の因果関係があると当社が認めたときは、第1項の規定にかかわらず次の各号に定めるとおり取り扱います。

- (1) 上皮内新生物診断給付金を支払う前に、悪性新生物診断給付金の支払請求を受けたとき悪性新生物診断給付金を支払い、上皮内新生物診断給付金を支払いません。
- (2) 上皮内新生物診断給付金を支払った後に、悪性新生物診断給付金の支払請求を受けたとき悪性新生物診断給付金額から上皮内新生物診断給付金額を差し引いた金額を悪性新生物診断給付金として支払います。この場合、すでに支払った上皮内新生物診断給付金は、悪性新生物診断給付金の支払事由発生の際において、悪性新生物診断給付金として支払ったものとみなします。

#### （上皮内新生物診断給付金の請求、支払時期および支払場所）

- 第3条 上皮内新生物診断給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または上皮内新生物診断給付金の受取人は、すみやかに当社に通知してください。
2. 上皮内新生物診断給付金の受取人は、当社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、上皮内新生物診断給付金を請求してください。
  3. 主約款に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による上皮内新生物診断給付金の支払の場合に準用します。

#### （特約保険料の払込免除）

- 第4条 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。
2. 前項のほか、この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のときは、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料払込を免除します。

#### （特約の締結）

- 第5条 保険契約者は、主契約の契約日以後、当社の定める取扱に基づき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。なお、主契約の締結の際に主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行います。また、主契約の契約日後に主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行います。

#### （特約の責任開始期）

- 第6条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際に主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後に主契約に付加する場合は、当社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、当社所定の金額を受け取った日（告知の前に受け取った場合は、告知の日）から起算して90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始日とし、その日からこの特約上の責任を負います。

#### （特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 第7条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間満了日を限度とし、当社所定の範囲内で定めます。
2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
  3. 前項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約による上皮内新生物診断給付金の支払事由が生じた場合には、当社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、上皮内新生物診断給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
  4. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
  5. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了時から将来に向けて解約されたものとします。
  6. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間満了日の属する月の末日までに一括して前納することを



要します。

7. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
8. 第6項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間満了時に解約されたものとします。
9. 年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料（第1回保険料を含みます。）に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したとき（減額したときを含みます。）、または保険料払込の免除事由が生じて保険料払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当した次の月単位の契約応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、当社は、当社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、未経過保険料を払い戻しません。

#### （猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- 第8条 保険料払込猶予期間中に、この特約による上皮内新生物診断給付金の支払事由が発生した場合には、当社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
2. 上皮内新生物診断給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

#### （特約の失効）

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

#### （特約の復活）

- 第10条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 当社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。ただし、第6条（特約の責任開始期）に規定する責任開始期の前日までにこの特約の復活が行われた場合には、同条に規定する責任開始期からこの特約上の責任を負います。

#### （責任開始期前の上皮内新生物または悪性新生物診断確定による無効）

- 第11条 主契約が、主約款の責任開始期前の悪性新生物診断確定による無効の規定により無効となった場合には、この特約も無効とします。この場合、すでに払い込んだこの特約の保険料の取扱いについては、主約款の責任開始期前の悪性新生物診断確定による無効の規定を準用します。
2. 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに上皮内新生物と診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。
  3. 前項の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料は次のように取り扱います。
    - (1) 告知前に、被保険者が上皮内新生物と診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
    - (2) 告知前に、被保険者が上皮内新生物と診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者のいずれか一人でも知っていた場合には、払い戻しません。
    - (3) 告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに被保険者が上皮内新生物と診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
  4. 本条の適用がある場合は、第12条（告知義務および告知義務違反）および第13条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

#### （告知義務および告知義務違反）

第12条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

#### （重大事由による解除）

第13条 当社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除する

ことができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または上皮内新生物診断給付金の受取人が、この特約の上皮内新生物診断給付金（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (2) この特約の上皮内新生物診断給付金の請求に関し、上皮内新生物診断給付金の受取人（保険料払込免除の請求の場合は保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
  - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または上皮内新生物診断給付金の受取人が、次のいずれかに該当する場合
    - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ) 保険契約者または上皮内新生物診断給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、当社の保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 上皮内新生物診断給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、当社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による上皮内新生物診断給付金の支払または保険料払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに上皮内新生物診断給付金を支払っているときは、当社は、その返還を請求し、すでに保険料払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または上皮内新生物診断給付金の受取人に通知します。

#### （特約の解約）

第14条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

#### （特約の返戻金）

第15条 この特約の解約返戻金はありません。

2. この特約が次条の規定により消滅したときも、この特約の解約返戻金その他の返戻金はありません。

#### （特約の消滅とみなす場合）

第16条 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

#### （上皮内新生物診断給付金額の減額）

第17条 保険契約者は、いつでも上皮内新生物診断給付金額を減額することができます。ただし、減額後の上皮内新生物診断給付金額は、当社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定によって、上皮内新生物診断給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

#### （特約の更新）

第18条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続

- しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間満了日の翌日を更新日とします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は、前項の更新を取り扱いません。
    - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が当社の定める最高年齢をこえるとき
    - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日をこえるとき
    - (3) この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日をこえているとき
  3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。この場合、更新後のこの特約の保険期間が当社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
    - (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
    - (2) 主契約の保険料払込期間満了日の翌日に更新するとき
  4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
  5. 更新後のこの特約の上皮内新生物診断給付金額は、更新前のこの特約の上皮内新生物診断給付金額と同一とします。
  6. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
  7. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第5項の規定を準用します。
  8. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後、猶予期間満了日までにこの特約の上皮内新生物診断給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第3項および第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
  9. 前2項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間満了日の翌日に更新する場合には、次の各号のとおりとします。
    - (1) 主契約の保険料払込期間満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
    - (2) 更新日以後、猶予期間満了日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
  10. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、次の各号によって取り扱います。
    - (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
    - (2) 第2条（上皮内新生物診断給付金の支払）、第4条（特約保険料の払込免除）、第6条（特約の責任開始期）、第11条（責任開始期前の上皮内新生物または悪性新生物診断確定による無効）および第12条（告知義務および告知義務違反）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
  11. この特約の保険期間満了日と主契約の保険期間満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。この場合、第3項の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。
  12. 更新時に当社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、当社所定の特約により更新されることがあります。

**（特約の契約者配当）**

第19条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

**（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）**

第20条 主契約の悪性新生物診断給付金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

**（管轄裁判所）**

第21条 この特約における上皮内新生物診断給付金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

**（主約款の規定の準用）**

第22条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

**（保険期間を有期から終身へ変更する特則）**

第23条 保険契約者は、この特約（以下「変更前特約」といいます。）の保険期間満了日の2か月前までに当社に申し出て、当社の承諾および被保険者の同意を得ることにより、被保険者選択を受けることなく、保険期間を終身とする上皮内新生物診断給付金特約（2014）への変更をすることができます。（以下本条の変更を行った場合の保険期間が終身の上皮内新生物診断給付金特約（2014）を「変更後特約」といいます。）この場合、変更前特約の保険期間満了日の翌日に変更後特約へ変更されるものとし、この日を変更日とします。

2. 本条の変更を行う場合、次の各号のすべての条件を満たすことを要します。
  - （1）主契約の保険期間が終身のとき、または主契約の保険期間が同時に終身へ変更となるとき
  - （2）変更日における主契約の被保険者の年齢が89歳以下のとき
  - （3）変更前特約が契約日（更新の取扱が行われた後は、最初の契約日）より2年以上経過しているとき
3. 前2項の規定にかかわらず、次の場合には、当社は本条の変更を取り扱いません。
  - （1）主契約または変更前特約の保険料の払込が免除されている場合
  - （2）主契約に特別条件付保険特約が付加されている場合
  - （3）変更日の前日までの保険料が払い込まれていない場合
4. 変更後特約の上皮内新生物診断給付金額は、変更前特約の上皮内新生物診断給付金額と同額とします。
5. 変更後特約には変更時の特約条項を適用し、その保険料は、変更時の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
6. 変更後特約の保険料払込方法（回数）は、主契約の保険料払込方法（回数）と同一とし、変更後特約の第1回保険料は、変更日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第5項の規定を準用します。
7. 変更後特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、変更日以後、猶予期間満了日までに変更後特約の上皮内新生物診断給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第3項および第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
8. 変更後特約について、第2条（上皮内新生物診断給付金の支払）、第4条（特約保険料の払込免除）、第6条（特約の責任開始期）、第11条（責任開始期前の上皮内新生物または悪性新生物診断確定による無効）および第12条（告知義務および告知義務違反）に関する規定の適用に際しては、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたものとし、
9. 第1項の規定にかかわらず、変更日に当社が保険期間を終身とする上皮内新生物診断給付金特約（2014）の付加を取り扱っていない場合には、当社は本条の変更を取り扱いません。この場合、変更前特約は、本条の取扱に準じて、変更日に当社の定める他の特約へ変更されることがあります。

**（上皮内新生物診断給付金の受取人による特約の存続）**

第24条 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）に

よるこの特約の解約は、解約の請求の通知が当社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約の請求が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たすこの特約の上皮内新生物診断給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の請求の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ当社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること  
(2) 保険契約者でないこと

3. 前項の通知をするときは、当社所定の書類（別表1）を提出してください。

## 別表1 請求書類

| 項目   | 必要書類  |
|--|---|
| 上皮内新生物診断給付金  | (1) 当社所定の請求書<br>(2) 当社所定の様式による医師の診断書・証明書<br>(3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。）<br>(4) 上皮内新生物診断給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書<br>(5) 最終の保険料払込を証する書類<br>(6) 保険証券 |
| (注) 当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。 |   |

## 別表2 上皮内新生物

この特約における「上皮内新生物」とは、下記(1)および(2)をみたすものをいいます。なお、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌を含みます。

- (1) この特約において「上皮内新生物」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10（2003年版）準拠」によるものとします。

| 分類項目   | 基本分類コード     |
|--------|-------------|
| 上皮内新生物 | D00～D07、D09 |

- (2) 上記(1)において「上皮内新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

| 第5桁コード                         |
|--------------------------------|
| /2 . . . 上皮内癌<br>上皮内 非浸潤性 非侵襲性 |

## 別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものをいいます。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）  
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

## 別表4 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表3に定める

病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

## 別表5 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、別表3に定める病院または診療所（患者が入院するための施設を有しないものを含み、往診を含みます。）において、外来による診察、投薬、処置、手術その他の治療を受けることをいい、「治療を直接の目的とする通院」には、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受け取りのみの通院は該当しません。

## 悪性新生物初回診断一時金特約条項（2014） 目次

|      |                             |    |
|------|-----------------------------|----|
| 第1条  | 悪性新生物の定義および診断確定             | 36 |
| 第2条  | 悪性新生物初回診断一時金の支払             | 36 |
| 第3条  | 悪性新生物初回診断一時金の請求、支払時期および支払場所 | 36 |
| 第4条  | 特約保険料の払込免除                  | 36 |
| 第5条  | 特約の締結                       | 36 |
| 第6条  | 特約の責任開始期                    | 37 |
| 第7条  | 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込    | 37 |
| 第8条  | 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱           | 37 |
| 第9条  | 特約の失効                       | 37 |
| 第10条 | 特約の復活                       | 37 |
| 第11条 | 責任開始期前の悪性新生物診断確定による無効       | 38 |
| 第12条 | 告知義務および告知義務違反               | 38 |
| 第13条 | 重大事由による解除                   | 38 |
| 第14条 | 特約の解約                       | 39 |
| 第15条 | 特約の返戻金                      | 39 |
| 第16条 | 特約の消滅とみなす場合                 | 39 |
| 第17条 | 悪性新生物初回診断一時金額の減額            | 39 |
| 第18条 | 特約の更新                       | 39 |
| 第19条 | 特約の契約者配当                    | 40 |
| 第20条 | 主契約の内容変更に伴う特約の取扱            | 40 |
| 第21条 | 管轄裁判所                       | 40 |
| 第22条 | 主約款の規定の準用                   | 40 |
| 第23条 | 保険期間を有期から終身へ変更する特則          | 40 |
| 第24条 | 悪性新生物初回診断一時金の受取人による特約の存続    | 41 |
| 別表1  | 請求書類                        | 41 |
| 別表2  | 悪性新生物                       | 41 |

## 悪性新生物初回診断一時金特約条項（2014）

（平成26年7月1日制定）

### （悪性新生物の定義および診断確定）

第1条 この特約において「悪性新生物」とは、別表2に定めるものをいいます。

2. 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見（生検・剖検）により医師（日本の医師または歯科医師および日本の医師または歯科医師と同等と当社が認めた日本国外の医師または歯科医師を含みます。以下同じ。）の資格を持つ者によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検・剖検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

### （悪性新生物初回診断一時金の支払）

第2条 この特約において支払う悪性新生物初回診断一時金は次のとおりです。

| 一時金の種類       | 支払額           | 受取人               | 一時金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）   |
|--------------|---------------|-------------------|---|
| 悪性新生物初回診断一時金 | 悪性新生物初回診断一時金額 | 主契約の悪性新生物診断給付金受取人 | 被保険者がこの特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後のこの特約の保険期間中に初めて悪性新生物と診断確定されたとき |

2. 前項に規定する支払事由に該当する場合であっても、被保険者がこの特約の責任開始期前に悪性新生物と診断確定されていたときには、悪性新生物初回診断一時金を支払いません。
3. 悪性新生物初回診断一時金が支払われた場合には、この特約は、被保険者が悪性新生物初回診断一時金の支払事由に該当したときから消滅したものとみなします。

### （悪性新生物初回診断一時金の請求、支払時期および支払場所）

第3条 悪性新生物初回診断一時金の支払事由が生じたときは、保険契約者または悪性新生物初回診断一時金の受取人は、すみやかに当社に通知してください。

2. 悪性新生物初回診断一時金の受取人は、当社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、悪性新生物初回診断一時金を請求してください。
3. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による悪性新生物初回診断一時金の支払の場合に準用します。

### （特約保険料の払込免除）

第4条 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。ただし、悪性新生物と診断確定されたことにより主契約の保険料払込が免除された場合を除きます。

2. 前項のほか、この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のときは、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料払込を免除します。

### （特約の締結）

第5条 保険契約者は、主契約の契約日以後、当社の定める取扱いに基づき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。なお、主契約の締結の際に主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行います。また、主契約の契約日後に主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行います。



### （特約の責任開始期）

第6条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際に主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後に主契約に付加する場合は、当社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、当社所定の金額を受け取った日（告知の前に受け取った場合は、告知の日）から起算して90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始日とし、その日からこの特約上の責任を負います。

### （特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

第7条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間満了日を限度とし、当社所定の範囲内で定めます。

2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 前項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約による悪性新生物初回診断一時金の支払事由が生じた場合には、当社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、悪性新生物初回診断一時金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
4. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
5. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了時から将来に向けて解約されたものとします。
6. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
7. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
8. 第6項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間満了時に解約されたものとします。
9. 年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料（第1回保険料を含みます。）に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したとき（減額したときを含みます。）、または保険料払込の免除事由が生じて保険料払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当した次の月単位の契約応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、当社は、当社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、未経過保険料を払い戻しません。

### （猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

第8条 保険料払込猶予期間中に、この特約による悪性新生物初回診断一時金の支払事由が発生した場合には、当社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

2. 悪性新生物初回診断一時金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

### （特約の失効）

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

### （特約の復活）

第10条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 当社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。ただし、第6条（特約の責任開始期）に規定する責任開始期の前日までにこの特約の復活が行われた場合には、同条に規定する責任開始期からこの特約上の責任を負います。

**（責任開始期前の悪性新生物診断確定による無効）**

第11条 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに悪性新生物と診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。

2. 前項の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料は次のように取り扱います。

- (1) 告知前に、被保険者が悪性新生物と診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
- (2) 告知前に、被保険者が悪性新生物と診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者のいずれか一人でも知っていた場合には、払い戻しません。
- (3) 告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに被保険者が悪性新生物と診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。

3. 本条の適用がある場合は、第12条（告知義務および告知義務違反）および第13条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

**（告知義務および告知義務違反）**

第12条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

**（重大事由による解除）**

第13条 当社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または悪性新生物初回診断一時金の受取人が、この特約の悪性新生物初回診断一時金（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この特約の悪性新生物初回診断一時金の請求に関し、悪性新生物初回診断一時金の受取人（保険料払込免除の請求の場合は保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる一時金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者または悪性新生物初回診断一時金の受取人が、次のいずれかに該当する場合
  - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
  - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - (エ) 保険契約者または悪性新生物初回診断一時金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、当社の保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 悪性新生物初回診断一時金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、当社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による悪性新生物初回診断一時金の支払または保険料払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに悪性新生物初回診断一時金を支払っているときは、当社は、その返還を請求し、すでに保険料払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者

に通知できない場合には、被保険者または悪性新生物初回診断一時金の受取人に通知します。

#### （特約の解約）

第14条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

#### （特約の返戻金）

第15条 この特約の解約返戻金はありません。

2. この特約が次条の規定により消滅したときも、この特約の解約返戻金その他の返戻金はありません。

#### （特約の消滅とみなす場合）

第16条 次の各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- （1）主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- （2）悪性新生物初回診断一時金が支払われたとき

#### （悪性新生物初回診断一時金額の減額）

第17条 保険契約者は、いつでも悪性新生物初回診断一時金額を減額することができます。ただし、減額後の悪性新生物初回診断一時金額は、当社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定によって、悪性新生物初回診断一時金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

#### （特約の更新）

第18条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は、前項の更新を取り扱いません。

- （1）更新後のこの特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が当社の定める最高年齢をこえるとき

- （2）更新後のこの特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日をこえるとき

- （3）この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日をこえているとき

3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。この場合、更新後のこの特約の保険期間が当社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。

- （1）前項第1号または第2号の規定に該当するとき

- （2）主契約の保険料払込期間満了日の翌日に更新するとき

4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

5. 更新後のこの特約の悪性新生物初回診断一時金額は、更新前のこの特約の悪性新生物初回診断一時金額と同一とします。

6. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。

7. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第5項の規定を準用します。

8. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後、猶予期間満了日までにこの特約の悪性新生物初回診断一時金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第3項および第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。

9. 前2項の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間満了日の翌日に更新する場合には、次の各号のとおりとします。
- (1) 主契約の保険料払込期間満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。この場合、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定ならびに前項の規定を準用します。
  - (2) 更新日以後、猶予期間満了日までに、前号に定めるこの特約の保険料が払い込まなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
10. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、次の各号によって取り扱います。
- (1) 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
  - (2) 第2条（悪性新生物初回診断一時金の支払）、第4条（特約保険料の払込免除）、第6条（特約の責任開始期）、第11条（責任開始期前の悪性新生物診断確定による無効）および第12条（告知義務および告知義務違反）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
11. この特約の保険期間満了日と主契約の保険期間満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。この場合、第3項の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。
12. 更新時に当社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、当社所定の特約により更新されることがあります。

#### （特約の契約者配当）

第19条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

#### （主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

第20条 主契約の悪性新生物診断給付金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

#### （管轄裁判所）

第21条 この特約における悪性新生物初回診断一時金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### （主約款の規定の準用）

第22条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

#### （保険期間を有期から終身へ変更する特則）

第23条 保険契約者は、この特約（以下「変更前特約」といいます。）の保険期間満了日の2か月前までに当社に申し出て、当社の承諾および被保険者の同意を得ることにより、被保険者選択を受けることなく、保険期間を終身とする悪性新生物初回診断一時金特約（2014）への変更をすることができます。

（以下本条の変更を行った場合の保険期間が終身の悪性新生物初回診断一時金特約（2014）を「変更後特約」といいます。）この場合、変更前特約の保険期間満了日の翌日に変更後特約へ変更されるものとし、この日を変更日とします。

2. 本条の変更を行う場合、次の各号のすべての条件を満たすことを要します。
  - (1) 主契約の保険期間が終身のとき、または主契約の保険期間が同時に終身へ変更となるとき
  - (2) 変更日における主契約の被保険者の年齢が89歳以下のとき
  - (3) 変更前特約が契約日（更新の取扱が行われた後は、最初の契約日）より2年以上経過しているとき
3. 前2項の規定にかかわらず、次の場合には、当社は本条の変更を取り扱いません。
  - (1) 主契約または変更前特約の保険料の払込が免除されている場合
  - (2) 主契約に特別条件付保険特約が付加されている場合
  - (3) 変更日の前日までの保険料が払い込まれていない場合
4. 変更後特約の悪性新生物初回診断一時金額は、変更前特約の悪性新生物初回診断一時金額と同額と

します。

5. 変更後特約には変更時の特約条項を適用し、その保険料は、変更時の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
6. 変更後特約の保険料払込方法（回数）は、主契約の保険料払込方法（回数）と同一とし、変更後特約の第1回保険料は、変更日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第5項の規定を準用します。
7. 変更後特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、変更日以後、猶予期間満了日までに変更後特約の悪性新生物初回診断一時金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第3項および第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
8. 変更後特約について、第2条（悪性新生物初回診断一時金の支払）、第4条（特約保険料の払込免除）、第6条（特約の責任開始期）、第11条（責任開始期前の悪性新生物診断確定による無効）および第12条（告知義務および告知義務違反）に関する規定の適用に際しては、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。
9. 第1項の規定にかかわらず、変更日に当社が保険期間を終身とする悪性新生物初回診断一時金特約（2014）の付加を取り扱っていない場合には、当社は本条の変更を取り扱いません。この場合、変更前特約は、本条の取扱に準じて、変更日に当社の定める他の特約へ変更されることがあります。

#### （悪性新生物初回診断一時金の受取人による特約の存続）

- 第24条 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の請求の通知が当社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約の請求が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たすこの特約の悪性新生物初回診断一時金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の請求の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ当社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
    - （1）保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
    - （2）保険契約者でないこと
  3. 前項の通知をするときは、当社所定の書類（別表1）を提出してください。

### 別表1 請求書類

| 項目  | 必要書類   |
|---|--|
| 悪性新生物初回診断一時金                                      | （1）当社所定の請求書<br>（2）当社所定の様式による医師の診断書・証明書<br>（3）被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。）<br>（4）悪性新生物初回診断一時金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書<br>（5）最終の保険料払込を証する書類<br>（6）保険証券 |
| （注）当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。 |  |

### 別表2 悪性新生物

この特約における「悪性新生物」とは、下記（1）および（2）をみたまのをいいます。なお、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」（第7版）で病期分類が0期の病変は含みません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は悪性新生物に該当しません。

- （1）この特約において「悪性新生物」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死

因統計分類提要 I C D - 10（2003年版）準拠」によるものとします。

| 分類項目                     | 基本分類コード   |
|--------------------------|-----------|
| 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物         | C 00～C 14 |
| 消化器の悪性新生物                | C 15～C 26 |
| 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物        | C 30～C 39 |
| 骨および関節軟骨の悪性新生物           | C 40～C 41 |
| 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物       | C 43～C 44 |
| 中皮および軟部組織の悪性新生物          | C 45～C 49 |
| 乳房の悪性新生物                 | C 50      |
| 女性生殖器の悪性新生物              | C 51～C 58 |
| 男性生殖器の悪性新生物              | C 60～C 63 |
| 腎尿路の悪性新生物                | C 64～C 68 |
| 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 | C 69～C 72 |
| 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物     | C 73～C 75 |
| 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物  | C 76～C 80 |
| リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物  | C 81～C 96 |
| 独立した（原発性）多部位の悪性新生物       | C 97      |
| 真性赤血球増加症＜多血症＞            | D 45      |
| 骨髄異形成症候群                 | D 46      |
| 慢性骨髄増殖性疾患                | D 47.1    |
| 本態性（出血性）血小板血症            | D 47.3    |

（2）上記（1）において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

| 第5桁コード |                       |
|--------|-----------------------|
| ／3     | ・・・悪性、原発部位            |
| ／6     | ・・・悪性、転移部位<br>悪性、続発部位 |
| ／9     | ・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳  |

## がん先進医療特約条項（2014） 目次

|      |                          |    |
|------|--------------------------|----|
| 第1条  | がんの定義および診断確定             | 44 |
| 第2条  | がん先進医療給付金の支払             | 44 |
| 第3条  | がん先進医療給付金の給付限度           | 44 |
| 第4条  | がん先進医療給付金の請求、支払時期および支払場所 | 44 |
| 第5条  | 特約保険料の払込免除               | 44 |
| 第6条  | 特約の締結                    | 45 |
| 第7条  | 特約の責任開始期                 | 45 |
| 第8条  | 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込 | 45 |
| 第9条  | 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱        | 45 |
| 第10条 | 特約の失効                    | 46 |
| 第11条 | 特約の復活                    | 46 |
| 第12条 | 責任開始期前のがん診断確定による無効       | 46 |
| 第13条 | 告知義務および告知義務違反            | 46 |
| 第14条 | 重大事由による解除                | 46 |
| 第15条 | 特約の解約                    | 47 |
| 第16条 | 特約の返戻金                   | 47 |
| 第17条 | 特約の消滅とみなす場合              | 47 |
| 第18条 | 特約の更新                    | 47 |
| 第19条 | 特約の契約者配当                 | 48 |
| 第20条 | 公的医療保険制度の改正に伴う支払事由の変更    | 48 |
| 第21条 | 管轄裁判所                    | 48 |
| 第22条 | 主約款の規定の準用                | 48 |
| 第23条 | 保険期間を有期から終身へ変更する特則       | 48 |
| 第24条 | がん先進医療給付金の受取人による特約の存続    | 49 |
| 別表1  | 請求書類                     | 49 |
| 別表2  | 悪性新生物および上皮内新生物（「がん」）     | 50 |
| 別表3  | 療養                       | 51 |
| 別表4  | 先進医療                     | 51 |
| 別表5  | 公的医療保険制度                 | 51 |

## がん先進医療特約条項（2014）

（平成26年7月1日制定）

### （がんの定義および診断確定）

第1条 この特約において「がん」とは、別表2に定める悪性新生物および上皮内新生物をいいます。

2. がんの診断確定は、病理組織学的所見（生検・剖検）により医師（日本の医師または歯科医師および日本の医師または歯科医師と同等と当社が認めた日本国外の医師または歯科医師を含みます。以下同じ。）の資格を持つ者によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検・剖検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

### （がん先進医療給付金の支払）

第2条 この特約において支払うがん先進医療給付金は次のとおりです。

| 給付金の種類    | 支払額                    | 受取人               | 給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）  |
|-----------|------------------------|-------------------|--|
| がん先進医療給付金 | 先進医療による療養に係わる技術料（※）と同額 | 主契約の悪性新生物診断給付金受取人 | <p>被保険者がこの特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後のこの特約の保険期間中に、次のすべてを満たす療養（別表3）を受けたとき</p> <p>（1）この特約の責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因とする療養であること</p> <p>（2）先進医療（別表4）による療養であること</p> |

（※）公的医療保険制度（別表5）の法律に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む。）、先進医療以外の評価療養のための費用、選定療養のための費用、食事療養のための費用、生活療養のための費用など、先進医療による療養に係わる技術料以外の費用は含まれません。

2. 前項に規定する支払事由に該当する場合であっても、被保険者がこの特約の責任開始期前にがんと診断確定されていたときには、がん先進医療給付金を支払いません。

### （がん先進医療給付金の給付限度）

第3条 がん先進医療給付金の支払限度は、給付金額を通算して2,000万円をもって限度とします。

2. がん先進医療給付金を支払う場合で、すでに支払ったがん先進医療給付金の支払額との合計額が2,000万円をこえるときには、2,000万円からすでに支払ったがん先進医療給付金の支払額を差し引いた額を支払います。

### （がん先進医療給付金の請求、支払時期および支払場所）

第4条 がん先進医療給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはがん先進医療給付金の受取人は、すみやかに当社に通知してください。

2. がん先進医療給付金の受取人は、当社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、がん先進医療給付金を請求してください。
3. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約によるがん先進医療給付金の支払の場合に準用します。

### （特約保険料の払込免除）

第5条 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2. 前項のほか、この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保



保険料払込期間経過後のときは、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料払込を免除します。

#### （特約の締結）

第6条 保険契約者は、主契約の契約日以後、当社の定める取扱に基づき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。なお、主契約の締結の際に主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行います。また、主契約の契約日後に主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行います。

#### （特約の責任開始期）

第7条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際に主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後に主契約に付加する場合は、当社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、当社所定の金額を受け取った日（告知の前に受け取った場合は、告知の日）から起算して90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始日とし、その日からこの特約上の責任を負います。

#### （特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

第8条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間満了日を限度とし、当社所定の範囲内で定めます。

2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 前項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約によるがん先進医療給付金の支払事由が生じた場合には、当社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、がん先進医療給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
4. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
5. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了時から将来に向けて解約されたものとします。
6. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
7. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
8. 第6項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間満了時に解約されたものとします。
9. 年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料（第1回保険料を含みます。）に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したとき（減額したときを含みます。）、または保険料払込の免除事由が生じて保険料払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当した次の月単位の契約応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、当社は、当社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、未経過保険料を払い戻しません。

#### （猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

第9条 保険料払込の猶予期間中に、この特約によるがん先進医療給付金の支払事由が発生した場合には、当社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

2. がん先進医療給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了時までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

**（特約の失効）**

第10条 主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

**（特約の復活）**

第11条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。

2. 当社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。ただし、第7条（特約の責任開始期）に規定する責任開始期の前日までにこの特約の復活が行われた場合には、同条に規定する責任開始期からこの特約上の責任を負います。

**（責任開始期前のがん診断確定による無効）**

第12条 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。

2. 前項の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料は次のように取り扱います。
  - (1) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
  - (2) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者のいずれか一人でも知っていた場合には、払い戻しません。
  - (3) 告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合は、第13条（告知義務および告知義務違反）および第14条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

**（告知義務および告知義務違反）**

第13条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

**（重大事由による解除）**

第14条 当社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向って解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者またはがん先進医療給付金の受取人が、この特約のがん先進医療給付金（保険料払込の免除を含みます。以下、本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この特約のがん先進医療給付金の請求に関し、がん先進医療給付金の受取人（保険料払込免除の請求の場合は保険契約者）の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態をもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者またはがん先進医療給付金の受取人が、次のいずれかに該当する場合
  - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
  - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - (エ) 保険契約者またはがん先進医療給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、当社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から

前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

2. がん先進医療給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、当社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由によるがん先進医療給付金の支払または保険料払込の免除を行いません。また、この場合に、すでにごん先進医療給付金を支払っているときは、当社は、その返還を請求し、すでに保険料払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当社は、被保険者またはがん先進医療給付金の受取人に通知します。

#### （特約の解約）

第15条 保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

#### （特約の返戻金）

第16条 この特約の解約返戻金はありません。

2. この特約が次条の規定によって消滅したときも、この特約の解約返戻金その他の返戻金はありません。

#### （特約の消滅とみなす場合）

第17条 次の各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) この特約のがん先進医療給付金の支払が、通算して第3条（がん先進医療給付金の給付限度）の支払限度に達したとき

#### （特約の更新）

第18条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は前項の更新を取り扱いません。
  - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が当社の定める最高年齢をこえるとき
  - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日をこえるとき
  - (3) この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日をこえているとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。この場合、更新後のこの特約の保険期間が当社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
  - (1) 前項第1号または第2号の規定に該当するとき
  - (2) 主契約の保険料払込期間満了日の翌日に更新するとき
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
6. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第5項の規定を準用します。
7. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後、猶予期間満了日までにこの特約のがん先進医療給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の給付金の支払事由が生じたときは、第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第3項および第9条（猶



- (3) 変更前特約が契約日（更新の取扱が行われた後は、最初の契約日）より2年以上経過しているとき
3. 前2項の規定にかかわらず、次の場合には、当社は本条の変更を取り扱いません。
    - (1) 主契約または変更前特約の保険料払込が免除されている場合
    - (2) 主契約に特別条件付保険特約が付加されている場合
    - (3) 変更日の前日までの保険料が払い込まれていない場合
  4. 変更後特約には変更時の特約条項を適用し、その保険料は、変更時の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
  5. 変更後特約の保険料払込方法（回数）は、主契約の保険料払込方法（回数）と同一とし、変更後特約の第1回保険料は、変更日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第5項の規定を準用します。
  6. 変更後特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、変更日以後、猶予期間満了日までに変更後特約のがん先進医療給付金の支払事由が生じたとき、主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第3項および第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
  7. 変更後特約について、第2条（がん先進医療給付金の支払）、第3条（がん先進医療給付金の給付限度）、第5条（特約保険料の払込免除）、第7条（特約の責任開始期）、第12条（責任開始期前のがん診断確定による無効）および第13条（告知義務および告知義務違反）に関する規定の適用に際しては、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。
  8. 第1項の規定にかかわらず、変更日に当社が保険期間を終身とするがん先進医療特約（2014）の付加を取り扱っていない場合には、当社は本条の変更を取り扱いません。この場合、変更前特約は、本条の取扱に準じて、変更日に当社の定める他の特約へ変更されることがあります。

#### （がん先進医療給付金の受取人による特約の存続）

- 第24条 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の請求の通知が当社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約の請求が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たすこの特約のがん先進医療給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の請求の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ当社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
    - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
    - (2) 保険契約者でないこと
  3. 前項の通知をするときは、当社所定の書類（別表1）を提出してください。

### 別表1 請求書類

| 項目   | 必要書類   |
|--|--|
| がん先進医療給付金  | (1) 当社所定の請求書<br>(2) 当社所定の様式による医師の診断書・証明書<br>(3) 先進医療に要した費用の支出を証明する書類<br>(4) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要）<br>(5) 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書<br>(6) 最終の保険料払込を証する書類<br>(7) 保険証券 |
| (注) 当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。 |  |

## 別表2 悪性新生物および上皮内新生物（「がん」）

1. この特約における「悪性新生物」とは、下記（1）および（2）をみたすものをいいます。なお、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」（第7版）で病期分類が0期の病変は含みません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は悪性新生物に該当しません。

（1）この特約において「悪性新生物」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

| 分類項目                     | 基本分類コード   |
|--------------------------|-----------|
| 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物         | C 00～C 14 |
| 消化器の悪性新生物                | C 15～C 26 |
| 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物        | C 30～C 39 |
| 骨および関節軟骨の悪性新生物           | C 40～C 41 |
| 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物       | C 43～C 44 |
| 中皮および軟部組織の悪性新生物          | C 45～C 49 |
| 乳房の悪性新生物                 | C 50      |
| 女性生殖器の悪性新生物              | C 51～C 58 |
| 男性生殖器の悪性新生物              | C 60～C 63 |
| 腎尿路の悪性新生物                | C 64～C 68 |
| 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 | C 69～C 72 |
| 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物     | C 73～C 75 |
| 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物  | C 76～C 80 |
| リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物  | C 81～C 96 |
| 独立した（原発性）多部位の悪性新生物       | C 97      |
| 真性赤血球増加症<多血症>            | D 45      |
| 骨髄異形成症候群                 | D 46      |
| 慢性骨髄増殖性疾患                | D 47.1    |
| 本態性（出血性）血小板血症            | D 47.3    |

（2）上記（1）において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

| 第5桁コード                  |
|-------------------------|
| ／3 ……悪性、原発部位            |
| ／6 ……悪性、転移部位<br>悪性、続発部位 |
| ／9 ……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳  |

2. この特約における「上皮内新生物」とは、下記（1）および（2）をみたすものをいいます。

（1）この特約において「上皮内新生物」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

| 分類項目   | 基本分類コード        |
|--------|----------------|
| 上皮内新生物 | D 00～D 07、D 09 |

（2）上記（1）において「上皮内新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

| 第5桁コード                     |
|----------------------------|
| ／2 ……上皮内癌<br>上皮内 非浸潤性 非侵襲性 |

### 別表3 療養

療養とは、診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。なお、同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けた場合、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日をその療養を受けた日とみなします。

### 別表4 先進医療

この特約の給付金の支払対象となる先進医療とは、別表5の法律の規定に基づく評価療養のうち、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」第1条第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、）をいいます。ただし、療養を受けた日現在別表5の法律に定める「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

### 別表5 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

## がん入院・手術特約条項（2014） 目次

|      |                          |    |
|------|--------------------------|----|
| 第1条  | がんの定義および診断確定             | 53 |
| 第2条  | 給付金の支払                   | 53 |
| 第3条  | 給付金の請求、支払時期および支払場所       | 53 |
| 第4条  | 特約保険料の払込免除               | 54 |
| 第5条  | 特約の締結                    | 54 |
| 第6条  | 特約の責任開始期                 | 54 |
| 第7条  | 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込 | 54 |
| 第8条  | 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱        | 54 |
| 第9条  | 特約の失効                    | 55 |
| 第10条 | 特約の復活                    | 55 |
| 第11条 | 責任開始期前のがん診断確定による無効       | 55 |
| 第12条 | 告知義務および告知義務違反            | 55 |
| 第13条 | 重大事由による解除                | 55 |
| 第14条 | 特約の解約                    | 56 |
| 第15条 | 特約の返戻金                   | 56 |
| 第16条 | 特約の消滅とみなす場合              | 56 |
| 第17条 | がん入院給付金日額の減額             | 56 |
| 第18条 | 特約の更新                    | 56 |
| 第19条 | 特約の契約者配当                 | 57 |
| 第20条 | 主契約の内容変更に伴う特約の取扱         | 57 |
| 第21条 | 管轄裁判所                    | 57 |
| 第22条 | 主約款の規定の準用                | 57 |
| 第23条 | 保険期間を有期から終身へ変更する特則       | 57 |
| 第24条 | 給付金受取人による特約の存続           | 58 |
| 別表1  | 請求書類                     | 58 |
| 別表2  | 悪性新生物および上皮内新生物（「がん」）     | 59 |
| 別表3  | 対象となる手術                  | 60 |
| 別表4  | 病院または診療所                 | 60 |
| 別表5  | 入院                       | 60 |



## がん入院・手術特約条項（2014）

（平成26年7月1日制定）

### （がんの定義および診断確定）

第1条 この特約において「がん」とは、別表2に定める悪性新生物および上皮内新生物をいいます。

2. がんの診断確定は、病理組織学的所見（生検・剖検）により医師（日本の医師または歯科医師および日本の医師または歯科医師と同等と当社が認めた日本国外の医師または歯科医師を含みます。以下同じ。）の資格を持つ者によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検・剖検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

### （給付金の支払）

第2条 この特約において支払う給付金は次のとおりです。

| 給付金の種類  | 支払額                  | 受取人               | 給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）  |
|---------|----------------------|-------------------|--|
| がん入院給付金 | がん入院給付金日額×入院日数       | 主契約の悪性新生物診断給付金受取人 | 被保険者がこの特約の責任開始期以後のこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき<br>（1）責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後にがんと診断確定されたこと<br>（2）診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院であること<br>（3）別表4に定める病院または診療所における別表5に定める入院であること |
| がん手術給付金 | 手術1回につき、がん入院給付金日額×20 | 主契約の悪性新生物診断給付金受取人 | 被保険者がこの特約の責任開始期以後のこの特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす手術を受けたとき<br>（1）責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする手術であること<br>（2）別表3に定めるいずれかの種類の手術であること<br>（3）別表4に定める病院または診療所における手術であること                               |

2. 前項に規定する支払事由に該当する場合であっても、被保険者がこの特約の責任開始期前にがんと診断確定されていたときには、がん入院給付金およびがん手術給付金は支払いません。
3. 被保険者の入院中にがん入院給付金日額が変更された場合には、がん入院給付金およびがん手術給付金の支払額は、各日現在のがん入院給付金日額に応じて計算します。
4. 被保険者が第1項に規定する入院中にこの特約の保険期間が満了した場合には、満了時を含んで継続している入院は、この特約の保険期間中の入院とみなして、第1項の規定を適用します。
5. 被保険者が時期を同じくしてがん手術給付金の支払事由に該当する2種類以上の手術を受けた場合には、第1項の規定にかかわらず、当社は1種類の手術についてのみがん手術給付金を支払います。

### （給付金の請求、支払時期および支払場所）

第3条 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または給付金の受取人はすみやかに当社に通知してください。

2. 給付金の受取人は、当社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して給付金を請求してください。
3. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による給付金の支払の場合に準用します。

**（特約保険料の払込免除）**

第4条 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2. 前項のほか、この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のときは、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料払込を免除します。

**（特約の締結）**

第5条 保険契約者は、主契約の契約日以後、当社の定める取扱に基づき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。なお、主契約の締結の際に主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行います。また、主契約の契約日後に主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行います。

**（特約の責任開始期）**

第6条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際に主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後に主契約に付加する場合で、当社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、当社所定の金額を受け取った日（告知の前に受け取った場合は、告知の日）から起算して90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始日とし、その日からこの特約上の責任を負います。

**（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）**

第7条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間満了日を限度とし、当社所定の範囲内で定めます。

2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 前項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までにこの特約による給付金の支払事由が生じた場合には、当社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
4. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）第2項の規定を準用します。
5. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了時から将来に向けて解約されたものとします。
6. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
7. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
8. 第6項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間満了時に解約されたものとします。
9. 年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料（第1回保険料を含みます。）に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したとき（減額したときを含みます。）、または保険料払込の免除事由が生じて保険料払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当した次の月単位の契約応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、当社は、当社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者（保険金を支払うときは保険金の受取人）に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、未経過保険料を払い戻しません。

**（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）**

第8条 保険料払込の猶予期間中に、この特約による給付金の支払事由が発生した場合には、当社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

2. この特約による給付金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了

時まで、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

#### （特約の失効）

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

#### （特約の復活）

第10条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 当社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。ただし、第6条（特約の責任開始期）に規定する責任開始期の前日までにこの特約の復活が行われた場合には、同条に規定する責任開始期からこの特約上の責任を負います。

#### （責任開始期前のがん診断確定による無効）

第11条 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。

2. 前項の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料は次のように取り扱います。
  - （1）告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
  - （2）告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者のいずれか一人でも知っていた場合には、払い戻しません。
  - （3）告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合は、第12条（告知義務および告知義務違反）および第13条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

#### （告知義務および告知義務違反）

第12条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

#### （重大事由による解除）

第13条 当社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向けて解除することができます。

- （1）保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金（保険料払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- （2）この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人（保険料払込免除の請求の場合は保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- （3）他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大である、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- （4）保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当する場合
  - （ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
  - （イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - （ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - （エ）保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
  - （オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- （5）主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除さ

れ、または保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、当社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 当社は、給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、前項の規定により、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求します。保険料払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

#### （特約の解約）

第14条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

#### （特約の返戻金）

第15条 この特約の解約返戻金はありません。

2. この特約が次条の規定により消滅したときも、この特約の解約返戻金その他の返戻金はありません。

#### （特約の消滅とみなす場合）

第16条 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

#### （がん入院給付金日額の減額）

第17条 保険契約者は、いつでもがん入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後のがん入院給付金日額は、当社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定によって、がん入院給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

#### （特約の更新）

第18条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了日の翌日に更新して継続されるものとし、この場合、この特約の保険期間満了日の翌日を更新日とします。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は、前項の更新を取り扱いません。
  - （1）更新後のこの特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が当社の定める最高年齢をこえるとき
  - （2）更新後のこの特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日をこえるとき
  - （3）この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日をこえているとき
3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。この場合、更新後のこの特約の保険期間が当社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
  - （1）前項第1号または第2号の規定に該当するとき
  - （2）主契約の保険料払込期間満了日の翌日に更新するとき
4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
5. 更新後のこの特約のがん入院給付金日額は、更新前のこの特約のがん入院給付金日額と同一とします。
6. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
7. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）と同一と



- (1) 主契約の保険期間が終身のとき、または主契約の保険期間が同時に終身へ変更となるとき
  - (2) 変更日における主契約の被保険者の年齢が89歳以下のとき
  - (3) 変更前特約が契約日（更新の取扱が行われた後は、最初の契約日）より2年以上経過しているとき
3. 前2項の規定にかかわらず、次の場合には、当社は本条の変更を取り扱いません。
    - (1) 主契約または変更前特約の保険料払込が免除されている場合
    - (2) 主契約に特別条件付保険特約が付加されている場合
    - (3) 変更日の前日までの保険料が払い込まれていない場合
  4. 変更後特約のがん入院給付金日額は、変更前特約のがん入院給付金日額と同額とします。
  5. 変更後特約には変更時の特約条項を適用し、その保険料は、変更時の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
  6. 変更後特約の保険料払込方法（回数）は、主契約の保険料払込方法（回数）と同一とし、変更後特約の第1回保険料は、変更日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第5項の規定を準用します。
  7. 変更後特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、変更日以後、猶予期間満了日までにこの特約の給付金の支払事由もしくは主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第3項および第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
  8. 変更後特約について、第2条（給付金の支払）、第4条（特約保険料の払込免除）、第6条（特約の責任開始期）、第11条（責任開始期前のがん診断確定による無効）および第12条（告知義務および告知義務違反）に関する規定の適用に際しては、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。
  9. 第1項の規定にかかわらず、変更日に当社がこの保険期間を終身とするがん入院・手術特約（2014）の締結を取り扱っていない場合には、当社は本条の変更を取り扱いません。この場合、変更前特約は、本条の取扱に準じて、変更日に当社の定める他の特約へ変更されることがあります。

**（給付金受取人による特約の存続）**

- 第24条 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の請求の通知が当社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約の請求が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たすこの特約の給付金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の請求の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ当社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
    - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
    - (2) 保険契約者でないこと
  3. 前項の通知をするときは、当社所定の書類（別表1）を提出してください。

**別表1 請求書類**

| 項目      | 必要書類  |
|---------|---|
| がん入院給付金 | (1) 当社所定の請求書<br>(2) 当社所定の様式による医師の診断書・証明書<br>(3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。）<br>(4) 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書<br>(5) 最終の保険料払込を証する書類<br>(6) 保険証券 |
|         | (1) 当社所定の請求書<br>(2) 当社所定の様式による医師の診断書・証明書  |

|         |  |  |
|---------|--|--|
| がん手術給付金 | (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。）                    |  |
|         | (4) 給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書                             |  |
|         | (5) 最終の保険料払込を証する書類                                 |  |
|         | (6) 保険証券   |  |
|         | (注) 当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。 |  |

## 別表2 悪性新生物および上皮内新生物（「がん」）

1. この特約における「悪性新生物」とは、下記（1）および（2）をみたまものをいいます。なお、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」（第7版）で病期分類が0期の病変は含みません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は悪性新生物に該当しません。

(1) この特約において「悪性新生物」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

| 分類項目                     | 基本分類コード |
|--------------------------|---------|
| 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物         | C00～C14 |
| 消化器の悪性新生物                | C15～C26 |
| 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物        | C30～C39 |
| 骨および関節軟骨の悪性新生物           | C40～C41 |
| 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物       | C43～C44 |
| 中皮および軟部組織の悪性新生物          | C45～C49 |
| 乳房の悪性新生物                 | C50     |
| 女性生殖器の悪性新生物              | C51～C58 |
| 男性生殖器の悪性新生物              | C60～C63 |
| 腎尿路の悪性新生物                | C64～C68 |
| 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 | C69～C72 |
| 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物     | C73～C75 |
| 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物  | C76～C80 |
| リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物  | C81～C96 |
| 独立した（原発性）多部位の悪性新生物       | C97     |
| 真性赤血球増加症<多血症>            | D45     |
| 骨髄異形成症候群                 | D46     |
| 慢性骨髄増殖性疾患                | D47.1   |
| 本態性（出血性）血小板血症            | D47.3   |

(2) 上記（1）において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

| 第5桁コード |                       |
|--------|-----------------------|
| ／3     | ・・・悪性、原発部位            |
| ／6     | ・・・悪性、転移部位<br>悪性、続発部位 |
| ／9     | ・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳  |

2. この特約における「上皮内新生物」とは、下記（1）および（2）をみたまものをいいます。

(1) この特約において「上皮内新生物」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

| 分類項目   | 基本分類コード     |
|--------|-------------|
| 上皮内新生物 | D00～D07、D09 |

(2) 上記（1）において「上皮内新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍

学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

| 第5桁コード |                          |
|--------|--------------------------|
| ／2     | ・・・上皮内癌<br>上皮内 非浸潤性 非侵襲性 |

### 別表3 対象となる手術

対象となる手術は、下表のとおりとします。

| 手術の種類  |
|--|
| 1. がん根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）                              |
| 2. その他のがん手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）                            |
| 3. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによるがん手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。） |
| 4. がん温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）                                      |
| 5. がん根治放射線照射（がんの治療を目的とした50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）            |

#### 備考【別表3】

##### （1）手術

「手術」とは器機、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加えることをいい、ドレナージ、穿刺、神経ブロック、輸血、血液照射、骨髄移植、さい帯血移植および術中術後自己血回収術は除きます。

##### （2）治療を直接の目的とした手術

「治療を直接の目的とした手術」には、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。

### 別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

### 別表5 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表4に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。



## がん死亡保障特約条項（2014） 目次

|      |                          |    |
|------|--------------------------|----|
| 第1条  | がんの定義および診断確定             | 62 |
| 第2条  | 特約がん死亡保険金の支払             | 62 |
| 第3条  | 特約がん死亡保険金の支払方法の選択        | 62 |
| 第4条  | 特約がん死亡保険金の請求、支払時期および支払場所 | 62 |
| 第5条  | 特約保険料の払込免除               | 63 |
| 第6条  | 特約の締結                    | 63 |
| 第7条  | 特約の責任開始期                 | 63 |
| 第8条  | 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込 | 63 |
| 第9条  | 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱        | 64 |
| 第10条 | 特約の失効                    | 64 |
| 第11条 | 特約の復活                    | 64 |
| 第12条 | 責任開始期前のがん診断確定による無効       | 64 |
| 第13条 | 告知義務および告知義務違反            | 64 |
| 第14条 | 重大事由による解除                | 64 |
| 第15条 | 特約の解約                    | 65 |
| 第16条 | 特約の返戻金                   | 65 |
| 第17条 | 特約の消滅とみなす場合              | 65 |
| 第18条 | 特約がん死亡保険金額の減額            | 65 |
| 第19条 | 特約がん死亡保険金の受取人の代表者        | 65 |
| 第20条 | 当社への通知による特約がん死亡保険金受取人の変更 | 66 |
| 第21条 | 遺言による特約がん死亡保険金受取人の変更     | 66 |
| 第22条 | 特約がん死亡保険金受取人の死亡          | 66 |
| 第23条 | 特約の更新                    | 66 |
| 第24条 | 特約の契約者配当                 | 67 |
| 第25条 | 主契約の内容変更に伴う特約の取扱         | 67 |
| 第26条 | 管轄裁判所                    | 67 |
| 第27条 | 主約款の規定の準用                | 67 |
| 第28条 | 保険期間を有期から終身へ変更する特則       | 67 |
| 第29条 | 特約がん死亡保険金受取人によるこの特約の存続   | 68 |
| 別表1  | 請求書類                     | 68 |
| 別表2  | 悪性新生物および上皮内新生物（「がん」）     | 69 |

## がん死亡保障特約条項（2014）

（平成26年7月1日制定）

### （がんの定義および診断確定）

第1条 この特約において「がん」とは、別表2に定める悪性新生物および上皮内新生物をいいます。

2. がんの診断確定は、病理組織学的所見（生検・剖検）により医師（日本の医師または歯科医師および日本の医師または歯科医師と同等と当社が認めた日本国外の医師または歯科医師を含みます。以下同じ。）の資格を持つ者によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検・剖検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

### （特約がん死亡保険金の支払）

第2条 この特約において支払う特約がん死亡保険金は次のとおりです。

| 保険金の種類    | 支払額        | 受取人          | 保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）  |
|-----------|------------|--------------|--|
| 特約がん死亡保険金 | 特約がん死亡保険金額 | 特約がん死亡保険金受取人 | 被保険者がこの特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後に診断確定されたがんを直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡したとき |

2. 前項に規定する支払事由に該当する場合であっても、被保険者がこの特約の責任開始期前にがんと診断確定されていた場合には、特約がん死亡保険金を支払いません。
3. 被保険者が責任開始期以後の保険期間中に死亡し、その後のがんを直接の原因として死亡したと当社が認めた場合には、特約がん死亡保険金を支払います。

### （特約がん死亡保険金の支払方法の選択）

第3条 保険契約者（特約がん死亡保険金の支払事由発生後はその特約の受取人）は、特約がん死亡保険金の一時支払にかえて、すえ置支払または年金支払を選択することができます。

2. 前項の規定により、すえ置支払を選択する場合は、次の各号のとおり取り扱います。
  - （1）すえ置く期間は、当社の定める期間の範囲内であることを要します。
  - （2）すえ置く保険金額は、当社の定める金額以上であることを要します。
3. 第1項の規定により、年金支払を選択する場合は、次の各号のとおり取り扱います。
  - （1）年金支払期間は、当社の定める期間の範囲内であることを要します。
  - （2）1回の年金支払額は、当社の定める金額以上であることを要します。

### （特約がん死亡保険金の請求、支払時期および支払場所）

第4条 特約がん死亡保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約がん死亡保険金の受取人は、すみやかに当社に通知してください。

2. 支払事由の生じた特約がん死亡保険金の受取人は、当社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、特約がん死亡保険金を請求してください。
3. 官公庁、会社、組合、工場その他の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および特約がん死亡保険金の受取人として、その団体から給与の支払を受ける者を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）の場合、保険契約者である団体が当該事業保険契約の特約がん死亡保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金ま

たは弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、特約がん死亡保険金の請求の際、前項に定める書類のほかに次の第1号または第2号のいずれかの書類および第3号の書類を提出してください。ただし、受給者が2人以上であるときは、そのうち1人から提出してください。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
  - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
  - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による保険金の支払の場合に準用します。

#### （特約保険料の払込免除）

第5条 主約款の規定によって、主契約の保険料払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込を免除します。

2. 前項のほか、この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のときは、主約款の保険料払込の免除に関する規定を準用して、この特約の保険料払込を免除します。

#### （特約の締結）

第6条 保険契約者は、主契約の契約日以後、当社の定める取扱に基づき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。なお、主契約の締結の際に主契約に付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行います。また、主契約の契約日後に主契約に付加する場合は、新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者の選択を行います。

#### （特約の責任開始期）

第7条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際に主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後に主契約に付加する場合は、当社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、当社所定の金額を受け取った日（告知の前に受け取った場合は、告知の日）から起算して90日を経過した日の翌日をこの特約の責任開始日とし、その日からこの特約上の責任を負います。

#### （特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

第8条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間満了日を限度とし、当社所定の範囲内で定めます。

2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
3. 前項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定める月単位の契約応当日（年払契約または半年払契約の場合は、年単位または半年単位の契約応当日）以後その月の末日までに特約がん死亡保険金の支払事由が生じた場合には、当社は、特約がん死亡保険金から未払込保険料を差し引きます。
4. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了時から将来に向かって解約されたものとします。
5. この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間満了日の属する月の末日までに一括して前納することを要します。
6. 前項の場合には、主約款に定める保険料の払込、前納および猶予期間の規定を準用します。
7. 第5項に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間満了時に解約されたものとします。
8. 年払契約または半年払契約で、払い込んだ保険料（第1回保険料を含みます。）に対応する保険料期間中にこの特約が消滅したとき（減額したときを含みます。）、または保険料払込の免除事由が生じて保険料払込を要しなくなったときは、それらの事由に該当した次の月単位の契約応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、当社は、当社の定める方法により計算した未経過保険料がある

場合はこれを保険契約者（特約がん死亡保険金を支払うときは特約がん死亡保険金の受取人）に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、未経過保険料を払い戻しません。

#### （猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

第9条 保険料払込の猶予期間中に、特約がん死亡保険金の支払事由が生じた場合には、当社は、特約がん死亡保険金から未払込保険料を差し引きます。

#### （特約の失効）

第10条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

#### （特約の復活）

第11条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。

2. 当社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。ただし、第7条（特約の責任開始期）に規定する責任開始期の前日までにこの特約の復活が行われた場合には、同条に規定する責任開始期からこの特約上の責任を負います。

#### （責任開始期前のがん診断確定による無効）

第12条 被保険者が告知前または告知の時からこの特約の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合は、保険契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらずこの特約は無効とします。

2. 前項の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料は次のように取り扱います。
  - (1) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および被保険者がともに知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
  - (2) 告知前に、被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者、被保険者のいずれか一人でも知っていた場合には、払い戻しません。
  - (3) 告知の時からこの特約の責任開始期の前日までに被保険者ががんと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
3. 本条の適用がある場合は、第13条（告知義務および告知義務違反）および第14条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

#### （告知義務および告知義務違反）

第13条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

#### （重大事由による解除）

第14条 当社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者または特約がん死亡保険金の受取人が特約がん死亡保険金（他の保険契約の特約死亡保険金を含み、保険種類および特約保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この特約の特約がん死亡保険金（保険料払込の免除を含みます。）の請求に関し、特約がん死亡保険金の受取人（保険料払込免除の請求の場合は保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大である、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者または特約がん死亡保険金の受取人が、次のいずれかに該当する場合
  - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
  - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認め

られること

(ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(5) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または特約がん死亡保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、当社の保険契約者、被保険者または特約がん死亡保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 特約がん死亡保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、当社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による特約がん死亡保険金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号（ア）から（オ）までに該当した者が特約がん死亡保険金の受取人のみであり、その特約がん死亡保険金の受取人が特約がん死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約がん死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約がん死亡保険金をいいます。以下、本項について同じ。）の支払または保険料払込の免除を行いません。また、この場合に、すでに特約がん死亡保険金を支払っているときは、当社は、その返還を請求し、すでに保険料払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当社は、被保険者または特約がん死亡保険金の受取人に通知します。

4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当社は、特約がん死亡保険金のすえ置支払を選択した後は、返戻金（すえ置いた特約がん死亡保険金額とその利息の合計額。以下、本条について同じ。）を特約がん死亡保険金受取人に支払います。

5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約がん死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し特約がん死亡保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約がん死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の返戻金を特約がん死亡保険金受取人に支払います。

#### （特約の解約）

第15条 保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

#### （特約の返戻金）

第16条 この特約の解約返戻金はありません。

2. この特約が次条の規定により消滅したときも、この特約の解約返戻金その他の返戻金はありません。

#### （特約の消滅とみなす場合）

第17条 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

#### （特約がん死亡保険金額の減額）

第18条 保険契約者は、いつでも、特約がん死亡保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約がん死亡保険金額は、当社の定める金額以上であることを要します。

2. 前項の規定によって、特約がん死亡保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

#### （特約がん死亡保険金の受取人の代表者）

第19条 特約がん死亡保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の特約がん死亡保険金の受取人を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、当社が特約がん死亡保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の特約がん死亡保険金の受取人に対しても効力を生じます。

**（当社への通知による特約がん死亡保険金受取人の変更）**

- 第20条 保険契約者またはその承継人は、特約がん死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、当社に対する通知により、特約がん死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知をするときは、保険契約者またはその承継人は、当社所定の書類（別表1）を提出してください。
  3. 第1項の変更をしたときは、保険証券に表示します。
  4. 第1項の通知が当社に到達する前に変更前の特約がん死亡保険金受取人に特約がん死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約がん死亡保険金受取人から特約がん死亡保険金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。

**（遺言による特約がん死亡保険金受取人の変更）**

- 第21条 前条に定めるほか、保険契約者は、特約がん死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により特約がん死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の特約がん死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
  3. 前2項による特約がん死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当社に通知しなければ、これを当社に対抗することができません。
  4. 前項の通知をするときは、当社所定の書類（別表1）を提出してください。
  5. 第1項の変更をしたときは、保険証券に表示します。

**（特約がん死亡保険金受取人の死亡）**

- 第22条 特約がん死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を特約がん死亡保険金受取人とします。
2. 前項の規定により特約がん死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により特約がん死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の特約がん死亡保険金受取人を特約がん死亡保険金受取人とします。
  3. 前2項により特約がん死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

**（特約の更新）**

- 第23条 この特約の保険期間が満了する場合、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、この特約は、保険期間満了日の翌日に更新して継続します。この場合、この特約の保険期間満了日の翌日を更新日とします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は、前項の更新を取り扱いません。
    - （1）更新後のこの特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が当社の定める最高年齢をこえるとき
    - （2）更新後のこの特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日をこえるとき
    - （3）この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日をこえているとき
  3. 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は、短期の保険期間に変更して更新します。この場合、更新後のこの特約の保険期間が当社の定める最低保険期間に満たないときは、この特約の更新は取り扱いません。
  4. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
  5. 第3項のほか、この特約は、保険期間を変更して更新することがあります。
  6. この特約について、保険契約者から申出があったときは、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
  7. 更新後のこの特約の特約がん死亡保険金額は、更新前のこの特約の特約がん死亡保険金額と同一とします。
  8. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日から起算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
  9. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに

に払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項の規定を準用します。

10. 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後、猶予期間満了日までに特約がん死亡保険金の支払事由もしくは主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第3項および第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
11. この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、次の各号によって取り扱います。
  - （1）更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
  - （2）第2条（特約がん死亡保険金の支払）、第5条（特約保険料の払込免除）、第7条（特約の責任開始期）、第12条（責任開始期前のがん診断確定による無効）および第13条（告知義務および告知義務違反）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
12. この特約の保険期間満了日と主契約の保険期間満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。この場合、第3項の規定にかかわらず、更新後のこの特約の保険期間は更新後の主契約の保険期間と同一とします。
13. 更新時に当社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、当社所定の特約により更新されることがあります。

#### （特約の契約者配当）

第24条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

#### （主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

第25条 主契約の悪性新生物診断給付金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

#### （管轄裁判所）

第26条 この特約における特約がん死亡保険金または保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### （主約款の規定の準用）

第27条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### （保険期間を有期から終身へ変更する特則）

第28条 保険契約者は、この特約（以下「変更前特約」といいます。）の保険期間満了日の2か月前までに当社に申し出て、当社の承諾および被保険者の同意を得ることにより、被保険者選択を受けることなく、保険期間を終身とするがん死亡保障特約（2014）への変更をすることができます。（以下本条の変更を行った場合の保険期間が終身のがん死亡保障特約（2014）を「変更後特約」といいます。）この場合、変更前特約の保険期間満了日の翌日に変更後特約へ変更されるものとし、この日を変更日とします。

2. 本条の変更を行う場合、次の各号のすべての条件を満たすことを要します。
  - （1）主契約の保険期間が終身のとき、または主契約の保険期間が同時に終身へ変更となるとき
  - （2）変更日における主契約の被保険者の年齢が89歳以下のとき
  - （3）変更前特約が契約日（更新の取扱が行われた後は、最初の契約日）より2年以上経過しているとき
3. 前2項の規定にかかわらず、次の場合には、当社は本条の変更を取り扱いません。
  - （1）主契約または変更前特約の保険料の払込が免除されている場合
  - （2）主契約に特別条件付保険特約が付加されている場合
  - （3）変更日の前日までの保険料が払い込まれていない場合
4. 本条の変更が行われた場合、変更日を責任開始期とします。
5. 変更後特約の特約がん死亡保険金額は、変更前特約の特約がん死亡保険金額と同額とします。

6. 変更後特約には変更時の特約条項を適用し、その保険料は、変更時の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
7. 変更後特約の保険料払込方法（回数）は、主契約の保険料払込方法（回数）と同一とし、変更後特約の第1回保険料は、変更日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込の猶予期間の規定によるほか、第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項の規定を準用します。
8. 変更後特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、変更日以後、猶予期間満了日までに特約がん死亡保険金の支払事由もしくは主契約の保険料払込の免除事由が生じたときまたは主契約に付加されている特約の保険金もしくは給付金の支払事由が生じたときは、第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第3項および第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）の規定を準用します。
9. 変更後特約について、第2条（特約がん死亡保険金の支払）、第5条（特約保険料の払込免除）、第7条（特約の責任開始期）、第12条（責任開始期前のがん診断確定による無効）および第13条（告知義務および告知義務違反）に関する規定の適用に際しては、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。
10. 第1項の規定にかかわらず、変更日に当社が保険期間を終身とするがん死亡保障特約（2014）を取り扱っていない場合には、当社は本条の変更を取り扱いません。この場合、変更前特約は、本条の取扱に準じて、変更日に当社の定める他の特約へ変更されることがあります。

#### （特約がん死亡保険金受取人によるこの特約の存続）

- 第29条 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の請求の通知が当社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約の請求が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たすこの特約の特約がん死亡保険金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の請求の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額（以下「解約時支払額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ当社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
    - （1）保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
    - （2）保険契約者でないこと
  3. 前項の通知をするときは、当社所定の書類（別表1）を提出してください。
  4. 第1項の解約の通知が当社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、この特約の特約がん死亡保険金の支払事由が生じ、当社が特約がん死亡保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、解約時支払額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、この特約の特約がん死亡保険金受取人に支払います。

### 別表1 請求書類

| 項目        | 必要書類   |
|-----------|--|
| 特約がん死亡保険金 | （1）当社所定の請求書<br>（2）医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、当社が必要と認めた場合は当社所定の様式による医師の死亡証明書）<br>（3）被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本）<br>（4）特約がん死亡保険金受取人の戸籍抄本<br>（5）特約がん死亡保険金受取人の印鑑証明書<br>（6）最終の保険料払込を証する書類<br>（7）保険証券 |



|  |   |
|--|---|
| 特約がん死亡保険金受取人の変更                                    | (1) 当社所定の請求書<br>(2) 保険契約者の印鑑証明書<br>(3) 保険証券   |
| 遺言による特約がん死亡保険金受取人の変更                               | (1) 当社所定の名義変更請求書<br>(2) 遺言書<br>(3) 保険契約者の相続人の戸籍抄本   |
| 特約がん死亡保険金受取人による保険契約の存続                             | (1) 当社所定の請求書<br>(2) 特約がん死亡保険金受取人の戸籍抄本<br>(3) 保険契約者の同意書<br>(4) 特約がん死亡保険金受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書 |
| (注) 当社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。 |   |

## 別表2 悪性新生物および上皮内新生物（「がん」）

1. この特約における「悪性新生物」とは、下記（1）および（2）をみたすものをいいます。なお、国際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」（第7版）で病期分類が0期の病変は含みません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は悪性新生物に該当しません。

（1）この特約において「悪性新生物」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

| 分類項目                     | 基本分類コード   |
|--------------------------|-----------|
| 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物         | C 00～C 14 |
| 消化器の悪性新生物                | C 15～C 26 |
| 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物        | C 30～C 39 |
| 骨および関節軟骨の悪性新生物           | C 40～C 41 |
| 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物       | C 43～C 44 |
| 中皮および軟部組織の悪性新生物          | C 45～C 49 |
| 乳房の悪性新生物                 | C 50      |
| 女性生殖器の悪性新生物              | C 51～C 58 |
| 男性生殖器の悪性新生物              | C 60～C 63 |
| 腎尿路の悪性新生物                | C 64～C 68 |
| 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 | C 69～C 72 |
| 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物     | C 73～C 75 |
| 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物  | C 76～C 80 |
| リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物  | C 81～C 96 |
| 独立した（原発性）多部位の悪性新生物       | C 97      |
| 真性赤血球増加症<多血症>            | D 45      |
| 骨髄異形成症候群                 | D 46      |
| 慢性骨髄増殖性疾患                | D 47.1    |
| 本態性（出血性）血小板血症            | D 47.3    |

（2）上記（1）において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

| 第5桁コード |                       |
|--------|-----------------------|
| / 3    | ・・・悪性、原発部位            |
| / 6    | ・・・悪性、転移部位<br>悪性、続発部位 |
| / 9    | ・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳  |

2. この特約における「上皮内新生物」とは、下記（1）および（2）をみたすものをいいます。

（1）この特約において「上皮内新生物」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10（2003年版）準拠」によるものとします。

| 分類項目   | 基本分類コード     |
|--------|-------------|
| 上皮内新生物 | D00～D07、D09 |

（2）上記（1）において「上皮内新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

| 第5桁コード                         |
|--------------------------------|
| ／2 . . . 上皮内癌<br>上皮内 非浸潤性 非侵襲性 |

## リビング・ニーズ特約条項 目次

|   |    |
|---|----|
| (この特約の概要) .....   | 72 |
| 第1条 特定状態保険金の支払 .....  | 72 |
| 第2条 特定状態保険金の支払に関する補則 .....  | 72 |
| 第3条 特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所 .....  | 72 |
| 第4条 特定状態保険金を支払わない場合 .....   | 74 |
| 第5条 特約の締結 .....   | 74 |
| 第6条 特約の責任開始期 .....  | 74 |
| 第7条 特約保険料 .....   | 74 |
| 第8条 特約の失効 .....   | 74 |
| 第9条 特約の復活 .....   | 74 |
| 第10条 告知義務および告知義務違反による解除 .....   | 74 |
| 第11条 重大事由による解除 .....  | 74 |
| 第12条 特約の解約 .....  | 74 |
| 第13条 特約の解約返戻金 .....   | 74 |
| 第14条 特約の消滅とみなす場合 .....  | 74 |
| 第15条 特約の復旧 .....  | 74 |
| 第16条 主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用する場合の取扱 .....                                      | 75 |
| 第17条 管轄裁判所 .....  | 75 |
| 第18条 主約款の規定の準用 .....  | 75 |
| 第19条 主契約に特別条件付保険特約に規定する保険金削減支払法が適用されている場合の特則 .....                              | 75 |
| 第20条 主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則 .....    | 75 |
| 第21条 主契約に逡減定期保険特約または優良体逡減定期保険特約が付加されている場合の特則 .....                              | 75 |
| 第22条 主契約に逡増定期保険特約が付加されている場合の特則 .....  | 76 |
| 第23条 主契約に収入保障特約または優良体収入保障特約が付加されている場合の特則 .....                                  | 77 |
| 第24条 主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合の特則 .....   | 77 |
| 第25条 主契約にこども定期保険特約が付加されている場合の特則 .....   | 77 |
| 第26条 主契約に付加されている入院給付金のある特約等の取扱 .....  | 78 |
| 第27条 定期保険、優良体定期保険、逡増定期保険、養老保険、5年ごと利差配当付養老保険または無解約返戻金型定期保険（2013）に付加した場合の特則 ..... | 78 |
| 第28条 終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則 .....      | 78 |
| 第29条 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加した場合の特則 .....                           | 79 |
| 第30条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則 .....  | 79 |
| 第31条 逡減定期保険または優良体逡減定期保険に付加した場合の特則 .....   | 79 |
| 第32条 収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則 .....          | 80 |
| 第33条 平成20年5月12日以前に締結された特約の取扱に関する特則 .....  | 80 |
| 第34条 平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱に関する特則 .....                           | 81 |
| 第35条 主契約にがん死亡保障特約（2014）またはがん死亡保障特約（10）が付加されている場合の特則 .....                       | 81 |
| 第36条 無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）または無解約返戻金型がん療養保険（10）に付加した場合の特則 .....                 | 82 |
| 第37条 低解約返戻金型介護認定一時金給付保険（一時払）（11）に付加した場合の特則 .....                                | 82 |
| 第38条 引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）（2012）または無選択型終身保険（低解約返戻金型）（2012）に付加した場合の特則 .....       | 83 |
| 別表1 請求書類 .....  | 83 |

## リビング・ニース特約条項

(平成26年7月1日改正)

### (この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部または一部について、将来の保険金の支払にかえて、主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の余命が6か月以内と判断される場合に特定状態保険金を支払うことを目的としたものです。

### (特定状態保険金の支払)

第1条 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときは、特定状態保険金を特定状態保険金の受取人に支払います。ただし、特定状態保険金の請求日（第3条（特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所）第1項に規定する請求に必要な書類が会社の本店に到着した日をいいます。以下同じ。）が主契約の保険期間の満了する日の直前の年単位の契約応当日以後である場合には、会社は、特定状態保険金を支払いません。

2. 特定状態保険金の金額は、主契約の保険金額のうち、特定状態保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額を差し引いた金額とします。ただし、年払契約で、特定状態保険金の請求日のつぎの月単位の契約応当日からつぎの年単位の契約応当日の前日までの期間が6か月間をこえるときは、そのこえた月単位の期間に対して、会社は、会社の定める方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者に払い戻します。

### (特定状態保険金の支払に関する補則)

第2条 特定状態保険金の受取人は、被保険者とします。

2. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者である場合には、前条の規定にかかわらず、特定状態保険金の受取人は保険契約者となります。ただし、保険契約者から申出があったときは、被保険者を特定状態保険金の受取人とします。

3. 主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

4. 主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額分が特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものと取り扱います。

5. 前項の場合、主契約の保険金額は、主契約の保険金額から指定保険金額を差し引いた金額に改めます。

6. 特定状態保険金を支払う前に、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、会社は、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱います。

7. 主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受け、その保険金を支払うときは、会社は、特定状態保険金を支払いません。

8. 主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に特定状態保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

9. 特定状態保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、会社は、特定状態保険金からそれらの元利金を差し引きます。

10. 特定状態保険金の受取人は、第2項の場合を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

### (特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所)

第3条 特定状態保険金の受取人は、特定状態保険金を請求（第1条（特定状態保険金の支払）第2項の規定による主契約の保険金額の指定を含みます。以下本条において同じ。）する場合には、会社に、請

- 求に必要な書類（別表1）を提出してください。
2. 特定状態保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本店で支払います。
  3. 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して60日を経過する日とします。
    - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
第1条（特定状態保険金の支払）の特定状態保険金の支払事由に該当する事実の有無
    - (2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合  
保険金の支払事由が発生した原因
    - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
    - (4) 主約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項、保険契約者、被保険者もしくは特定状態保険金の受取人がつぎの（ア）から（オ）のいずれかに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特定状態保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
      - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
      - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
      - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
      - (エ) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
      - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  4. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
    - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日
    - (2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
    - (3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
    - (4) 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
    - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
    - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
  5. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または特定状態保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
  6. 第3項または第4項による確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に通知します。

**（特定状態保険金を支払わない場合）**

第4条 被保険者がつぎのいずれかによって第1条（特定状態保険金の支払）第1項の規定に該当した場合には、会社は、特定状態保険金を支払いません。

- （1）保険契約者または被保険者の故意
- （2）戦争その他の変乱

**（特約の締結）**

第5条 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める取扱いに基づき、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

**（特約の責任開始期）**

第6条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、会社が特約付加の申込を承諾した時からこの特約上の責任を負います。

**（特約保険料）**

第7条 この特約に対する保険料はありません。

**（特約の失効）**

第8条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

**（特約の復活）**

第9条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱いをします。

**（告知義務および告知義務違反による解除）**

第10条 主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定は、特定状態保険金の支払の場合に準用します。

**（重大事由による解除）**

第11条 主約款の重大事由による解除の規定は、特定状態保険金の支払の場合に準用します。

**（特約の解約）**

第12条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

**（特約の解約返戻金）**

第13条 この特約に対する解約返戻金はありません。

**（特約の消滅とみなす場合）**

第14条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- （1）第1条（特定状態保険金の支払）の規定により特定状態保険金が支払われたとき。
- （2）主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
- （3）主契約が延長定期保険に変更されたとき。

**（特約の復旧）**

第15条 延長定期保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、別段の申出がない限り、前条第3号の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

**（主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用する場合の取扱）**

第16条 特定状態保険金の支払に際しては、指定保険金額分に対して、主約款の死亡保険金を支払うときの取扱に準じて、主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用します。

**（管轄裁判所）**

第17条 この特約における特定状態保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

**（主約款の規定の準用）**

第18条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

**（主契約に特別条件付保険特約に規定する保険金削減支払法が適用されている場合の特則）**

第19条 主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項第2条（特別条件）第1項第1号に規定する保険金削減支払法が主契約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、会社は、指定保険金額に特定状態保険金の請求日における特別条件付保険特約条項に定める所定の割合を乗じて得た金額から、会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額を差し引いた金額を特定状態保険金として支払います。

**（主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則）**

第20条 主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- （1）第1条（特定状態保険金の支払）第2項に定める主契約の保険金額に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約および特定疾病保障定期保険特約の保険金額を加えます。
- （2）第1条第2項に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約、平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約および特定疾病保障定期保険特約の保険金額から、特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- （3）特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）の規定を準用します。
- （4）平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約および特定疾病保障定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日（それぞれの特約条項の規定により特約が更新される場合および優良体平準定期保険特約条項の規定により優良体平準定期保険特約が平準定期保険特約に自動変更される場合を除きます。）の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特則は適用しません。
- （5）主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項第2条（特別条件）第1項第1号に規定する保険金削減支払法が平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、会社は、指定保険金額に特定状態保険金の請求日における特別条件付保険特約条項に定める所定の割合を乗じて得た金額から、会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対する利息および保険料に相当する額を差し引いた金額を特定状態保険金として支払います。
- （6）特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合で、特定疾病保障定期保険特約条項に定める特約特定疾病保険金の請求と特定状態保険金の請求を重ねてうけた場合には、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特定状態保険金は支払いません。

**（主契約に逡減定期保険特約または優良体逡減定期保険特約が付加されている場合の特則）**

第21条 主契約に逡減定期保険特約または優良体逡減定期保険特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- （1）第1条（特定状態保険金の支払）第2項に定める主契約の保険金額に逡減定期保険特約および優良体逡減定期保険特約の保険金額を加えます。この場合、逡減定期保険特約および優良体逡減

- 定期保険特約の保険金額は、特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日（応当日のない場合は、その月の末日とします。以下本条において同じ。）における保険金額とします。
- (2) 第1条第2項に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額ならびに特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における逓減定期保険特約および優良体逓減定期保険特約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- (3) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第1項、第2項および第6項から第9項までの規定を準用するほか、つぎのとおりとします。
- (ア) 特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における逓減定期保険特約および優良体逓減定期保険特約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、逓減定期保険特約および優良体逓減定期保険特約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- (イ) 特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における逓減定期保険特約および優良体逓減定期保険特約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、逓減定期保険特約および優良体逓減定期保険特約は指定保険金額に対応する特約基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- (ウ) 前(イ)の場合、逓減定期保険特約および優良体逓減定期保険特約の特約基本保険金額は、逓減定期保険特約および優良体逓減定期保険特約の特約基本保険金額から指定保険金額に対応する特約基本保険金額を差し引いた金額に改められます。
- (4) 逓減定期保険特約および優良体逓減定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日（逓減定期保険特約条項の規定により逓減定期保険特約が更新される場合および優良体逓減定期保険特約条項の規定により逓減定期保険特約に自動変更される場合を除きます。）の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特約は適用しません。
- (5) 主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項第2条（特別条件）第1項第1号に規定する保険金削減支払法が逓減定期保険特約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、前条第5号の規定を適用します。

#### （主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合の特約）

第22条 主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特定状態保険金の支払）第2項に定める主契約の保険金額に逓増定期保険特約の保険金額を加えます。この場合、逓増定期保険特約の保険金額は、特定状態保険金の請求日における保険金額とします。
- (2) 第1条第2項に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額および特定状態保険金の請求日における逓増定期保険特約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- (3) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第1項、第2項および第6項から第9項までの規定を準用するほか、つぎのとおりとします。
- (ア) 特定状態保険金の請求日における逓増定期保険特約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、逓増定期保険特約は特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- (イ) 特定状態保険金の請求日における逓増定期保険特約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、逓増定期保険特約は指定保険金額に対応する特約基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- (ウ) 前(イ)の場合、逓増定期保険特約の特約基本保険金額は、逓増定期保険特約の特約基本保険金額から指定保険金額に対応する特約基本保険金額を差し引いた金額に改められます。
- (4) 逓増定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日（逓増定期保険特約条項の規定により逓増定期保険特約が更新される場合を除きます。）の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特約は適用しません。
- (5) 主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項第2条（特別条件）第1項第1号に規定する保険金削減支払法が逓増定期保険特約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、第20条（主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場



合の特則) 第5号の規定を適用します。

**(主契約に収入保障特約または優良体収入保障特約が付加されている場合の特則)**

第23条 主契約に収入保障特約または優良体収入保障特約(以下「収入保障特約等」といいます。)が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条(特定状態保険金の支払)第2項に定める主契約の保険金額に収入保障特約等の年金の現価を加えます。この場合、収入保障特約等の年金の現価は、特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日(応当日のない場合は、その月の末日とします。以下本条において同じ。)に特約遺族年金の支払事由が生じたものとして支払うべき特約遺族年金の現価(第1回の年金の支払を含みます。)とします。
- (2) 第1条第2項に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額および前号に定める収入保障特約等の年金の現価から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。この場合、特約基本年金月額を指定することにより、指定保険金額を指定するものとします。
- (3) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)第1項、第2項および第6項から第9項までの規定を準用するほか、つぎのとおりとします。
  - (ア) 第1号に定める収入保障特約等の年金の現価の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、収入保障特約等は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
  - (イ) 第1号に定める収入保障特約等の年金の現価の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、指定保険金額に対応する収入保障特約等の特約基本年金月額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
  - (ウ) 前(イ)の場合、収入保障特約等の特約基本年金月額は指定保険金額に対応する特約基本年金月額を差し引いた金額に改められます。
- (4) 収入保障特約等については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日(収入保障特約条項の規定により収入保障特約が更新される場合または優良体収入保障特約条項の規定により収入保障特約に自動変更される場合を除きます。)の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特則は適用しません。
- (5) 主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項第2条(特別条件)第1項第1号に規定する保険金削減支払法が収入保障特約等に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、第20条(主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則)第5号の規定を準用します。

**(主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合の特則)**

第24条 主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)第3項の規定により主契約が消滅したときは、配偶者定期保険特約は消滅したものとみなし、配偶者定期保険特約の責任準備金を払い戻します。
- (2) 第2条第4項、第5項、第20条(主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則)第3号、第21条(主契約に逡減定期保険特約または優良体逡減定期保険特約が付加されている場合の特則)第3号および第22条(主契約に逡増定期保険特約が付加されている場合の特則)第3号の規定により主契約の保険金額(主契約に付加されている平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。)または逡減定期保険特約、優良体逡減定期保険特約もしくは逡増定期保険特約の特約基本保険金額が改められるときでも、配偶者定期保険特約はそのまま有効に継続します。

**(主契約にこども定期保険特約が付加されている場合の特則)**

第25条 主契約にこども定期保険特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)第3項の規定により主契約が消滅したときは、こども定期保険特約は消滅したものとみなし、こども定期保険特約の責任準備金を払い戻します。
- (2) 第2条第4項、第5項、第20条(主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則)第3号、

第21条（主契約に通減定期保険特約または優良体通減定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号および第22条（主契約に通増定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号の規定により主契約の保険金額（主契約に付加されている平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。）または通減定期保険特約、優良体通減定期保険特約もしくは通増定期保険特約の特約基本保険金額が改められるときでも、こども定期保険特約はそのまま有効に継続します。

#### （主契約に付加されている入院給付金のある特約等の取扱）

第26条 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第3項の規定により主契約が消滅したときまたは第2条第4項、第5項、第20条（主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号、第21条（主契約に通減定期保険特約または優良体通減定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号および第22条（主契約に通増定期保険特約が付加されている場合の特則）第3号の規定により主契約の保険金額（主契約に付加されている平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。以下本条において同じ。）または通減定期保険特約、優良体通減定期保険特約もしくは通増定期保険特約の特約基本保険金額が改められるときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- （1）入院給付金または療養給付金のある会社所定の特約については、主契約が消滅した場合、主契約の消滅時を含んで継続している入院またはその後の退院であるときは、それぞれの特約条項の主契約の消滅時を含んで継続している入院またはその後の退院の取扱の規定を準用します。
- （2）介護年金または介護給付金のある会社所定の特約については、主契約が消滅した場合、主契約の消滅時を含んで継続している要介護状態であるときは、それぞれの特約条項の主契約の消滅時を含んで継続している要介護状態の取扱の規定を準用します。
- （3）入院給付金、手術給付金、療養給付金または災害死亡保険金等のある会社所定の特約については、主契約の保険金額または通減定期保険特約、優良体通減定期保険特約もしくは通増定期保険特約の特約基本保険金額が改められるときでも、これらの特約はそのまま有効に継続します。

#### （定期保険、優良体定期保険、通増定期保険、養老保険、5年ごと利差配当付養老保険または無解約返戻金型定期保険（2013）に付加した場合の特則）

第27条 この特約を定期保険、優良体定期保険、通増定期保険、養老保険、5年ごと利差配当付養老保険または無解約返戻金型定期保険（2013）に付加した場合には、第1条（特定状態保険金の支払）第1項中「主契約の保険期間の満了する日」とあるのは「主契約の保険期間の満了する日（主約款の規定により主契約が更新される場合および優良体定期保険普通保険約款の規定により優良体定期保険が定期保険に自動変更される場合を除きます。）」と読み替えます。

2. 前項のほか、この特約を通増定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
  - （1）第1条（特定状態保険金の支払）第2項に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
  - （2）特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第1項、第2項および第6項から第9項までの規定を準用するほか、つぎのとおりとします。
    - （ア）特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
    - （イ）特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は指定保険金額に対応する基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
    - （ウ）前（イ）の場合、主契約の基本保険金額は、主契約の基本保険金額から指定保険金額に対応する基本保険金額を差し引いた金額に改められます。

#### （終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則）

第28条 この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の全部について、保険契約者が、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したときは、この特約は消滅します。
- (2) 主契約の一部について、保険契約者が、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したときは、第14条（特約の消滅とみなす場合）第2号中「主契約」とあるのは「主契約のうち、年金支払移行部分および介護保障移行部分を除いた部分」と読み替えます。

**（5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加した場合の特則）**

第29条 この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主約款に定める特定疾病保険金の請求と特定状態保険金の請求を重ねてうけた場合には、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特定状態保険金は支払いません。
- (2) 特定疾病保障定期保険に付加した場合には、第1条（特定状態保険金の支払）第1項中「主契約の保険期間の満了する日」とあるのは「主契約の保険期間の満了する日（主約款の規定により主契約が更新される場合を除きます。）」と読み替えます。

**（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）**

第30条 この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合、平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、逓減定期保険特約、優良体逓減定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、収入保障特約または優良体収入保障特約の付加を要します。
- (2) 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第2項中「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」とあるのは、「主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。
- (3) 第2条第6項、第7項および第8項中「主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金」とあるのは「平準定期保険特約条項、優良体平準定期保険特約条項、逓減定期保険特約条項、優良体逓減定期保険特約条項、逓増定期保険特約条項、生存給付金付定期保険特約条項、特定疾病保障定期保険特約条項、収入保障特約条項または優良体収入保障特約条項に定める特約死亡保険金、特約高度障害保険金、特約特定疾病保険金、特約遺族年金または特約高度障害年金」と読み替えます。
- (4) 第14条（特約の消滅とみなす場合）に定めるほか、主契約に付加している平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、逓減定期保険特約、優良体逓減定期保険特約、逓増定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、収入保障特約および優良体収入保障特約がすべて消滅したときも、この特約は消滅します。
- (5) 第20条（主契約に平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則）、第21条（主契約に逓減定期保険特約または優良体逓減定期保険特約が付加されている場合の特則）、第22条（主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合の特則）および第23条（主契約に収入保障特約または優良体収入保障特約が付加されている場合の特則）の適用にあたっては、主契約の保険金額はないものとみなします。

**（逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合の特則）**

第31条 この特約を逓減定期保険または優良体逓減定期保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特定状態保険金の支払）第2項に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日（応当日のない場合は、その月の末日とします。以下本条において同じ。）における主契約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- (2) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第1項、第2項および第6項から第9項までの規定を準用するほか、つぎのとおりとします。

- (ア) 特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- (イ) 特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は指定保険金額に対応する基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- (ウ) 前(イ)の場合、主契約の基本保険金額は、主契約の基本保険金額から指定保険金額に対応する基本保険金額を差し引いた金額に改められます。

**(収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則)**

第32条 この特約を収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条(特定状態保険金の支払)第2項に定める指定保険金額は、主契約の基本年金月額または年金月額のうち、特定状態保険金の受取人が指定した基本年金月額または年金月額(以下本条において「指定年金月額」といいます。)に対応する、特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日(応当日のない場合は、その月の末日とします。以下本条において同じ。)に遺族年金の支払事由が生じたものとして支払うべき遺族年金の現価(第1回の年金の支払を含みます。)とします。
- (2) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)第1項および第9項の規定を準用するほか、つぎのとおり読み替えて取り扱います。
  - (ア) 第2条第2項中「主契約の死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。)および主契約の満期保険金受取人(満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。)」とあるのは、「主契約の遺族年金受取人(遺族年金の一部の受取人である場合を含みます。)」と読み替えます。
  - (イ) 第2条第3項、第4項および第5項中「保険金額」とあるのは「年金月額」と、「指定保険金額」とあるのは「指定年金月額」と読み替えます。
  - (ウ) 第2条第6項、第7項および第8項中「死亡保険金または高度障害保険金」とあるのは「遺族年金または高度障害年金」と、第2条第7項中「保険金」とあるのは「年金」と読み替えます。
- (3) 第3条(特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所)第1項中「第1条(特定状態保険金の支払)第2項の規定による主契約の保険金額の指定」とあるのは「第32条(収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則)第1号の規定による主契約の基本年金月額または年金月額の指定」と読み替えて取り扱います。
- (4) 主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項第2条(特別条件)第1項第1号に規定する保険金削減支払法が適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、第19条(主契約に特別条件付保険特約に規定する保険金削減支払法が適用されている場合の特則)を準用します。

**(平成20年5月12日以前に締結された特約の取扱に関する特則)**

第33条 平成20年5月12日以前に締結されたこの特約が、主契約とともに更新され、かつ、主契約に指定代理請求人特約が付加されていないときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 特定状態保険金の受取人が特定状態保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第5号の規定により変更したつぎの者(以下「指定代理請求人」といいます。)が、請求に必要な書類(別表1)および特別な事情を示す書類を提出して、特定状態保険金の受取人の代理人として特定状態保険金を請求することができます。ただし、特定状態保険金の受取人が法人である場合を除きます。
  - (ア) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
  - (イ) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3

親等内の親族

- (2) 前号の規定により会社が特定状態保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特定状態保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- (3) 第4条（特定状態保険金を支払わない場合）第1項第1号中「保険契約者または被保険者の故意」とあるのは「保険契約者、被保険者または指定代理請求人の故意」と読み替えます。ただし、指定代理請求人による故意の場合で、被保険者から請求があったときは、この限りではありません。
- (4) 第10条（告知義務および告知義務違反による解除）または第11条（重大事由による解除）により会社が主契約を解除する場合で、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。また、第11条の規定により、主約款の重大事由による解除の規定を準用する場合は、保険金の受取人に指定代理請求人を含めます。
- (5) 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第1号の規定の範囲内の者であることを要します。この場合、保険契約者またはその承継人は、会社所定の書類（別表1）を提出してください。本号の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。
- (6) 主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) この特約と特定疾病保障定期保険特約の指定代理請求人は、同一人であることを要します。
- (イ) この特約と特定疾病保障定期保険特約のいずれかにおいて、指定代理請求人の指定または変更（指定代理請求人を指定しない場合を含みます。以下本号において同じ。）が行なわれたときは、他の特約についても同一の指定または変更が行なわれたものとしします。
- (7) この特約を特定疾病保障定期保険に付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) この特約と主契約の指定代理請求人は、同一人であることを要します。
- (イ) この特約と主契約のいずれかにおいて、指定代理請求人の指定または変更（指定代理請求人を指定しない場合を含みます。以下本号において同じ。）が行なわれたときは、他の特約または主契約についても同一の指定または変更が行なわれたものとしします。

**（平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱いに関する特則）**

第34条 平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が主契約とともに更新される場合、または平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合  
第1条（特定状態保険金の支払）第2項の規定を適用します。
- (2) 平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合  
第1条（特定状態保険金の支払）第2項の規定は適用しません。

**（主契約にがん死亡保障特約（2014）またはがん死亡保障特約（10）が付加されている場合の特則）**

第35条 主契約にがん死亡保障特約（2014）またはがん死亡保障特約（10）が付加されている場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特定状態保険金の支払）第2項に定める主契約の保険金額にがん死亡保障特約（2014）またはがん死亡保障特約（10）の保険金額を加えます。
- (2) 第1条第2項に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約およびがん死亡保障特約（2014）またはがん死亡保障特約（10）の保険金額から、特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- (3) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第1項、第2項および第6項から第9項までの規定を準用するほか、次のとおりとします。
- (ア) 特定状態保険金の請求日におけるがん死亡保障特約（2014）またはがん死亡保障特約（10）の特約保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、がん死亡保障特約（2014）またはがん死亡保障特約（10）は特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- (イ) 特定状態保険金の請求日におけるがん死亡保障特約（2014）またはがん死亡保障特約（10）の特約保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、

がん死亡保障特約（2014）またはがん死亡保障特約（10）は指定保険金額に対応する特約保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

（ウ）前（イ）の場合、がん死亡保障特約（2014）またはがん死亡保障特約（10）の特約保険金額は、がん死亡保障特約（2014）またはがん死亡保障特約（10）の特約保険金額から指定保険金額に対応する特約保険金額を差し引いた金額に改められます。

（4）がん死亡保障特約（2014）またはがん死亡保障特約（10）については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日（特約条項の規定により特約が更新される場合を除きます。）の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特約は適用しません。

#### （無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）または無解約返戻金型がん療養保険（10）に付加した場合の特則）

第36条 この特約を無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）または無解約返戻金型がん療養保険（10）に付加した場合には、次の各号のとおり取り扱います。

（1）この特約を無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）または無解約返戻金型がん療養保険（10）に付加する場合、がん死亡保障特約（2014）またはがん死亡保障特約（10）の付加を要します。

（2）第1条（特定状態保険金の支払）第1項中「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」とあるのは、「被保険者が責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因として、被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」と読み替えます。

（3）第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第2項中「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」とあるのは、「主契約の悪性新生物診断給付金受取人」または「主契約のがん診断給付金受取人」と読み替えます。

（4）第2条第6項、第7項および第8項中「主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金」とあるのは「がん死亡保障特約条項（2014）に定める特約がん死亡保険金」または「がん死亡保障特約条項（10）に定める特約がん死亡保険金」と読み替えます。

（5）第6条（特約の責任開始期）を次のとおり読み替えます。

「(特約の責任開始期)

第6条 この特約の責任開始期は、主契約締結の際、がん死亡保障特約（2014）またはがん死亡保障特約（10）と同時に主契約に付加する場合には、主契約の責任開始期と同一とします。また、主契約の契約日後、主契約に付加する場合は、会社が特約付加の申込を承諾した時からこの特約上の責任を負います。ただし、がん死亡保障特約（2014）またはがん死亡保障特約（10）の責任開始期の前日までにこの特約を主契約に付加する場合で、会社が特約付加の申込を承諾したときは、がん死亡保障特約（2014）またはがん死亡保障特約（10）に規定する責任開始期からこの特約上の責任を負います。」

（6）第14条（特約の消滅とみなす場合）に定めるほか、主契約に付加しているがん死亡保障特約（2014）またはがん死亡保障特約（10）が消滅したときも、この特約は消滅します。

（7）第35条（主契約にがん死亡保障特約（2014）またはがん死亡保障特約（10）が付加されている場合の特則）の適用にあたっては、主契約の保険金額はないものとみなします。

#### （低解約返戻金型介護認定一時金給付保険（一時払）（11）に付加した場合の特則）

第37条 この特約を低解約返戻金型介護認定一時金給付保険（一時払）（11）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

（1）第1条（特定状態保険金の支払）第2項に定める指定保険金額は、主契約の死亡給付金の全額とします。

（2）特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第1項の規定を準用するほか、つぎのとおりとします。

（ア）特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

（イ）保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）および介護一時金の受取人が保険契約者である場合には、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）第1項の規定にかかわらず、特定状態保険金の受取人は保険契

約者とします。

- (ウ) 特定状態保険金を支払う前に、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める介護一時金または死亡給付金の請求を受けたときは、会社は、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱います。
- (エ) 主約款に定める介護一時金または死亡給付金の請求を受け、その介護一時金または死亡給付金を支払うときは、会社は、特定状態保険金を支払いません。
- (オ) 主約款に定める介護一時金または死亡給付金が支払われた場合には、その支払後に特定状態保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- (カ) 特定状態保険金を支払った後、特定状態保険金の支払前に支払事由に該当していた介護一時金の請求があった場合には、会社は介護一時金から特定状態保険金を差し引いた金額を介護一時金の受取人に支払います。
- (キ) 特定状態保険金を支払うときに主約款の規定による契約者貸付があるときは、会社は、特定状態保険金からその元利金を差し引きます。
- (ク) 特定状態保険金の受取人は、前（イ）の場合を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

### （引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）（2012）または無選択型終身保険（低解約返戻金型）（2012）に付加した場合の特則）

第38条 この特約を引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）（2012）または無選択型終身保険（低解約返戻金型）（2012）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 無選択型終身保険（低解約返戻金型）（2012）については、主契約の契約日から起算して2年以内の特定状態保険金の請求はできません。
- (2) 第1条（特定状態保険金の支払）第2項に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の死亡保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- (3) 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）の規定を準用するほか、つぎのとおりとします。
  - (ア) 特定状態保険金の請求日における主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
  - (イ) 特定状態保険金の請求日における主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額に対応する基本保険金額分が特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
  - (ウ) 前（イ）の場合、主契約の基本保険金額は、主契約の基本保険金額から指定保険金額に対応する基本保険金額を差し引いた金額に改めます。
  - (エ) 第2条第6項、第7項および第8項中「死亡保険金または高度障害保険金」とあるのは「災害死亡保険金または死亡保険金」と読み替えて取り扱います。

## 別表1 請求書類

### （1）特定状態保険金の請求書類

|   | 項目      | 必要書類   |
|---|---------|--|
| 1 | 特定状態保険金 | (1) 会社所定の請求書<br>(2) 会社所定の様式による医師の診断書<br>(3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）<br>(4) 特定状態保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書<br>(5) 最終の保険料払込を証する書類<br>(6) 保険証券 |
|   |         | (1) 会社所定の請求書<br>(2) 会社所定の様式による医師の診断書<br>(3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本  |

|   |                |  |
|---|----------------|--|
| 2 | 特定状態保険金の指定代理請求 | (4) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書<br>(5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険証の写し<br>(6) 最終の保険料払込を証する書類<br>(7) 保険証券 |
|---|----------------|--|

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

## (2) その他の請求書類

| 項目         | 必要書類  |
|------------|---|
| 指定代理請求人の変更 | (1) 会社所定の名義変更請求書<br>(2) 保険契約者の印鑑証明書<br>(3) 保険証券 |

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。



## 指定代理請求人特約条項 目次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| (この特約の概要)                     | 86 |
| 第1条 特約の締結                     | 86 |
| 第2条 特約の対象となる保険金等              | 86 |
| 第3条 指定代理請求人の指定および変更           | 86 |
| 第4条 指定代理請求人による保険金等の請求         | 87 |
| 第5条 解除の通知                     | 87 |
| 第6条 特約の解約                     | 87 |
| 第7条 主約款の規定の準用                 | 87 |
| 第8条 主約款等の代理請求不適用に関する特則        | 87 |
| 第9条 保険金等の一時支払に関する特則           | 87 |
| 第10条 契約者配当金に関する特則             | 87 |
| 第11条 5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則 | 88 |
| 第12条 医療保険に付加した場合の特則           | 88 |
| 第13条 がん保険に付加した場合の特則           | 88 |
| 別表1 請求書類                      | 89 |

## 指定代理請求人特約条項

(平成22年3月2日改正)

### (この特約の概要)

この特約は、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することを可能とする内容を主内容とするものです。

### (特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の契約日以後、会社の定める取扱いに基づき、主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意および会社の承諾を得て、主契約の保険契約者の申出により、主契約に付加して締結することができます。

### (特約の対象となる保険金等)

第2条 この特約の対象となる保険金等は、つぎの各号に定めるとおりとし、以下「保険金等」といいます。

- (1) 被保険者と受取人が同一人である保険金、給付金、年金および祝金
- (2) 保険契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込の免除
- (3) 保険契約者と被保険者が同一人である場合の契約者配当金

### (指定代理請求人の指定および変更)

第3条 この特約を付加した場合、保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの第1号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき1人の者を指定してください（本条により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。

(1) 次の(ア)または(イ)の範囲内であらかじめ指定した者。ただし、請求時においてもその者が次の(ア)または(イ)の範囲内の者であることを要します。

(ア) 次の範囲内の者

- (a) 被保険者の戸籍上の配偶者
- (b) 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (c) 被保険者の直系血族
- (d) 被保険者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がいないときは甥姪、伯父伯母、叔父叔母）

(イ) 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限る。

- (a) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている前(ア)(b)以外の者
- (b) 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
- (c) その他前(a)および(b)に掲げる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者

(2) 前号の指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡しているときもしくは請求時に前号(ア)または(イ)の範囲のいずれの者にも該当しないときを含みます。）または指定代理請求人が本条の代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、次の者を代理請求人とします。

(ア) 死亡保険金受取人、遺族年金受取人または死亡給付金受取人（ただし、請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者に限る。）

(イ) 前(ア)に該当する者がいない場合または前(ア)に該当する者が代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

(ウ) 前(ア)もしくは(イ)に該当する者がいない場合または前(ア)もしくは(イ)に該当する者が代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

2. 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代

理請求人を変更（指定代理請求人を指定しない変更を含みます。）することができます。この場合、保険契約者は、会社所定の書類（別表1）を提出してください。

3. 保険金等の受取人が法人に変更された場合には、同時に指定代理請求人を指定しない変更が行われたものとします。
4. 第2項の変更は、保険証券に表示または承認書による通知を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

#### （指定代理請求人による保険金等の請求）

第4条 第2条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等の受取人が保険金等を請求できない次の各号に定める事情があるときは、前条の規定により指定または変更された指定代理請求人が、請求に必要な書類（別表1）およびその事情を示す書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

- (1) 保険金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
  - (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
  - (3) その他これに準じる状態であると会社が認めた場合
2. 指定代理請求人が前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において前条第1項に定める範囲内であることを要します。
  3. 第1項の規定により会社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後保険金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
  4. 事実の確認に際し、指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく、回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで保険金等を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも、同様とします。
  5. 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。以下同じ。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を保険金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。

#### （解除の通知）

第5条 この特約を付加している場合、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除または重大事由による解除の通知については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または特約条項に定めるほか、正当な理由によっていずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

#### （特約の解約）

第6条 この特約のみの解約は取り扱いません。

#### （主約款の規定の準用）

第7条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

#### （主約款等の代理請求不適用に関する特則）

第8条 この特約を付加している場合、主約款または主契約に付加されている特約条項中、指定代理請求人に関する規定、介護年金受取人の代理人に関する規定および入院給付金等の代理請求に関する規定等保険金等の受取人の生存中に所定の者が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求できる旨の規定は適用せず、この特約条項に定めるところにより取り扱います。

#### （保険金等の一時支払に関する特則）

第9条 指定代理請求人が保険金等を請求する場合には、主約款に定める保険金等の支払方法の選択の規定は適用しません。

#### （契約者配当金に関する特則）

第10条 被保険者が年金受取人となる場合、その受け取ることとなる契約者配当金については第2条（特約の対象となる保険金等）に含むものとします。

**（5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則）**

第11条 この特約を5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の締結）および第3条（指定代理請求人の指定および変更）の規定中、被保険者の同意を得る規定は適用しません。
- (2) 第2条（特約の対象となる保険金等）第1項第1号中「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約の対象となる保険金等）第1項第2号中「保険契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込の免除」とあるのは「保険料の払込免除（養育年金が支払われるときを除きます。）」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約の対象となる保険金等）第1項第3号中「保険契約者と被保険者が同一人である場合の契約者配当金」とあるのは「契約者配当金」と読み替えます。
- (5) 第3条（指定代理請求人の指定および変更）第1項各号中「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

**（医療保険に付加した場合の特則）**

第12条 この特約を医療保険に付加した場合には、第1条（特約の締結）、第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人の指定および変更）第1項各号中「被保険者」とあるのは「主たる被保険者」と読み替えます。

**（がん保険に付加した場合の特則）**

第13条 この特約をがん保険に付加した場合には、第1条（特約の締結）、第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人の指定および変更）中「被保険者」とあるのは「主たる被保険者」と読み替えます。

## 別表1 請求書類

## (1) 保険金等の指定代理請求に必要な書類

| 項目  | 必要書類  |
|---|---|
| 保険金等の指定代理請求   | (1) 主約款および各特約条項に定める保険金等の請求書類<br>(2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本<br>(3) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書<br>(4) 指定代理請求人が被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは指定代理請求人の健康保険証の写しまたは指定代理請求人が被保険者の治療費の支払を行っていることを証する領収証の写し<br>(5) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し |
| (注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または、上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。 |   |

## (2) その他の請求書類

| 項目   | 必要書類  |
|--|---|
| 指定代理請求人の変更   | (1) 会社所定の名義変更請求書<br>(2) 保険契約者の印鑑証明書<br>(3) 保険証券 |
| (注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。 |   |

## 5年ごと利差配当付年金払特約条項 目次

|  |    |
|--|----|
| (この特約の概要)  | 91 |
| 第1条 特約の締結  | 91 |
| 第2条 年金基金の設定  | 91 |
| 第3条 年金受取人  | 91 |
| 第4条 年金支払日  | 91 |
| 第5条 基本年金額の計算   | 91 |
| 第6条 年金の種類  | 91 |
| 第7条 年金の型   | 91 |
| 第8条 年金の支払  | 92 |
| 第9条 年金の分割支払  | 92 |
| 第10条 年金の一括払  | 92 |
| 第11条 年金の請求、支払時期および支払場所   | 92 |
| 第12条 特約の解約、減額等の取扱  | 92 |
| 第13条 特約の消滅   | 92 |
| 第14条 相続人の代表者   | 92 |
| 第15条 特約の更新   | 93 |
| 第16条 契約者配当準備金の積立   | 93 |
| 第17条 契約者配当金の割当   | 93 |
| 第18条 契約者配当金の支払   | 93 |
| 第19条 年齢の計算   | 93 |
| 第20条 年齢または性別の誤りの処理   | 94 |
| 第21条 時効  | 94 |
| 第22条 主約款の規定の準用   | 94 |
| 第23条 収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則 | 94 |
| 第24条 重大事由による解除   | 94 |
| 別表1 請求書類   | 95 |

## 5年ごと利差配当付年金払特約条項

(平成24年4月2日改正)

### (この特約の概要)

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）または主契約に付加された他の特約において支払われる保険金または給付金（以下「保険金等」といいます。）の一時支払にかえて年金の支払を行なうことを目的とし、その場合の取扱について定めたものです。
2. この特約は、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益をこえた場合、年金基金の設定の日から5年ごとの応当日が到来したとき、年金支払期間が満了したときまたはこの特約が一定期間継続した後消滅したときに、そのこえた部分の運用益に基づき契約者配当金の支払を行いません。

### (特約の締結)

- 第1条 この特約は、主契約の契約日以後は保険契約者の申出により、保険金等の支払事由発生後はその受取人の申出により締結します。
2. 保険金等の支払後は、この特約の締結はしません。

### (年金基金の設定)

- 第2条 保険金等の支払事由が生じた時（保険金等の受取人がこの特約を締結したときは締結時。以下、「年金基金設定日」といいます。）に、会社所定の範囲内で、保険金等（保険金等とともに支払われる金銭を含みます。）の全部または一部を年金基金に充当して設定されます。ただし、保険金等の受取人は、会社所定の範囲内で、年金基金を追加することができます。
2. 年金基金が設定されたときは、年金証書を年金受取人に交付します。

### (年金受取人)

- 第3条 この特約の年金受取人は、年金基金に充当された保険金等の受取人（保険金の受取人が2人以上の場合には、その代表者）とします。ただし、保証期間付終身年金において保険金等の受取人が法人の場合には、その法人の指定した者を年金受取人とします。
2. 保険契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取人は、年金基金設定日以後、保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

### (年金支払日)

- 第4条 第1回の年金支払日（以下「年金支払開始日」といいます。）は、年金基金設定日とします。
2. 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日とします。

### (基本年金額の計算)

- 第5条 第2条（年金基金の設定）の規定により年金基金が設定されたときは、会社の定めるところにより、年金基金に充当された金額をもとに、年金基金設定日における会社の定める率により年金額を定めます。（以下「基本年金額」といいます。）
2. 基本年金額が会社の定める金額に満たない場合には、この特約の付加はなかったものとして取り扱います。

### (年金の種類)

- 第6条 年金の種類はつぎのとおりとします。
- (1) 確定年金
  - (2) 保証期間付終身年金

### (年金の型)

- 第7条 年金の型は、毎年の年金額が基本年金額と同額の定額型とします。

### （年金の支払）

第8条 年金は、つぎの各号のとおり年金受取人に支払います。

（1）年金の種類が確定年金の場合

年金支払期間中、前3条の規定によって定められた年金を支払います。ただし、年金受取人が年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したときは、年金支払期間中の未払年金の現価を年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。

（2）年金の種類が保証期間付終身年金の場合

年金受取人が年金支払日に生存しているときは、前3条の規定によって定められた年金を支払います。ただし、年金受取人が保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したときは、保証期間中の未払年金の現価を年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。

### （年金の分割支払）

第9条 年金受取人から請求があったときは、会社所定の利率および方法により、年金額を等分して支払います。ただし、年金額が会社の定める金額に満たないときは、年金の分割支払は取り扱いません。

2. 前項の規定により、年金額を分割して支払うときは、会社所定の利率により計算した利息をつけて支払います。

### （年金の一括払）

第10条 年金受取人は、確定年金においては、年金支払開始日以後年金支払期間の最後の年金支払日前に限り、年金支払期間の将来の年金の支払にかえて、残余年金支払期間の未払年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、残余年金支払期間の未払年金の現価とし、年金の一括払を行なったときは、この特約は消滅します。

2. 年金受取人は、保証期間付終身年金においては、年金支払開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前に限り、保証期間中の将来の年金の支払にかえて、残余保証期間の未払年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、残余保証期間の未払年金の現価とします。

3. 前項の規定により、年金の一括払が行なわれたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

（1）保証期間経過後の毎年の年金支払日に年金受取人が生存しているときは、年金を継続して支払います。

（2）年金の一括払が行なわれた後、残余保証期間中に年金受取人が死亡したときは、年金受取人の死亡時にこの特約は消滅します。

（3）年金の一括払をした場合には、年金証書に表示します。

### （年金の請求、支払時期および支払場所）

第11条 年金を請求するときは、年金受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

2. 主約款に定める保険金等の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約の年金の支払の場合に準用します。

### （特約の解約、減額等の取扱）

第12条 保険契約者は、年金基金設定日前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

2. 年金基金設定日以後は、基本年金額の減額は、取り扱いません。

3. 年金基金設定日以後は、契約者貸付を取り扱いません。

4. 年金基金設定日以後は、年金の種類、保証期間および年金支払期間の変更は、取り扱いません。

### （特約の消滅）

第13条 つぎのいずれかに該当したとき、この特約は消滅します。

（1）主契約が保険金等の支払事由以外の事由により消滅したとき

（2）保険金等の支払事由の発生日以後、保険金等の受取人が保険金等の全部について一時に受け取ったとき

### （相続人の代表者）

第14条 年金受取人が死亡したときで、年金受取人の法定相続人が2人以上の場合には、代表者1人を定



めてください。この場合、その代表者は他の法定相続人を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が法定相続人の1人に対してした行為は、他の法定相続人に対しても効力を生じます。

#### (特約の更新)

第15条 主契約が更新された場合には、この特約も同時に更新されたものとします。

#### (契約者配当準備金の積立)

第16条 会社は、年金基金設定日の直後の事業年度末において年金基金の責任準備金および運用利率に基づく運用益が会社の予定した利率（基本年金額等を算出する際に用いた利率をいいます。以下、本条において同じ。）に基づく運用益をこえた場合、そのこえた部分の運用益のうち、会社の定める方法により計算された金額を契約者配当準備金として積み立て、さらに、その翌事業年度以後の毎事業年度末において当該事業年度にかかる責任準備金、契約者配当準備金および運用利率に基づく運用益と会社の予定した利率に基づく運用益との差額のうち会社の定める方法により計算された金額を前事業年度末の契約者配当準備金に積み増しまたは取り崩します。

#### (契約者配当金の割当)

第17条 会社は、前条の規定によって積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、つぎの年金基金を設定したこの特約に対して、会社の定める方法により計算した契約者配当金を割り当てます。この場合、第3号の規定に該当する保険契約については、第2号の規定に該当した場合に割り当てる金額を下回る金額とします。

(1) つぎの事業年度中に年金基金設定日の5年ごとの応当日が到来するこの特約。

(2) 年金の種類が確定年金でつぎの事業年度中に年金支払期間が満了するこの特約またはつぎの事業年度中に年金受取人の死亡により消滅するこの特約。ただし、前号に該当するこの特約を除きます。

(3) つぎの事業年度中に第10条（年金の一括払）第1項の規定により消滅するこの特約。ただし、第1号に該当するこの特約を除きます。

2. 前項のほか、年金基金設定日から起算して所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対しても、契約者配当金を割り当てることがあります。

#### (契約者配当金の支払)

第18条 会社は、前条第1項第1号の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき会社の定める方法により計算した金額を、つぎの事業年度の年金基金設定日の年単位の応当日にこの特約が有効に継続している場合に限り、つぎの方法で分配します。

(1) つぎの事業年度の年金基金設定日の年単位の応当日から会社所定の利率による複利計算の利息をつけて会社に積み立てて置いて、この特約が消滅したとき、または年金受取人から請求があったときに支払います。

(2) 前号の規定によって支払う契約者配当金は、年金受取人の死亡により消滅するときは、年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。

2. 会社は、前条第1項第2号および第3号の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき会社の定める方法により計算した金額を、年金受取人に支払います。ただし、年金受取人の死亡により消滅するときは、年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。

3. 会社は、前2項のほか、第1項に該当したこの特約がその直後の事業年度末までに消滅したときに、会社の定めるところにより、契約者配当金を支払います。

4. 前条第2項の規定によって割り当てた契約者配当金は、会社の定めるところにより支払います。

#### (年齢の計算)

第19条 保証期間付終身年金において、年金受取人の年齢は、年金基金設定日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

2. 年金基金設定後の年金受取人の年齢は、前項の年齢に、年金基金設定日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

**(年齢または性別の誤りの処理)**

第20条 保証期間付終身年金において、会社所定の特約付加申込書に記載された年金受取人の年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。

- (1) 年金基金設定日における実際の年齢が、会社所定の範囲内であったときは、実際の年齢に基づいて計算した基本年金額に改めます。ただし、変更後の年金額は、会社所定の金額以上であることを要します。
  - (2) 年金基金設定日における実際の年齢が、会社所定の範囲外であったときは、年金の種類を確定年金に変更することを要します。ただし、変更後の年金額は、会社所定の金額以上であることを要します。
2. 保証期間付終身年金において、会社所定の特約付加申込書に記載された年金受取人の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて計算した基本年金額に改めます。ただし、変更後の年金額は、会社所定の金額以上であることを要します。
3. 前2項において、すでに支払った年金がある場合には、その支払った年金額と実際の年齢または性別に基づいて計算した年金額との過不足を精算します。

**(時効)**

第21条 年金その他この特約に基づく諸支払金の支払を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時からその日を含めて3年間請求がない場合には消滅します。

**(主約款の規定の準用)**

第22条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

**(収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合の特則)**

第23条 この特約を収入保障保険、優良体収入保障保険、無解約返戻金型収入保障保険または無解約返戻金型優良体収入保障保険に付加した場合には、遺族年金または高度障害年金の受取人の申出によって、遺族年金または高度障害年金の未支払分の現価の一時支払が選択されたときに限って取り扱います。

2. 前項の規定によって、この特約の年金支払を行なう場合には、この特約の概要中「保険金または給付金」とあるのは「年金の未支払分の現価、保険金または給付金」と読み替えます。

**(重大事由による解除)**

第24条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または年金の受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
    - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ) 保険契約者または年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (2) 主契約、主契約に付加されている他の特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または年金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または年金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、年金基金設定日以後でも、前項の規定により、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後の年金を支払いません。また、この場合に、すでに年金を支払っていたときは、年金の返還を請求します。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただ

し、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または年金の受取人に通知します。

4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、第10条（年金の一括払）に定める一括払の請求を受け付けたものとして計算した支払額を保険契約者に支払います。

## 別表1 請求書類

|  | 項目                                    | 必要書類   |
|--|---------------------------------------|--|
| 1  | 年金の支払<br>(年金の分割支払、および年金の一括払の請求を含みます。) | (1) 会社所定の請求書<br>(2) 年金受取人の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）<br>(3) 年金受取人の印鑑証明書<br>(4) 年金証書 |
| 2  | 特約の解約                                 | (1) 会社所定の請求書<br>(2) 保険契約者の印鑑証明書<br>(3) 保険証券  |
| 3  | 積み立てた契約者配当金                           | (1) 会社所定の請求書<br>(2) 年金受取人の印鑑証明書<br>(3) 年金証書  |
| (注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。 |                                       |  |

## 特別条件付保険特約条項 目次

|     |                                 |     |
|-----|---------------------------------|-----|
| 第1条 | 特別条件の適用                         | 97  |
| 第2条 | 特別条件                            | 97  |
| 第3条 | 復活の制限                           | 98  |
| 第4条 | 主約款および特約条項の規定の適用除外              | 99  |
| 第5条 | 復活の制限についての特則                    | 99  |
| 別表1 | 対象となる感染症                        | 100 |
| 別表2 | 特定部位・特定疾病不担保法により不担保とする部位および特定疾病 | 100 |

## 特別条件付保険特約条項

(平成25年6月2日改正)

### (特別条件の適用)

第1条 主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結もしくは復活の際または主契約の契約日後に会社の定める特約を付加する際、主契約の被保険者の健康状態その他が会社の定めた基準に適合しないときは、主契約または主契約に付加される会社の定める特約（以下「主特約」といいます。）について、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項のほか、この特約条項を適用します。

2. 前項の規定により、この特約条項に規定する特別条件を適用する場合、つぎの日を適用日とします。

- (1) 主契約の締結の際に適用する場合  
主契約の契約日
- (2) 主契約の復活の際に適用する場合  
復活の際の責任開始期の属する日
- (3) 主契約の契約日後に会社の定める特約を付加する際に適用する場合  
付加する特約の責任開始期の属する日

### (特別条件)

第2条 この特約により主契約または主特約に適用する特別条件は、その危険の程度に応じて、つぎの各号のうちいずれか1つまたは2つ以上の方法によります。

#### (1) 保険金削減支払法

(ア) 適用日から起算して会社の定める保険金削減期間内に、主契約の被保険者が死亡し、特定の疾病により所定の状態に該当または高度障害状態になったときもしくは介護一時金の支払事由に該当したときは、主約款または主特約の特約条項の規定により支払うべき保険金額または介護一時金額に、適用日から起算して保険金または介護一時金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、つぎの割合を乗じて得た金額を死亡保険金、特定疾病保険金、高度障害保険金または介護一時金として支払います。ただし、保険料の払込済の主契約もしくは主特約または保険契約の復活の際にこの特別条件を適用した主契約もしくは主特約については、支払うべき保険金額または介護一時金額からその支払事由に該当した時における責任準備金を控除した金額につきの割合を乗じて得た金額と、その時における責任準備金とを合算した金額を支払います。

| 保険金の支払事由<br>に該当した時までの経過期間 | 削減期間 |     |     |     |     |
|---------------------------|------|-----|-----|-----|-----|
|                           | 1年   | 2年  | 3年  | 4年  | 5年  |
| 1年以内                      | 50%  | 30% | 25% | 20% | 15% |
| 1年超2年以内                   |      | 60% | 50% | 40% | 30% |
| 2年超3年以内                   |      |     | 75% | 60% | 45% |
| 3年超4年以内                   |      |     |     | 80% | 60% |
| 4年超5年以内                   |      |     |     |     | 80% |

(イ) 前(ア)の規定にかかわらず、主契約の被保険者が災害または別表1に定める感染症により、死亡または高度障害状態になったときは、支払うべき保険金の全額を支払います。

#### (2) 給付金削減支払法

適用日から起算して会社の定める給付金削減期間内に、主契約の被保険者が入院し、手術を受けまたは入院をしたのちに退院したときは、主約款または主特約の特約条項の規定により支払うべき給付金額に、適用日から起算して給付金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、前号(ア)に定める割合を乗じて得た額を基準として、給付金を支払います。ただし、災害または

別表1に定める感染症による場合は、この限りではありません。

(3) 特別保険料領収法

- (ア) 主契約または主特約の保険料に会社の定める特別保険料を加算した金額を払い込むべき主契約または主特約の保険料とします。
- (イ) 主約款または主特約の特約条項の規定によって保険料の払込が免除された場合は、同時に特別保険料の払込を免除します。
- (ウ) 特別保険料に対する解約返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

(4) 特定部位・特定疾病不担保法

適用日から起算して会社が定める不担保期間内に、別表2に定める身体部位または特定疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。）のうちこの特別条件を適用する際に会社が指定した部位に生じた疾病または特定疾病の治療を目的として、主契約の被保険者がつぎの（ア）から（オ）までのいずれかに該当するときは、給付金を支払いません。ただし、別表1に定める感染症による場合は、この限りではありません。また、主契約の被保険者が会社の定めた不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして給付金を支払います。

- (ア) 入院をしたこと。
- (イ) 手術を受けたこと。
- (ウ) 入院をしたのちに退院したこと。
- (エ) 先進医療による療養を受けたこと。
- (オ) 放射線治療を受けたこと。

(5) 特定障害不担保法

この方法により不担保とする特定障害は、視力障害または聴力障害とし、つぎの（ア）または（イ）のとおり取り扱います。

(ア) 視力障害

主契約の被保険者が主約款または主特約の特約条項に定める高度障害状態または身体障害の状態（これらの状態を以下、「身体の障害状態」といいます。）のうち、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」、「1眼の視力を全く永久に失ったもの」または「両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの」に該当し、主約款または主特約の特約条項に定める高度障害保険金もしくは障害給付金（名称の如何を問わず、身体の障害状態に該当したことにより支払われる保険金、年金または給付金等を含みます。以下本号において同じ。）の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた場合でも、会社は高度障害保険金もしくは障害給付金の支払または保険料の払込の免除を行ないません。ただし、別表1に定める感染症による場合は、高度障害保険金もしくは障害給付金の支払または保険料の払込の免除を行ないません。

(イ) 聴力障害

主契約の被保険者が身体の障害状態のうち、「両耳の聴力を全く永久に失ったもの」、「1耳の聴力を全く永久に失ったもの」または「両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの」に該当し、主約款または主特約の特約条項に定める障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合でも、会社は、障害給付金の支払または保険料の払込免除を行ないません。ただし、別表1に定める感染症による場合は、障害給付金の支払または保険料の払込免除を行ないません。

(6) 年増法

この方法を適用した場合には、会社は、被保険者の主約款に定める契約年齢に危険の程度に応じて会社の定める年数を加算した年齢を契約年齢とし、その年齢に基づいて主契約または主特約の保険料および解約返戻金等の金額を計算します。

2. 保険金削減支払法または特定障害不担保法が適用された収入保障保険普通保険約款、無解約返戻金型収入保障保険普通保険約款または収入保障特約条項の規定により遺族年金、特約遺族年金、高度障害年金、特約高度障害年金またはこれらの現価を支払うときは前項第1号または第5号の規定を準用します。

**（復活の制限）**

第3条 この特約を付加した保険契約が効力を失った場合、保険契約の復活の請求は保険契約が効力を失った日から起算して2年以内に限りします。

**(主約款および特約条項の規定の適用除外)**

第4条 この特約に定める特別条件を主契約に適用した場合、つぎの各号の取扱は行ないません。ただし、保険金削減支払法もしくは給付金削減支払法の場合で、保険金削減期間もしくは給付金削減期間経過後のとき、特定部位・特定疾病不担保法または特定障害不担保法のときはこの限りではありません。

- (1) 延長定期保険への変更
- (2) 払済保険への変更
- (3) 保険期間の変更
- (4) 保険料払込期間の変更
- (5) 保険料の払込完了の特則の適用
- (6) 保険契約の更新

2. この特約に定める特別条件を主特約に適用した場合、つぎの各号の取扱は行ないません。

- (1) 延長定期保険への変更。ただし、保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき、または給付金削減支払法、特定部位・特定疾病不担保法もしくは特定障害不担保法のときはこの限りではありません。
- (2) 払済保険への変更。ただし、保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき、または給付金削減支払法、特定部位・特定疾病不担保法もしくは特定障害不担保法のときはこの限りではありません。
- (3) 特別条件を適用した主特約の保険期間の変更または保険料払込期間の変更をともなう主契約の保険期間もしくは保険料払込期間の変更、特約の付加または特則の適用。ただし、保険金削減支払法の場合もしくは給付金削減支払法の場合で保険金削減期間もしくは給付金削減期間経過後のとき、または特定部位・特定疾病不担保法もしくは特定障害不担保法のときはこの限りではありません。
- (4) 特別条件を適用した主特約の更新および復旧。ただし、保険金削減支払法もしくは給付金削減支払法の場合で保険金削減期間もしくは給付金削減期間経過後のとき、または特定部位・特定疾病不担保法もしくは特定障害不担保法のときはこの限りではありません。

**(復活の制限についての特則)**

第5条 この特約を無解約返戻金型医療保険（2013）、無解約返戻金型医療保険（08）、無解約返戻金型介護認定一時金給付保険（11）または医療保険に付加した場合には、第3条（復活の制限）中「2年以内」とあるのは「会社所定の期間内（1年以内で定めます。）」と読み替えます。

## 別表1 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務省告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」によるものとします。

| 分類項目  | 基本分類コード |
|---|---------|
| コレラ   | A00     |
| 腸チフス  | A01.0   |
| パラチフスA  | A01.1   |
| 細菌性赤痢   | A03     |
| 腸管出血性大腸菌感染症   | A04.3   |
| ペスト   | A20     |
| ジフテリア   | A36     |
| 急性灰白髄炎<ポリオ>   | A80     |
| ラッサ熱  | A96.2   |
| クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱  | A98.0   |
| マールブルグ<Marburg>ウイルス病  | A98.3   |
| エボラ<Ebola>ウイルス病   | A98.4   |
| 痘瘡  | B03     |
| 重症急性呼吸器症候群 [S A R S]<br>(ただし、病原体がコロナウイルス属S A R S コロナウイルスであるものに限りません。) | U04     |

## 別表2 特定部位・特定疾病不担保法により不担保とする部位および特定疾病

|    | 身体部位および特定疾病の名称                            |
|----|---|
| 1  | 眼球および眼球附属器                                |
| 2  | 耳（内耳、中耳、外耳、聴神経を含みます。）および乳様突起              |
| 3  | 鼻（副鼻腔を含みます。）                              |
| 4  | 咽頭および喉頭                                   |
| 5  | 口腔、歯、歯肉、舌、顎下線、耳下腺、および舌下腺                  |
| 6  | 甲状腺                                       |
| 7  | 食道  |
| 8  | 胃、十二指腸および空腸                               |
| 9  | 小腸および大腸                                   |
| 10 | 盲腸（虫様突起を含みます。）                            |
| 11 | 直腸および肛門                                   |
| 12 | 肝臓、胆嚢および胆管                                |
| 13 | 脾臓  |
| 14 | 肺臓、胸膜、気管、気管支および胸郭                         |
| 15 | 腎臓および尿管                                   |
| 16 | 膀胱および尿道                                   |
| 17 | 前立腺、睪丸、副睪丸、精管、精索および精嚢                     |
| 18 | 子宮、卵巣および子宮附属器（異常分娩、妊娠異常が生じた場合を含みます。）      |
| 19 | 乳房（乳腺を含みます。）                              |
| 20 | 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニア、または大腿ヘルニアが生じた場合に限りません。） |



|    |                        |
|----|------------------------|
| 21 | 頸椎部（当該神経を含みます。）        |
| 22 | 胸椎部（当該神経を含みます。）        |
| 23 | 腰椎部（当該神経を含みます。）        |
| 24 | 仙骨部および尾骨部（当該神経を含みます。）  |
| 25 | 左肩関節部                  |
| 26 | 右肩関節部                  |
| 27 | 左鎖骨                    |
| 28 | 右鎖骨                    |
| 29 | 左股関節部                  |
| 30 | 右股関節部                  |
| 31 | 左上肢（左肩関節部を除きます。）       |
| 32 | 右上肢（右肩関節部を除きます。）       |
| 33 | 左下肢（左股関節部を除きます。）       |
| 34 | 右下肢（右股関節部を除きます。）       |
| 35 | 子宮体部（帝王切開を受けた場合に限りです。） |
| 36 | 脊椎（当該神経を含みます。）         |
| 37 | 皮膚（頭皮を含みます。）           |
| 38 | 異常妊娠、異常分娩（帝王切開を含みます。）  |
| 39 | 外傷に伴う合併症、後遺症           |

## 保険料口座振替特約条項 目次

|      |   |     |
|------|---|-----|
| 第1条  | 特約の適用   | 103 |
| 第2条  | 責任開始期および契約日の特則  | 103 |
| 第3条  | 保険料率  | 103 |
| 第4条  | 保険料の払込  | 103 |
| 第5条  | 保険料口座振替不能の場合の特別取扱   | 104 |
| 第6条  | 諸変更   | 104 |
| 第7条  | 特約の消滅   | 104 |
| 第8条  | 主約款の規定の準用   | 104 |
| 第9条  | 無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）、無解約返戻金型がん療養保険（10）またはがん保険に付加した場合の特則 | 104 |
| 第10条 | 責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則                             | 104 |

## 保険料口座振替特約条項

(平成26年7月1日改正)

### (特約の適用)

- 第1条 この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
2. この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
- (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関を含みます。）に設置してあること。
  - (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該金融機関の口座。以下同じ。）へ保険料の口座振替を委任していること。

### (責任開始期および契約日の特則)

- 第2条 この特約が適用され、第1回保険料から口座振替を行なう場合には、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、第4条（保険料の払込）第1項に定める第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、この日を契約日とします。
2. 月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合、契約日は主約款および前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
3. 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、会社が主約款および特約の規定に基づいて保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生したときは、前項の規定にかかわらず、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は会社の責任開始の日として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、支払うべき保険金または給付金があるときは、過不足分をその保険金または給付金と清算します。
4. 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第2項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

### (保険料率)

- 第3条 この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替料率とします。
2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、普通保険料率を適用します。
- (1) 当月分以後の保険料が3か月分以上一括払されたとき。この場合、会社所定の割引率で保険料を割引します。
  - (2) 保険料の振替貸付が行なわれたとき。

### (保険料の払込)

- 第4条 保険料は、会社の定めた日（第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めた日とします。また、会社の定めた日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。
2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
4. 保険契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
5. 口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

**（保険料口座振替不能の場合の特別取扱）**

第5条 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合には、保険契約者は、第1回保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。この場合、第2条（責任開始期および契約日の特則）第1項の規定は適用しません。

2. 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合は、つぎのとおり取り扱います。
  - （1）月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、1か月分の保険料の口座振替を行ない、払込期月の過ぎた保険料について払込があったものとします。
  - （2）年払契約または半年払契約の場合、振替月の翌月の応当日に再度口座振替を行ないます。
3. 前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月が到来している保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

**（諸変更）**

第6条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該金融機関に申し出てください。

2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の金融機関に変更するか他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
4. 会社は、会社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

**（特約の消滅）**

第7条 つぎの場合には、この特約は効力を失います。

- （1）保険契約が消滅または失効したとき
  - （2）保険料の前納がなされたとき
  - （3）保険料の一括払込がなされたとき
  - （4）保険料の払込を要しなくなったとき
  - （5）他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
  - （6）第1条（特約の適用）第2項に定める条件に該当しなくなったとき
2. 前項第3号の規定にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払後も引き続きこの特約を適用する旨の申出がなされたときは、この特約は消滅しません。

**（主約款の規定の準用）**

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

**（無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）、無解約返戻金型がん療養保険（10）またはがん保険に付加した場合の特則）**

第9条 この特約を無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）、無解約返戻金型がん療養保険（10）またはがん保険に付加した場合には、第2条（責任開始期および契約日の特則）中「会社の責任開始の日」とあるのは「主約款に定める保険期間の始期」と読み替えます。

**（責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）**

第10条 この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- （1）責任開始の日、保険期間の始期および契約日については、責任開始期に関する特約条項の規定によるものとし、第2条（責任開始期および契約日の特則）、第9条（無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）、無解約返戻金型がん療養保険（10）またはがん保険に付加した場合の特則）の規定は適用しません。
- （2）第1回保険料から口座振替を行う場合、第1回保険料は、第4条（保険料の払込）第1項および

び責任開始期に関する特約条項の規定にかかわらず、責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の払込期間中の当社の定めた日を第1回保険料の振替日とし、その日に指定口座から保険料相当額を当社の口座に振り替えることによって、当社に払い込まれるものとします。

- (3) 第1回保険料から口座振替を行う場合で、第1回保険料の振替日（責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の払込期間中に複数の振替日がある場合は、その最終の振替日とします。以下本項において同じ。）に口座振替が不能となったとき（提携金融機関に対して第1回保険料の口座振替請求が行われなかった場合を含みます。）は、第5条（保険料口座振替不能の場合の特別取扱）第1項および前号の規定にかかわらず、次の（ア）～（ウ）のとおり取り扱います。
- （ア）月払契約の場合、第1回保険料の振替日の属する月の翌月の応当日に第1回保険料と第2回保険料を合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たず、1か月分の保険料の口座振替のみが可能な場合には、1か月分の保険料の口座振替を行い、第1回保険料について払込があったものとします。
- （イ）年払契約または半年払契約の場合、第1回保険料の振替日の属する月の翌月の応当日に口座振替を行います。
- （ウ）前（ア）または（イ）の規定による口座振替が不能の場合には、保険契約者は、責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の猶予期間満了日までに、第1回保険料および払込期月が到来している第2回以後の保険料を、当社が指定する方法で払い込んでください。

## 保険料口座振替特約条項（団体扱・集団扱用） 目次

|     |   |     |
|-----|---|-----|
| 第1条 | 特約の適用   | 107 |
| 第2条 | 責任開始期の特則  | 107 |
| 第3条 | 保険料の払込  | 107 |
| 第4条 | 保険料口座振替不能の場合の取扱   | 107 |
| 第5条 | 特約の失効   | 107 |
| 第6条 | 主約款および特約の規定の準用  | 107 |
| 第7条 | 無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）、無解約返戻金型がん療養保険（10）またはがん保険に付加した場合の特則 | 108 |

## 保険料口座振替特約条項（団体扱・集団扱用）

（平成26年7月1日改正）

### （特約の適用）

第1条 この特約は、会社と団体取扱に関する協定または集団取扱に関する協定を締結した団体または集団（以下「団体等」といいます。）に属する保険契約者が、団体等の指定する金融機関等に口座をもち、かつ、その口座から団体等が定める方法により、団体等の金融機関等の口座への振替により保険料を払い込むことができる場合に適用します。

2. 保険契約者は、前項により保険料の振替を行なう口座を指定するものとし、その指定された口座を以下「指定口座」といいます。

### （責任開始期の特則）

第2条 この特約が適用され、第1回保険料から口座振替を行なう場合には、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、次条第1項に定める第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とします。

### （保険料の払込）

第3条 この特約を付加した保険契約の保険料は、団体等が定めた日（第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の団体等の定めた日とします。また、団体等の定めた日が金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を振り替えることによって、払い込まれるものとします。

2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。ただし、指定口座から振り替えられた保険料が実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者の申出によりその振替が取り消された場合には、保険料の振替がなかったものとします。

### （保険料口座振替不能の場合の取扱）

第4条 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合は、保険契約者は、団体等が定めるつぎのいずれかの方法により第1回保険料を払い込んでください。ただし、第2号による場合、その取扱をするのは契約年齢に変更が生じない場合に限りです。

（1）会社の本店または会社の指定した場所に払い込む方法。この場合、第2条（責任開始期の特則）の規定は適用しません。

（2）第1回保険料の口座振替が不能となった日の翌月の振替日に口座振替により払い込む方法。この場合、第2条（責任開始期の特則）の規定にかかわらず、振り替えられた日を会社の責任開始期とします。

2. 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合は、その保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

3. 前項の保険料については、団体等の定めにより、つぎのとおり取り扱うことがあります。

（1）月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。

（2）年払契約または半年払契約の場合、払込期月の翌月の応当日に再度口座振替を行ないます。

### （特約の失効）

第5条 つぎの場合には、この特約は効力を失います。

（1）保険契約者が指定口座を解約したとき

（2）団体扱特約Ⅰ、団体扱特約Ⅱまたは集団扱特約が効力を失ったとき

### （主約款および特約の規定の準用）

第6条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款および団体扱特約Ⅰ、団体扱特約Ⅱまたは集団扱特約の規定を準用します。

**（無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）、無解約返戻金型がん療養保険（10）またはがん保険に付加した場合の特則）**

第7条 この特約を無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）、無解約返戻金型がん療養保険（10）またはがん保険に付加した場合には、第2条（責任開始期の特則）中「会社の責任開始の日」とあるのは「主約款に定める保険期間の始期」と読み替えます。



## 団体扱特約条項 I 目次

|     |   |     |
|-----|---|-----|
| 第1条 | 取扱の範囲   | 110 |
| 第2条 | 契約日の特則  | 110 |
| 第3条 | 保険料率  | 110 |
| 第4条 | 保険料の払込  | 110 |
| 第5条 | 保険料の一括払   | 111 |
| 第6条 | 猶予期間  | 111 |
| 第7条 | 特約の失効   | 111 |
| 第8条 | 無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）、無解約返戻金型がん療養保険（10）またはがん保険に付加した場合の特則 | 111 |

## 団体扱特約条項Ⅰ

(平成26年7月1日改正)

### (取扱の範囲)

第1条 官公庁、会社、組合、工場その他の団体（以下「団体」といいます。）においてつぎの条件の備わる場合は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほかこの特約を適用して団体年払、半年払、または月払の取扱をします。

- (1) 保険契約者がその団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者である保険契約（以下「個人契約」といいます。）であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者である保険契約（以下「事業保険」といいます。）であること
  - (2) 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること
2. 前項第2号の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすことを要します。
3. 第1項の取扱を行なうときは、会社は団体代表者と協定書を取りかわします。

### (契約日の特則)

第2条 主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱を行なう保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

2. 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときは、会社は、会社の責任開始の日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と清算します。
3. 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第1項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

### (保険料率)

第3条 この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 団体がつぎのいずれかに該当する場合は、団体保険料率Aを適用します。
    - (ア) その事業所に個人契約の保険契約者が20名以上あるとき
    - (イ) その事業所に事業保険の被保険者数が20名以上あるとき
    - (ウ) その事業所の個人契約の保険契約者数とその事業所の事業保険の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上あるとき
    - (エ) その事業所の個人契約の保険契約者数または事業保険に被保険者数が20名未満であっても前(ア)から(ウ)のいずれかに該当する事業所が他にあるとき
  - (2) 団体が前号(ア)から(エ)のいずれにも該当しない場合は、団体保険料率Bを適用します。
2. 団体保険料率Aを適用した場合でも、保険契約者または被保険者の数が前項第1号に規定する人数未満に減少し、その後6か月を経過しても規定の人数にもとらないときは、会社は、適用する保険料率を団体保険料率Bに変更します。

### (保険料の払込)

第4条 第1回保険料は、団体を経由して払い込むことができます。

2. 第2回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
3. 前2項に規定する保険料は、団体の代表者が会社に払い込んだ日をもって払込のあった日とします。
4. 団体の代表者から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

**（保険料の一括払）**

第5条 団体月払取扱の場合、団体保険料率Bが適用されるときは、保険契約者は、会社の定めるところにより、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合、一括払される保険料が3か月分以上あるときは、普通保険料率を基準として、会社所定の割引率で保険料を割引します。

**（猶予期間）**

第6条 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

- (1) 団体月払取扱の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
  - (2) 団体年払または半年払の取扱の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
3. 定期保険契約、無解約返戻金型定期保険（2013）契約、特定疾病保障定期保険契約、逡増定期保険契約、養老保険契約、5年ごと利差配当付養老保険契約、利差配当付貯蓄保険契約、医療保険契約、がん保険契約、無配当一時金給付型医療保険契約、無解約返戻金型医療保険（08）契約、無解約返戻金型医療保険（2013）契約、無解約返戻金型がん療養保険（10）契約および無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）契約について保険契約を更新する場合には、更新後第1回保険料の払込について前項の規定を準用します。
4. 優良体定期保険契約について保険契約を自動変更する場合には、自動変更後第1回保険料の払込について第2項の規定を準用します。

**（特約の失効）**

第7条 つぎの場合には、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者が、その所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
  - (2) 保険契約者または被保険者の数が第1条（取扱の範囲）第1項および第2項に規定する人数未満に減少し、その後3か月（団体年払または半年払の取扱の場合はその後6か月）を経過しても規定の人数にもとらないとき
  - (3) 保険金額、年金額または給付金額の減額その他により、保険金額、年金額または給付金額が会社の定めた金額を下るとき
  - (4) 保険料の振替貸付を行なったとき
  - (5) 保険料の前納取扱をしたとき
  - (6) 保険料の払込を要しなくなったとき
  - (7) 会社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱を廃止したとき
2. 前項の場合には、個人扱の年払、半年払または月払の取扱に変更し、保険料率を将来に向けて更正します。
3. 団体月払取扱を個人扱の年払または半年払の取扱に変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

**（無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）、無解約返戻金型がん療養保険（10）またはがん保険に付加した場合の特則）**

第8条 この特約を無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）、無解約返戻金型がん療養保険（10）またはがん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）中「会社の責任開始の日」とあるのは「主約款に定める保険期間の始期」と読み替えます。

## 団体扱特約条項Ⅱ 目次

|     |   |     |
|-----|---|-----|
| 第1条 | 取扱の範囲   | 113 |
| 第2条 | 契約日の特則  | 113 |
| 第3条 | 保険料率  | 113 |
| 第4条 | 保険料の払込  | 113 |
| 第5条 | 保険料の一括払   | 113 |
| 第6条 | 猶予期間  | 113 |
| 第7条 | 特約の失効   | 114 |
| 第8条 | 無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）、無解約返戻金型がん療養保険（10）またはがん保険に付加した場合の特則 | 114 |

## 団体扱特約条項Ⅱ

(平成26年7月1日改正)

### (取扱の範囲)

第1条 組合、連合会、同業団体その他の団体（以下「団体」といいます。）においてつぎの条件の備わる場合は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほかこの特約を適用して団体年払、半年払、または月払の取扱をします。

- (1) 保険契約者は、その団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること（この場合を「事業保険」といいます。）
  - (2) 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること
  - (3) 団体を代表する者のあることを要し、その代表者によって保険料を一括して徴収することが可能であること
2. 前項第2号の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすことを要します。
3. 第1項の取扱を行なうときは、会社は団体代表者と協定書を取りかわします

### (契約日の特則)

第2条 主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱を行なう保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

2. 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときは、会社は、会社の責任開始の日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と清算します。
3. 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第1項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

### (保険料率)

第3条 この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

### (保険料の払込)

第4条 第1回保険料は、団体を経由して払い込むことができます。

2. 第2回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
3. 前2項の規定する保険料は、団体の代表者が会社に払い込んだ日をもって払込のあった日とします。
4. 団体の代表者から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

### (保険料の一括払)

第5条 団体月払取扱の場合、保険契約者は、会社の定めるところにより、当月分以後の保険料を一括払うことができます。この場合、一括払される保険料が3か月分以上あるときは、普通保険料率を基準として、会社所定の割引率で保険料を割引します。

### (猶予期間)

第6条 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

- (1) 団体月払取扱の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
- (2) 団体年払または半年払の取扱の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日ま

- で（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
  3. 定期保険契約、無解約返戻金型定期保険（2013）契約、特定疾病保障定期保険契約、遡増定期保険契約、養老保険契約、5年ごと利差配当付養老保険契約、利差配当付貯蓄保険契約、医療保険契約、がん保険契約、無配当一時金給付型医療保険契約、無解約返戻金型医療保険（08）契約、無解約返戻金型医療保険（2013）契約、無解約返戻金型がん療養保険（10）契約および無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）契約について保険契約を更新する場合には、更新後第1回保険料の払込について前項の規定を準用します。
  4. 優良体定期保険契約について保険契約を自動変更する場合には、自動変更後第1回保険料の払込について第2項の規定を準用します。

**（特約の失効）**

第7条 つぎの場合には、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者が、その所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
  - (2) 保険契約者または被保険者の数が第1条（取扱の範囲）第1項および第2項に規定する人数未満に減少し、その後3か月（団体年払または半年払の取扱の場合はその後6か月）を経過しても規定の人数にもとらないとき
  - (3) 保険金額、年金額または給付金額の減額その他により、保険金額、年金額または給付金額が会社の定めた金額を下るとき
  - (4) 保険料の振替貸付を行なったとき
  - (5) 保険料の前納取扱をしたとき
  - (6) 保険料の払込を要しなくなったとき
  - (7) 会社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱を廃止したとき
2. 前項の場合には、個人扱の年払、半年払または月払の取扱に変更します。
  3. 団体月払取扱を個人扱の年払または半年払の取扱に変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

**（無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）、無解約返戻金型がん療養保険（10）またはがん保険に付加した場合の特則）**

第8条 この特約を無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）、無解約返戻金型がん療養保険（10）またはがん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）中「会社の責任開始の日」とあるのは「主約款に定める保険期間の始期」と読み替えます。

## 集団扱特約条項 目次

|      |   |     |
|------|---|-----|
| 第1条  | 取扱の範囲   | 116 |
| 第2条  | 契約日の特則  | 116 |
| 第3条  | 保険料率  | 116 |
| 第4条  | 保険料の払込  | 116 |
| 第5条  | 保険料の前納または一括払  | 116 |
| 第6条  | 一括保険証券  | 116 |
| 第7条  | 保険契約の復活   | 116 |
| 第8条  | 保険期間の変更   | 117 |
| 第9条  | 特約の解約   | 117 |
| 第10条 | 特約の消滅   | 117 |
| 第11条 | この特約を付加した定期保険契約、特定疾病保障定期保険契約、遡増定期保険契約、無解約返戻金型定期保険（2013）契約、医療保険契約、がん保険契約、無解約返戻金型医療保険（08）契約、無解約返戻金型医療保険（2013）契約、無解約返戻金型がん療養保険（10）契約または無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）契約の更新 | 117 |
| 第12条 | この特約を付加した優良体定期保険契約の自動変更   | 117 |
| 第13条 | 無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）、無解約返戻金型がん療養保険（10）またはがん保険に付加した場合の特則   | 117 |

## 集団扱特約条項

(平成26年7月1日改正)

### (取扱の範囲)

第1条 官公庁、会社、組合、工場、連合会、同業団体その他の団体であって、保険料の一括集金ができる集団（以下「集団」といいます。）の所属員またはその同居の親族もしくは使用人を被保険者とし、集団またはその代表者もしくは所属員を保険契約者とする保険契約については、つぎの条件を満たす限り、普通保険約款のほかこの特約を適用して、集団扱をします。

- (1) 集団の所属員である保険契約者の数が10名以上あるとき
- (2) 集団またはその代表者が保険契約者であって、被保険者の数が10名以上あるとき
- (3) その集団に第1号の保険契約者の数と第2号の被保険者の数とが名寄せ合算して10名以上あるとき

2. 集団扱を行なう場合には、会社は、集団代表者と集団扱協定を締結します。

### (契約日の特則)

第2条 集団扱を行なう保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

2. 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときは、会社の責任開始の日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と清算します。

3. 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、第1項の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

### (保険料率)

第3条 この特約を適用する保険契約の保険料率は、集団扱保険料率とします。

### (保険料の払込)

第4条 保険料の払込方法は集団を通じて同一であることを要します。

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中払込期月に集団代表者を經由して払い込んでください。

3. 前項の保険料は、集団代表者が会社に払い込んだ日をもって払込のあった日とします。

4. 保険料が払い込まれた場合には、会社は集団代表者に対する一括領収証をもって個々の保険契約に対する領収証にかえます。

5. 保険料の払込方法が月払の場合には、第2回以後の保険料の払込については、猶予期間は払込期月の翌月初日から末日までとします。

### (保険料の前納または一括払)

第5条 この特約を付加した保険契約については保険料の前納または一括払は取り扱いません。

### (一括保険証券)

第6条 会社は、個々の保険証券にかえて集団またはその代表者に一括保険証券を発行することがあります。

### (保険契約の復活)

第7条 この特約を付加した保険契約が失効した場合には、復活することができる期間は、普通保険約款に定める保険契約の復活の規定にかかわらず、保険契約が効力を失った日から起算して3か月以内とします。



**（保険期間の変更）**

第8条 この特約を付加した保険契約については保険期間の変更は取り扱いません。

**（特約の解約）**

第9条 保険契約者は、この特約だけを解約することはできません。

**（特約の消滅）**

第10条 つぎの場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約者または被保険者がその所属集団から脱退したとき
  - (2) 集団扱を受ける保険契約者または被保険者の数が第1条（取扱の範囲）第1項第1号から第3号までに規定する人数未満に減少し、その後6か月を経過しても規定の人数にもどらないとき
  - (3) 会社と集団代表者との間に締結された集団扱協定が解除されたとき
2. 前項の規定によってこの特約が消滅したときは、個人扱の取扱に変更し、保険料率を将来に向かって更正します。この場合、この特約消滅後の保険期間は、この特約消滅前の保険期間と同一とします。ただし、個人扱の取扱への変更が、会社の定める範囲をこえる場合には、変更の取扱はしません。この場合、保険契約は最終の保険料払込に対応する保険料期間満了の日をもって消滅するものとします。
3. 前項に規定する個人扱の取扱への変更後の保険期間満了の日が、会社の定める範囲をこえる場合には、同一の保険期間への変更は行わず、短期の保険期間とする個人扱の取扱に変更します。この場合、会社の定めた方法で計算した差額金を授受します。
4. 前2項に規定する個人扱の取扱への変更の場合、この特約消滅後の保険料の払込方法（回数）が年払または半年払でその保険年度の保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。
5. 前項の未払込分の保険料の払込については、普通保険約款に定める猶予期間および保険契約の失効の規定を準用します。

**（この特約を付加した定期保険契約、特定疾病保障定期保険契約、逡増定期保険契約、無解約返戻金型定期保険（2013）契約、医療保険契約、がん保険契約、無解約返戻金型医療保険（08）契約、無解約返戻金型医療保険（2013）契約、無解約返戻金型がん療養保険（10）契約または無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）契約の更新）**

第11条 この特約を付加した保険契約が更新される場合には、普通保険約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。ただし、保険期間を変更して更新する取扱はしません。

**（この特約を付加した優良体定期保険契約の自動変更）**

第12条 この特約を付加した保険契約が自動変更される場合には、普通保険約款に定める保険契約の自動変更の規定を準用します。ただし、保険期間を変更して自動変更する取扱はしません。

**（無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）、無解約返戻金型がん療養保険（10）またはがん保険に付加した場合の特則）**

第13条 この特約を無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）、無解約返戻金型がん療養保険（10）またはがん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）中「会社の責任開始の日」とあるのは「主約款に定める保険期間の始期」と読み替えます。

## 保険料クレジットカード払特約条項 目次

|     |                    |     |
|-----|--------------------|-----|
| 第1条 | 特約の適用              | 119 |
| 第2条 | 契約日の特則             | 119 |
| 第3条 | 保険料率               | 119 |
| 第4条 | 保険料の払込             | 119 |
| 第5条 | 他の保険料の払込方法（経路）への変更 | 120 |
| 第6条 | 特約の消滅              | 120 |
| 第7条 | 主約款の規定の準用          | 120 |

## 保険料クレジットカード払特約条項

(平成26年7月1日改正)

### (特約の適用)

- 第1条 この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料払込方法（経路）にかえて、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限ります。
  - 会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行なうものとします。
  - 会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱を行いません。

### (契約日の特則)

- 第2条 保険契約締結の際にこの特約を付加する場合は、次の各号のとおり取り扱います。
- この特約が適用される月払の保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、会社の責任開始の日（無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）、無解約返戻金型がん療養保険（10）またはがん保険に付加した場合は、保険期間の始期。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として計算します。
  - 会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、会社が主約款および特約の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときは、前号の規定にかかわらず、会社の責任開始の日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。
  - 保険契約者から申出があり、かつ会社がこれを承諾した場合、前2号の規定にかかわらず、契約日は会社の責任開始の日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

### (保険料率)

- 第3条 この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
- 前項の規定にかかわらず、当月分以後の保険料が3か月分以上一括払されたときは、普通保険料率を適用します。この場合、会社所定の割引率で保険料を割引します。

### (保険料の払込)

- 第4条 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、クレジットカードによる保険料の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時）に、会社が第1回保険料を受け取ったものとします。
- 前項の場合、会社が、保険契約の申込を承諾したときは、会社の責任開始の日を保険契約者に通知します。
  - 第2回以降の保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、その保険料は、主約款の規定にかかわらず、会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった上で、払込期月中の会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとします。
  - 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがたい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
  - 会社がクレジットカードの有効性等の確認を行なった後でも、次のすべてを満たす場合には、その

払込期月中の保険料（第1回保険料を含みます。）については、第3項（第1回保険料の場合は第1項）の規定は適用しません。

（1）会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと

（2）保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと

6. 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとしします。

#### （他の保険料の払込方法（経路）への変更）

第5条 保険契約者は、あらかじめ会社に申し出ることにより、クレジットカードによる保険料の払込を中止して、他の保険料の払込方法（経路）に変更することができます。

#### （特約の消滅）

第6条 次の事由に該当したときは、この特約は消滅します。

（1）保険契約が消滅または失効したとき

（2）保険料の前納がなされたとき

（3）保険料の一括払込がなされたとき

（4）保険料の払込を要しなくなったとき

（5）他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき

（6）会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき

（7）会社がクレジットカードの有効性を確認できなかったとき

（8）カード会社がクレジットカードによる保険料払込の取扱を停止したとき

2. 前項第3号の規定にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払込後も引き続きこの特約を適用する旨の申出がなされたときは、この特約は消滅しません。

3. 第1項第6号から第8号までの場合、会社はそれぞれの事由によりこの特約が消滅することを保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保険料の払込方法（経路）への変更を行ってください。

#### （主約款の規定の準用）

第7条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

## 電子情報処理機器による保険契約申込に関する特約条項 目次

|                     |     |
|---------------------|-----|
| (特約の概要)             | 122 |
| 第1条 特約の適用           | 122 |
| 第2条 保険契約の申込手続       | 122 |
| 第3条 告知の手続           | 122 |
| 第4条 契約年齢および性別の誤りの処理 | 122 |
| 第5条 主約款の規定の準用       | 123 |
| 第6条 電磁的方法           | 123 |

## 電子情報処理機器による保険契約申込に関する特約条項

(平成24年4月2日制定)

### (特約の概要)

この特約は、保険契約者が、保険契約の申込等の手続の際に、書面の提出に代えて、電子情報処理機器（パーソナルコンピュータおよびインターネット等に接続可能で情報処理ができる携帯電話端末機等の双方向において連絡および確認等ができ、電磁的方法による記録が可能な機器をいいます。以下同じ。）を用いて保険契約の申込手続を行う場合の取扱を定めることを主な内容とするものです。

### (特約の適用)

第1条 保険契約者（保険契約者となる者を含みます。以下同じ。）から、電子情報処理機器を用いて、会社所定の方法により、保険契約の申込があり、かつ、会社がこれを承諾した場合には、この特約を適用します。

2. この特約の適用に際しては、保険契約者は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者と同一人であることを要します。
3. この特約の適用に際しては、保険料クレジットカード払特約の付加を要します。

### (保険契約の申込手続)

第2条 電子情報処理機器による保険契約の申込は、つぎの手続により取り扱うものとします。

- (1) 会社は、電子情報処理機器を用いたインターネット等を媒介とした電磁的方法により、保険契約の申込の際に確認いただく契約情報に関する電子書面と保険契約の申込内容を入力する画面を保険契約者へ表示します。
- (2) 保険契約者は、電磁的方法により、保険契約の申込内容を入力する画面に申込に係る必要な情報を入力し、会社へ送信するものとします。この場合、携帯電話端末機を用いた保険契約の申込を行うときは、書面による必要書類の提出を含みます。
- (3) 会社は、前号で保険契約者より送信されたものの受信をもって、保険契約の申込の意思があったものとして取り扱います。この場合、会社は、電磁的方法により、保険契約の申込を受け付けた旨を保険契約者へ送信します。
- (4) 会社は、保険契約の申込の諾否については、電磁的方法によって通知します。ただし、電磁的方法が不可能な場合にはその他の方法を用いる場合があります。また、保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行して承諾の通知に代えることがあります。
- (5) 携帯電話端末機を用いた保険契約の申込を行う場合、保険契約者より会社所定の書面を提出いただく場合があります。

### (告知の手続)

第3条 電子情報処理機器による保険契約の申込を行う場合には、主契約の普通保険約款（特約条項を含みます。以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、告知について、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 保険契約（特約を含みます。）の締結の際、会社は保険金等の支払事由および保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち被保険者に告知を求める事項（以下「告知事項」といいます。）を電磁的方法によって表示します。
- (2) 保険契約者は、電磁的方法により、告知事項を入力する画面に告知に係る必要な情報を入力し、会社へ送信するものとします。
- (3) 会社は、前号で保険契約者より送信されたものの受信をもって、告知があったものとして取り扱います。

### (契約年齢および性別の誤りの処理)

第4条 この特約の適用に際しては、主約款に規定している「契約年齢および性別の誤りの処理」の条項において、「保険契約申込書に記載された」とあるのは「電磁的方法により、保険契約の申込内容を入力する画面に入力された」と読み替えます。

(主約款の規定の準用)

第5条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

(電磁的方法)

第6条 この特約における「電磁的方法」とは、つぎの各号に掲げる場合に依りて、それぞれに定める方法を指します。

- (1) 会社から保険契約者または被保険者（以下、「保険契約者等」といいます。）に対して通知、表示または意思表示（以下、「通知等」といいます。）を行う場合
  - (ア) 会社の使用に係る電子情報処理機器と保険契約者等の使用に係る電子情報処理機器とを接続する電気通信回線を通じて通知等を行うべき事項を送信し、受信者の使用に係る電子情報処理機器に備えられた記憶装置に記録する方法
  - (イ) 会社の使用に係る電子情報処理機器に備えられた記憶装置に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供し、保険契約者等の使用に係る電子情報処理機器に備えられた記憶装置に当該事項を記録する方法
  - (ウ) 保険契約者等ファイル（会社の使用に係る電子情報処理機器に備えられたファイルで、もっぱら当該保険契約者等の用に供せられるファイルをいいます。以下同じとします。）に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法
  - (エ) 会社の閲覧ファイル（会社の使用に係る電子情報処理機器に備えられたファイルであって、同時に複数の保険契約者等の閲覧に供するため通知等を行うべき事項を記録させるファイルをいいます。）に記録された内容中、通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法
- (2) 保険契約者等から会社に対して通知等を行う場合
  - (ア) 保険契約者等ファイルに、保険契約者等が通知等を行うべき事項を記録する方法
  - (イ) 保険契約者等の使用に係る電子情報処理機器の映像面に表示する手続にしたがって、保険契約者等がその使用に係る電子情報処理機器を用いて送信する方法

## 責任開始期に関する特約条項 目次

|      |  |     |
|------|--|-----|
| 第1条  | 特約の適用  | 125 |
| 第2条  | 責任開始期および契約日  | 125 |
| 第3条  | 第1回保険料の払込および猶予期間   | 125 |
| 第4条  | 第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合   | 125 |
| 第5条  | 第1回保険料が払い込まれないことによる無効  | 126 |
| 第6条  | 特約の解約  | 126 |
| 第7条  | 第1回保険料の払込前の保険契約の解約返戻金  | 126 |
| 第8条  | 主約款の規定の準用  | 126 |
| 第9条  | 無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）、無解約返戻金型がん療養保険（10）またはがん保険に付加した場合の特則              | 126 |
| 第10条 | 5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則   | 126 |
| 第11条 | 無選択加入特則を付加した5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合または無選択型終身保険（低解約返戻金型）（2012）に付加した場合の特則 | 126 |



## 責任開始期に関する特約条項

(平成26年7月1日改正)

### (特約の適用)

第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して適用します。

2. この特約を付加した主契約が更新された場合、更新後の主契約には、この特約は付加されません。

### (責任開始期および契約日)

第2条 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、つぎの（1）～（3）のとおり取り扱います。

（1）保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時を主契約の責任開始期（会社の保険契約上の責任が開始する時をいいます。以下同じ。）とし、その時の属する日（以下「責任開始日」といいます。）を契約日とします。ただし、月払の保険契約の場合の契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日とします。

（2）契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、前号に定める契約日を基準として計算します。ただし、責任開始日から契約日の前日までの間に、主約款または特約条項の規定に基づいて保険金、給付金もしくは年金等（以下「保険金等」といいます。）の支払事由または保険料払込の免除事由が発生したときは、責任開始日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算します。

（3）前号ただし書きに定める再計算の結果、保険料に超過分があるときは、会社はその超過分を保険契約者に払い戻します。また、保険料に不足分があるときは、保険契約者はその不足分を会社に払い込んでください。ただし、支払うべき保険金等があるときは、保険料の不足分をその保険金等から差し引きます。

### (第1回保険料の払込および猶予期間)

第3条 第1回保険料の払込期間は、責任開始日から責任開始日の属する月の翌月末日までとします。

2. 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌月末日までの猶予期間があります。

3. 保険契約者は、第1回保険料を払込期間内に会社に払い込んでください。払込期間内に払込ができなかった場合は、猶予期間内に会社に払い込んでください。

### (第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合)

第4条 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または特約条項の規定に基づいて保険金等の支払事由が生じたときは、第1回保険料を支払うべき保険金等から差し引きます。ただし、第2回以後の保険料について、主約款または特約条項の規定に基づいて差し引くべき未払込保険料がある場合は、第1回保険料と合わせて支払うべき保険金等から差し引きます。

2. 前項の場合、支払うべき保険金等が第1回保険料（前項ただし書きの規定により、第1回保険料と合わせて差し引くべき第2回以後の未払込保険料を含みます。以下、本項において同じ。）に不足するときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料を払い込んでください。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき保険金等を支払いません。

3. 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または特約条項の規定に基づいて保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（主約款または特約条項の規定に基づいて払い込むべき第2回以後の未払込保険料がある場合は、その未払込保険料を含みます。以下、本項において同じ。）を払い込んでください。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

**（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）**

第5条 第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、主契約およびこれに付加された特約を無効とします。ただし、前条第1項に該当し、かつ、前条第2項に該当しない場合を除きます。

2. 本条の規定によって主契約およびこれに付加された特約を無効とした場合、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

**（特約の解約）**

第6条 保険契約者は、主契約と同時でなければ、この特約を解約することはできません。

**（第1回保険料の払込前の保険契約の解約返戻金）**

第7条 第1回保険料の払込前の主契約およびこれに付加された特約には解約返戻金はありません。

**（主約款の規定の準用）**

第8条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

**（無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）、無解約返戻金型がん療養保険（10）またはがん保険に付加した場合の特則）**

第9条 この特約を無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）、無解約返戻金型がん療養保険（10）またはがん保険に付加した場合には、主約款の規定にかかわらず、次の（1）～（5）の取扱をし、第2条（責任開始期および契約日）の規定は適用しません。

（1）保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時を主契約の保険期間の始期とし、その日を契約日とします。ただし、月払の保険契約の場合の契約日は、保険期間の始期の属する月の翌月1日とします。

（2）主契約の責任開始期は、前号に定める保険期間の始期に属する日から起算して90日を経過した日の翌日とします。

（3）契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、第1号に定める契約日を基準として計算します。ただし、保険期間の始期から契約日の前日までの間に、主約款または特約条項の規定に基づいて保険料払込の免除事由が発生したときは、保険期間の始期を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算します。

（4）前号ただし書きに定める再計算の結果、保険料に超過分があるときは、会社はその超過分を保険契約者に払い戻します。また、保険料に不足分があるときは、保険契約者はその不足分を会社に払い込んでください。

（5）第3条（第1回保険料の払込および猶予期間）第1項中、「責任開始日」とあるのは「保険期間の始期」と読み替えます。

**（5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則）**

第10条 この特約を5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合には、第2条（責任開始期および契約日）中、「被保険者」とあるのは「被保険者および保険契約者」と読み替えます。

**（無選択加入特則を付加した5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合または無選択型終身保険（低解約返戻金型）（2012）に付加した場合の特則）**

第11条 この特約を無選択加入特則を付加した5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合、または無選択型終身保険（低解約返戻金型）（2012）に付加した場合には、第2条（責任開始期および契約日）第1号は、つぎのとおり読み替えます。

「 保険契約の申込を受けた時を主契約の責任開始期（会社の保険契約上の責任が開始する時をいいます。以下同じ。）とし、その時の属する日（以下「責任開始日」といいます。）を契約日とします。ただし、月払の保険契約の場合の契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日とします。 」